

公益財団法人 笹川平和財団 海洋政策研究所

## Ocean Policy Studies

No.15 (March 2021)

Ocean Policy Research Institute, the Sasakawa Peace Foundation

The Sasakawa Peace Foundation Bldg.,

1-15-16, Toranomon, Minato-Ku, Tokyo 105-8524 Japan

Phone: +81-3-5157-5210

Facsimile: +81-3-5157-5230

E-mail: oceanpolicy@spf.or.jp

URL: https://www.spf.or.jp/opri/

Copyright© 2005 The Sasakawa Peace Foundation All Rights Reserved.

The views and opinions expressed in *Ocean Policy Studies* are solely those of authors, and do not necessarily represent those of Ocean Polisy Research Institute, the Sasakawa Peace Foundation. No part of this publication may be used or reproduced in any manner whatever without written permission except in the case of brief quotations embodied in critical articles and reviews.

ISSN 1880-0017

第15号 2021年3月

## 海洋政策研究

## 論 文

「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の変遷と展開	相澤	輝昭	1
地域漁業管理機関における脆弱海洋生態系の保全措置と 国際的標準化に向けた課題			
	小林	正典	39
船舶による油汚染事故の民事責任制度と費用分担 一モーリシャスにおける WAKASHIO 事故を契機として一藤井 麻衣・	樋口	恵佳	61
海難審判制度の政治学的研究  一我が国の行政機構における位置づけに注目して一  松岡 信之・	小森	雄太	79

## No.15 March 2021

## Ocean Policy Studies

## Articles

The transition and development of a "Free and Open Indo-Pacific"	
Teruaki AIZAWA	1
Measures for conserving Vulnerable Marine Ecosystems by regional fishery	
management organizations and the challenges to the international standardization	
Masanori KOBAYASHI	39
The Civil Liability Regime for Ship-source Oil Pollution and Sharing the Costs:	
In the wake of The WAKASHIO Accident in Mauritius	
Mai FUJII and Eka HIGUCHI	61
A Study on the Marine Accident Inquiry System in Japan :	
Focusing on its position as an administrative institution	
Nobuyuki MATSUOKA and Yuta KOMORI	79

## **Abstracts**

## The transition and development of a "Free and Open Indo-Pacific"

### Teruaki Aizawa

It has been more than three years since the "Free and Open Indo-Pacific (FOIP)" concept has become widely known, and although it is still under discussion it is now established as a common concept in Japan and around the world. Given this situation, this paper aims to reconsider the concept and background of FOIP, the progress of the efforts of the Japanese government, the perceptions of each country concerned, and the significant issues; it also attempts to clarify the international relationships surrounding FOIP. In other words, FOIP is basically an effort in international cooperation that gives due consideration to the relationship with China, and is an idea aimed at building the international liberal order.

Key words: Free and Open Indo-Pacific (FOIP), Abe administration, Policy toward China, Quad, Ocean Governance

# Measures for conserving Vulnerable Marine Ecosystems by regional fishery management organizations and the challenges to the international standardization

#### Masanori KOBAYASHI

It has become an important international policy goal to achieve sustainable fisheries by preventing overfishing and conserving marine ecosystems. Vulnerable marine ecosystems (VMEs) are considered priority areas for conservation measures and the criteria used to identify VMEs are incorporated in the draft text of the proposed international agreement for marine biodiversity in the areas beyond national jurisdiction (a new BBNJ agreement). However, there are variations between VME conservation measures and the responses by the Regional Fisheries Management Organizations. It is vital to standardize and scale up the VME conservation measures while taking into account regional characteristics.

Key words: vulnerable marine ecosystems, regional fishery management organizations, marine biodiversity, areas beyond national jurisdiction, a new BBNJ agreement

# The Civil Liability Regime for Ship-source Oil Pollution and Sharing the Costs: In the wake of The WAKASHIO Accident in Mauritius

#### Mai FUJII and Eka HIGUCHI

Based on the polluter-pays principle and equitable Sharing the Costs, this article discusses shipowner liability and limitation of liability under the civil liability regimes applicable to ship-source oil pollution accidents, namely the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage (CLC) (for oil tankers) and the International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage (BUNKER) (for ships other than oil tankers). The former has a three-tier compensation structure, while the latter has only one tier. After examining the backgrounds to the formation of the structures, we express our hope that constructing a multiple-tier compensation scheme for the latter should be considered in the near future.

Key words: Ship-source oil pollution damage, civil liability, limitation of liability, polluter pays principle, BUNKER

# A Study on the Marine Accident Inquiry System in Japan : Focusing on its position as an administrative institution

### Nobuyuki MATSUOKA and Yuta KOMORI

This paper aims to clarify the character of the Marine Accident Inquiry System as an administrative institution, especially its historical and institutional aspects, and to clarify its position in Japan's administrative structure, which can be described as an interface between the executive and judicial branches of the government.

This paper clarifies that the Marine Accident Inquiry System is not only an administrative institution with quasi-judicial proceedings under its jurisdiction, but can also be positioned as an administrative institution that plays a part in Japan's ocean policy. The paper also suggests that the Marine Accident Inquiry System may contribute to the promotion of Japan's Basic Plan on Ocean Policy and the achievement of Sustainable Development Goal 16.

Key words: Japan Marine Accident Tribunal, Marine Accidents Inquiry Agency, external organs, extraordinary organs, ocean policy

## 「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の変遷と展開

## 相澤 輝昭\*

「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」が人口に膾炙するようになって 3 年余り、この考え方はまだ様々な議論の途上にあるとは言え、一つの共通概念として国内外で定着しつつある。本稿はこうした状況を踏まえ、FOIP の考え方や背景、日本政府の取り組みの経緯、そして関係各国の受け止め方や主要な論点について改めて考察し、これを巡る国際関係の構図を明らかにしようとするものである。すなわち、FOIP は基本的に中国との関係を念頭に置いた国際協調のための取り組みであり、自由主義的な国際秩序の構築を目指す理念であるということである。

キーワード:自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)、安倍政権、対中政策、Quad、 海洋ガバナンス

### 1. はじめに

「自由で開かれたインド太平洋(Free and Open Indo-Pacific:以下、FOIP と表記)」と呼ばれる「戦略」ないしは「構想」が人口に膾炙するようになって3年余り、この考え方、あるいはこれと密接に関連する地域概念、政策論はまだ様々な議論の途上にあるとは言え、一つの共通概念として、国内外で概ね定着しつつあるように思われる。

筆者は比較的早い段階から FOIP に関心を持って調査研究に取り組んで来た 1人であり、2018 年から様々な媒体でこれに関する情報発信を試みてきた¹。本稿はそれらを踏まえ、FOIP の考え方や背景、

日本政府の取り組みの経緯、そして関係各国の受け止め方や主要な論点を国内外の議論に基づき再構成し、FOIPを巡る国際関係の構図、すなわち、FOIPが基本的には中国との関係を念頭に置いた国際協調のための取り組みであり、自由主義的な国際秩序構築を目指す理念であることを明らかにしようとするものである。

ただし、これについては FOIP を包括 的、体系的に説明するような日本政府と しての公式ドキュメントが発簡されて いないため(これは後述するとおり特に 中国との関係において本来的な二面性 を有する FOIP の性質上、その詳細を文

\* 公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所·客員研究員/ 防衛大学校防衛学教育学群統率·戦史教育室·准教授

投稿受付: 2020年11月30日 掲載決定: 2021年1月31日

書化するのが難しいという事情もある)、 『外交青書』その他の政府文書2における 断片的記述から類推していくよりほか ないという制約もある。特に初期段階で は関連情報も極めて少なく、筆者自身も 当初は「FOIP は理念先行の感があり、こ れを主導する日本政府、外務省が実際に は何をしようとしているのか、その実践 の部分がなかなか見えて来ない」3と述べ たところである。だが実は当時も既に外 務省ウェブサイトなどからかなり具体 的な情報にもアクセスが可能な状態と なっていたのであり、相澤(2018)をは じめとする一連の拙稿はそれらを丹念 に追っていくことで作成したものであ った。

その後、日本政府の説明も変遷を辿りにつ当初よりはだいぶ整理された形でなっており、また、国内外の様んが表論を経て、一般の理解もかなば、後防中と言えるであろう。例えば、後防対略もたらであるが提唱するとであるが提唱がある。所であり第3節で音となりがある。そうした FOIP の二面性を象徴を記さるのに示す解説となりのに示す解説として、比較的関の解説をといるのにいる日本経済新聞の解説をといる日本経済新聞の解説をここで引用してみよう。

2016年8月にケニアで開いたアフリカ開発会議(TICAD)で安倍晋三首相が打ち出した外交戦略。成長著しいアジアと潜在力の高いアフリカを重要地域と位置づけ、二つをインド洋と太平洋でつないだ地域全体の経済成長をめざす。自由貿易やインフラ投資を推進し、経済圏の拡大を進める。安全

保障面での協力も狙いの一つ。法の支配に基づく海洋の自由を訴え、南シナ海で軍事拠点化を進める中国をけん制する5。

FOIP の難解な点はまさにこの「中国をけん制」という部分を巡ってのものであり、当初、国内メディアはこれが「一帯一路」に対抗するものとする論調が大勢であったが、日本政府は後述するように安倍首相の施政方針演説の中で公式にそのことを否定するなど、非常に判りにそのことを否定するなど、非常に判りにくいものになっていることは否めない。そしてこうした点も含め、これまでの究を踏まえての現時点における筆者のFOIP に関する基本的な問題認識は次のとおりである。

- ①FOIP は現在進行形で変化しつつある考え方であり、継続的に推移を追っていく必要がある。
- ②FOIP は中国との関係において本来 的に「競争戦略のための協力戦略」 と言える二面性を内包するもので ある。
- ③国際社会の見方も変化しつつあり、 当初は日米豪印 4 カ国枠組み(以下、 Quad)が中心になるとみなされていたが、現在は ASEAN 諸国や太平洋 島嶼国、英仏などの域外国も含め、 理念に賛同する国家も対象としたより幅広い多国間協調を目指す形へとシフトしつつある。そして「海における法の支配」など海洋ガバナンスの普遍性がその重要なインセンティブとなっている。

本稿では今後の FOIP の方向性を考える上で焦点となるであろう上記②と③

を中心に、中国との関係の考え方、日米の取り組みの共通点と相違点といった事項、Quad と ASEAN あるいは欧州諸国などとの関係を含む多国間協調へのアプローチといった観点から考察を試みることとしたい。このため本稿は次のとおり構成する。

以下、第2節「FOIPの背景と経緯」で は FOIP に係るクロノロジーを政府文書 における記述の経緯も併せて再構成の 上、その変遷と展開について概観する。 第3節「FOIP の理念と実践を巡る議論の 動向」ではこれに基づき、国内外の識者 がFOIPをどのように理解しているのか、 また、関係各国はこれをどう受け止め、 どのように対応しようとしているのか について概観する。そして第4節「最近 の動向と FOIP を巡る国際関係の構図」 では日米の新政権移行と中国の反応と の狭間で最近生じた FOIP という固有名 詞を巡る問題を一つの題材に、FOIP を巡 る国際関係の構図の現状について改め て考察を試みることとしたい。

### 2. FOIP の背景と経緯

本節では FOIP に係る筆者のこれまでの3編の解説記事で述べてきた政府文書における説明の変遷についてもクロノロジーに含めて論じていくこととする。ただし、第1次安倍政権発足から足掛け15年、また、現在のFOIPの起点と理解されているTICAD6からも既に5年近くが経過し、関連する事項もかなりの数に上ることから、クロノロジーの冗長化を避けるため、対象期間を便宜的に「TICAD6以前」、「TICAD6から安倍首相退陣まで」、「日米新政権の発足前後」の3期に区分して論じていくこととする。

## 2.1 TICAD6 以前の FOIP 関連の動向(第 1 次安倍政権の取り組み、「インド太 平洋」地域概念の形成過程、第 2 次 安倍政権初期の取り組み)

この時期を対象とした先行研究には 地域概念としての「インド太平洋」形成 過程を論じた日本学術振興会特別研究 員(当時)・溜和敏の「『インド太平洋」 概念の普及過程」6、安倍政権の外交戦略 について論じた「外交」元編集長・鈴木 美勝の『日本の戦略外交』7、さらに「イ ンド太平洋」を包括的に論じたものとし て今日まで継続している日本国際問題 研究所の一連の研究プロジェクト8など がある。相澤(2018)はそれらの成果を 踏まえて作成したものであり、その後、 東京大学教養学部特任助教・中村長史の 「多義的な『インド太平洋』の功罪―政 治学的観点から一」9など、より精緻な分 析も行われているが、ここではそれらも 取り込んで表1のクロノロジーを作成し た。それぞれの事案に係わる特記事項に ついては脚注で示してあるが、中でも特 に重要と思われる事項については後述 する。

	表 1. HOADO 以前の10H
年月日	事項及び概要
2006年9月26日	第1次安倍政権発足
2006年11月30日	「自由と繁栄の孤」に関する麻生太郎外務大臣講演10
2006年12月	外務省ウェブサイト、「価値観外交」の解説□を掲載
2006 年末頃~	安倍首相により日米豪印 4 カ国枠組み (Quad) 構築が模索されるも後に頓挫12
2007年8月22日	印議会における安倍首相「二つの海の交わり」演説13
2007年8月27日	安倍首相退陣
2007年7月	印ガープリート・クラーナが「インド太平洋」概念を提唱14
2010年	米マイケル・オースリン、豪ローリー・メドカーフらが「インド太平洋」概念を
	含む政策提言15を相次いで提唱
2010年10月28日	ヒラリー・クリントン米国務長官ホノルル演説16
2010年11月	ヒラリー・クリントン米国務長官、Foreign Policy に論文寄稿 <sup>17</sup>
2012年4月	日本国際問題研究所、「インド太平洋」に係る研究プロジェクトを開始
2012年12月26日	第2次安倍政権発足
2012年12月27日	安倍晋三、個人名で Project Syndicate のウェブサイトに「アジアのセキュリティ
	ダイヤモンド構想」の論文 $^{18}$ を掲載
2013年1月18日	外務省ウェブサイト、「開かれた海の恵み-日本外交の新たな 5 原則」の演説原
	稿 <sup>19</sup> を掲載

表 1: TICAD6 以前の FOIP 関連の動向クロノロジー

さて、筆者はこの議論の大前提として 地域概念としての「インド太平洋」の形 成過程と、安倍政権が推進してきた FOIP の経緯は峻別して理解しておく必要が あると考えており、先ずこの点から述べ ていこう。鈴木(2017)でも指摘されて いるように FOIP の起源は TICAD6 から 更に遡って第1次安倍政権の「自由と繁 栄の孤」にあるとの説がある。一方、国 外では「インド太平洋」という地域概念 の普及は2010年10月のクリントン国務 長官のホノルル演説が契機という見方 もあり、起源が何処に在るのか見出し難 くなっている感があるのは否めない。し かしながら時系列的に見ても、また、安 倍首相が第 1 次政権発足当初から Quad の枠組み構築を志向し、第2次政権発足 に先立ってセキュリティダイヤモンド 構想を提唱していることからも、構図と

しては安倍政権が自らの構想である「価値感外交」の舞台として進展しつつあった「インド太平洋」概念を選定したと考えるのが妥当であろう。

また、それでは何故、「インド太平洋」という地域概念が注目され始めたのかという点についてはクロノロジーで示した日本国際問題研究所の研究プロジェクトの第1回報告書中で主査の山本吉宣が「序章 インド太平洋概念をめぐって」と題し、①近年の海洋における国家間対立の顕在化がインド海洋における国家間対立の顕在化がインド海洋にまで及ぶ可能性の高まり、②米国のおり下大平洋への回帰がインド洋までを視野に入れていること、③中国、インドなど新興国の台頭、④古来から経済活動に必須のものであった海洋の安定が中国の台頭により崩れるかもしれないという懸念、⑤海洋の安定(航行の自由)はグローバル・コモンズの一つであり「法の支配」の確立が必

要という共通認識の高まり、の 5 項目から 説明しているところである<sup>20</sup>。

もう一つ、名称が「自由と繁栄の弧」 から「自由で開かれたインド太平洋」に 変更された理由について、鈴木(2017) は安倍首相に「自由と繁栄の孤」は「麻 生のもの」という意識(遠慮)があり、 その考え方は継承しつつも用語として は次第に使用されなくなっていった21 と指摘しているが、筆者はこの名称の変 更の理由はそれだけではないと考えて いる。すなわち、当時の対テロ戦争で米 国が用いていた「不安定の弧」の考え方 に対応した「自由と繁栄の孤」には地政 学的観点からも対象が中央アジア地域 を重点とするイメージが伴うため22、域外 国も含めたインセンティブを確立する上 では「海における法の支配」という海洋 ガバナンスの普遍性を基本理念として 担保する必要があり、その意味で FOIP という名称への変更と海洋安全保障へ の言及は必然だったのではないかとい うことである。

## 2.2 TICAD 6 から安倍首相退陣までの FOIP 関連の動向と重要事項

## (1)TICAD 6 から安倍首相退陣までの FOIP 関連の動向(関連文書の記述の推移を含む。)

この時期のクロノロジーについては 主として相澤(2018)、相澤(2019)の 記述に基づき作成している。それぞれの 事案に係わる特記事項を脚注で示して あることは表 1 と同様であるが、特に FOIP の性質に係わると思われる重要な 事項については後述する。

表 2: TICAD 6 から安倍首相退陣までの FOIP 関連の動向クロノロジー

年月日	事項及び概要
2016年8月28日	TICAD 6 の基調演説 <sup>23</sup> に際し安倍首相が FOIP の考え方を提唱。
2017年4月	『外交青書 2017』の特集記事中で「自由で開かれたインド太平洋戦略」という表現が初出 <sup>24</sup>
2017年4月	外務省ウェブサイト、国際協力局「平成 29 年度開発協力重点方針」25を掲載
2017年9月21日	河野太郎外務大臣、コロンビア大学で講演26
2017年10月18日	レックス・ティラーソン米国務長官、戦略国際問題研究所 (CSIS) で講演 <sup>27</sup>
2017年11月6日	東京で開催された日米首脳会談に際して FOIP の「三本柱」28を両首脳間で確認
2017年11月10日	トランプ米大統領がベトナム・ダナンで開催された APEC CEO サミット講演29で FOIP に基づ
	く同地域へのコミットメントを表明
2017年11月12日	フィリピン・マニラで開催された東アジア首脳会議 (EAS) に際し Quad の「日米豪印のイン
	ド太平洋に関する協議」30が開催
2017年12月18日	「自由で開かれたインド太平洋(原文:Free and Open Indo-pacific))」の表現が盛り込まれた
	米「国家安全保障戦略」31が発表
2018年1月22日	第 196 国会安倍首相施政方針演説32において FOIP の推進に言及
2018年2月23日	『2017 年版開発協力白書』(ODA 白書)33に FOIP に関する項目が新たに記載
2018年5月	『外交青書 2018』の特集記事中で FOIP の解説が更新 <sup>34</sup>
2018年5月30日	米太平洋軍がインド太平洋軍に改編
2018年6月1日	シンガポールで開催されたアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)に際しジェ
	ームス・マティス米国防長官、ナレンドラ・モディ印首相がそれぞれ基調講演35
2018年9月	外務省ウェブサイト、解説「自由で開かれたインド太平洋に向けて」36を掲載
2018年10月4日	マイク・ペンス米副大統領、米ハドソン研究所で米中関係に関する「歴史的」と言われる演
	説 <sup>37</sup> を実施
2018年10月24日	第 197 国会安倍首相所信表明演説では FOIP に直接言及なし <sup>38</sup> 。
2018年11月3日	「自由で開かれたインド太平洋戦略」から同「構想」への呼称変更(マハティール・マレー
	シア首相との首脳会談時の言及に関する報道)39

表2: TICAD6から安倍首相退陣までのFOIP関連の動向クロノロジー

事項及び概要
1 7/7/20 1/2/2
安倍首相、ペンス米副大統領訪日に際し「日米が主導して、豪州、インドや ASEAN 各国等
と連携しつつ『自由で開かれたインド太平洋』というヴィジョンの実現に向けた協力を強化
していくこと」を確認40
「平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱(以下、「30 大綱」と表記)」の「安全保障協力の
強化」の項に「自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国
の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進」41との記述が提示
トランプ米大統領、「アジア再保証推進法(Asia Reassurance Initiative Act:ARIA)」42に署名
第 198 回国会安倍首相施政方針演説で FOIP への言及が復活 <sup>43</sup>
『外交青書 2019』の FOIP 関連記述 <sup>44</sup> は『外交青書 2018』を踏襲
トランプ政権下で悪化していた米中対立の状況は一時沈静化すると思われた状況から一転、
この頃から対立が特に先鋭化
シャングリラ・ダイアローグに際し、米中対立先鋭化を反映してパトリック・シャナハン米
国防長官代理と魏鳳和(Wei Fenghe)国務委員兼国防相が基調講演で激しく応酬45
米国防総省が「インド太平洋戦略報告書(Indo-Pacific Strategy Report : IPSR)」 <sup>46</sup> を発表
ASEAN 事務局が「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」 <sup>47</sup> を発表
横浜で開催された第7回アフリカ開発会議 (TICAD 7) の首脳宣言 「横浜宣言 2019」に「TICAD
6 において安倍晋三総理大臣が発表した自由で開かれたインド太平洋のイニシアティブを好
意的に留意」という一文が盛り込まれる48。
ニューヨークでの国連総会に際し初の Quad 閣僚級協議49が開催
第200国会安倍首相所信表明演説に際しFOIPの多国間協調への志向について言及50
米国務省が「自由で開かれたインド太平洋-共通のビジョンの推進」51と題する報告書を発表
この頃から新型コロナウイルス感染症が国際的にも大きな問題となっていくが、その中で米
中対立が更に激化していく。
第201 国会安倍首相施政方針演説における FOIP の言及は基本的に第200 国会所信表明演説を
踏襲52
『外交青書 2020』の FOIP 関連記述の構成が変更 <sup>53</sup>

## 【図 1】『外交青書 2017』特集記事以来の FOIP 概念図(出典:外務省ウェブサイト)



注: 本図は最新の『自由で開かれたインド太平洋に向けて』中のアップデート版である。

## 【図 2】『外交青書 2020』掲載の「主な国・地域の FOIP に関連する取組・協力の現状」 一覧表(出典:外務省ウェブサイト)

## 主な国・地域のFOIPに関連する取組・協力の現状

各国のFOIPに関連する取組と連携して、法の支配などの基本原則を共有しつつ、各々のビジョンに基づいて関係各国の当事者意識 (sense of ownership) を喚起し、このビジョンを広げていく。

#### 英国

 ①海洋安保、②質の高いインフラ、③5G等の サイパーセキュリティなどでの協力を強化 (2019年1月日英首脳会談)

#### フランス

- 「フランスとインド太平洋地域における安全保障」(2018年6月公表、2019年5月改訂)
- ①航行の自由・海洋安全保障、②気候変動・ 環境・生物多様性、③質の高いインフラの三 本柱を中心に協力を具体化(2019年6月 日 仏首脳会談)

#### ドイツ

 FOIPの実現に向けた協力を確認 (2019年2 月 日独首脳会談)

#### イタリア

FOIPの維持・強化のため具体的協力案件の形成に向けた連携(2019年4月日伊首脳会談)

#### 欧州連合(EU)

- 欧州・アジア連結性戦略 (2018年9月)
- 欧州・アジア太平洋間の連結性に関し、協力を 確認(2019年4月日EU定期首脳協議)
- 「欧州連結性フォーラム」に安倍総理大臣が出席、「持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日EUパートナーシップ」文書に著名(2019年9月)

### 太平洋島嶼国

日本の「自由で開かれたインド太平洋戦略」による貢献を歓迎(2018年5月 PALM8\*)
 \*養8周太平洋・県サミット

#### 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

- 「インド太平洋に関するASEANアウトルック (AOIP)」を公表(2019年6月)
- ルールに基づく目由で開かれたインド太平洋 地域を推進するとの見解を共有。日本の AOIPへの明確な支持を歓迎し、AOIPの重要 分野における日ASEAN協力を奨励(2019年 11月日ASEAN論談全議員長寿明)

#### 136

- インド • [アクト・イースト] 政策
- 「インド太平洋における日印開発協力」を公表 (2018年10月 日印首脳会談)
- 「インド太平洋海洋イニシアティブ」を公表 (2019年11月)

#### オーストラリア

- FOIPのビジョンを共有し、地域の安定と繁栄 のために連携(2018年11月 日豪首脳会談)
- 「自由、開放的、包摂的、繁栄するインド太平 洋」(2019年6月 モリソン首相の外交政策スピーチ)。また、太平洋島嶼国地域について、「ステップ・アップ」政策を推進

#### カナダ

FOIPのビジョンの下、戦略的パートナーシップを一層強化 (2019年8月 日・カナダ首脳会談)

#### 米国

- FOIPの維持・強化の具体的協力を公表(2018 年9月 日米首脳会談、2018年11月 ペンス副 大統領訪日、2019年5月 日米首脳会談)
- 「インド太平洋戦略レポート」(2019年6月)、 「自由で開かれたインド太平洋-共通のビジョン の推進-」(2019年11月)を公表

#### メコン諸国

- 「FOIPを実現するための我が国の政策との相 乗効果が期待される日メコン協力」を公表 (2018年10月日・メコン首脳会議)
- メコン各国は、インド太平洋に関するASEAN アウトルック (AOIP)」に沿ったメコン各国に よる取組を支援するとの日本のコミットメント を設理 (2019年11月 日・メコン普脳会議共 関連期)

#### ニュージーランド

 太平洋島嶼国地域について、ニュージーランド の太平洋政策 「パシフィック・リセット」と連携 し、FOIPを実現するために両国の連携を員 住化 (2019年9月 日・ニュージーランド首脳 会談)

赤字:各国・地域の取組例 青字:各国・地域と日本の協力例

## (2)FOIP の性質に係る重要事項 a)TICAD 6 安倍首相基調演説

クロノロジー中で述べたとおり TICAD 6 の安倍首相基調演説の中では「自由で開かれたインド太平洋戦略」という表現は使われていないのであるが、ここではその基本的な考え方が次のように説明されている。

FOIP の理念の部分については「日本は、太平洋とインド洋、アジアとアフリカの交わりを、力や威圧と無縁で、自由と、法の支配、市場経済を重んじる場として育て、豊かにする責任をにないます」という言及がある。そしてここで言う「法の支配」に関しては、TICAD後の2016年9月2日開催の「インド洋会議2016」に

おける岸外務副大臣のスピーチ<sup>54</sup>において、安倍首相の 2014 年 5 月 30 日のシャングリラ・ダイアローグ基調講演<sup>55</sup>を引用し、「海における法の支配」を、①国家は国際法に基づいて主張をなすべき、②主張を通すために、力や威圧を用いない、③紛争解決には平和的収拾を徹底すべき、という三つの基本原則によって説明されている。

なお、この安倍首相のシャングリラ・ダイ アローグ講演に基づく「海における法の支配」 の原則については、その後も様々な場で政府 説明に使用されているところである。

一方、FOIP の実践の部分は、キーワード となる「連結性」について「東アジアを起点 として、南アジア〜中東〜アフリカへと至る まで、インフラ整備、貿易・投資、ビジネス環境整備、開発、人材育成等を面的に展開」するという言及がなされている。ここで使用されている「連結性(Connectivity)」という言葉自体は一般的には余り耳慣れないものであるが、TICAD6基調演説の言及振りや次項で述べる「三本柱」の解説から、端的に言えば開発協力における港湾、道路及び付随する物流や航行援助のための施設なども含めた交通インフラの整備などを念頭に置いたものと理解しておけば良いであろう。

#### b) FOIP の実践と「三本柱」

FOIP の実践については2017年11月のトランプ大統領訪日時に示された「三本柱」がよく知られているが、その後、これが外務省ウェブサイトの FOIP の解説資料などにおいて変遷していったことはクロノロジーで示したとおりであり、ここでは改めてその含意などについて述べていく。

## ・法の支配、航行の自由等の基本的価値の 普及・定着

「法の支配」は安倍首相のシャングリ ラ・ダイアローグ基調講演の3原則を引 用して説明されていることは前述のとお りであるが、このほかコロンビア大学に おける河野外務大臣講演で「航行の自由 等の基本的価値の普及・定着」の具体策 が示されている。また、「平成 29 年度開 発協力重点指針」に示された各地の開発 協力プログラムが実態としては中国の影 響力が指摘される地域を対象に「法の支 配の貫徹」、「海上の安全確保」、「地域 の安定化」などのキーワードを掲げ、海 上法執行能力構築支援などを計画してい ることもクロノロジーで示したとおりで ある。こうした事例からも FOIP の実践の 「三本柱」において本項の目指すところ は比較的明確であると言えるであろう。

#### ・連結性の向上等による経済的繁栄の追求

これもまた、TICAD 6 基調演説における言及や開発協力関連の政府文書などに示されたイメージ図などから、上記の「法の支配」などの「基本的価値の普及・強化」とリンクした「経済的繁栄の追求」がねらいとしているところは比較的容易に読み解くことができる。なお、クロノロジーで示したとおり新た

に『ODA 白書 2017』に設けられた FOIP 関連の項目には「法の支配」と「連結性」 の関係を含む開発協力の側面からの FOIP の考え方がかなり明示的に解説されてい るところである<sup>56</sup>。

## ・海上法執行能力構築支援等の平和と安定 のための取組

この項目については FOIP の理念と実践の関係に係わる本質的な問題も孕むものであり、少し詳細に述べておくこととしたい。そもそも「海上法執行能力構築支援」とは「法の支配」の一環ではないのか?という素朴な疑問もあるが、実際、クロノロジーで示した「開発協力重点方針」などにおける FOIP の具体的施策は「法の支配の強化」と「連結性の強化」との2本立てで構成されており、本件は独立した項目とはされていなかった。コロンビア大学の河野外務大臣講演でも「巡視船の供与や技術協力を通じた途上国の海上と執行能力の向上を支援」の言及は「法の支配の強化」の文脈でなされている。

もっとも、これは全く唐突な話ということではなく、実は2017年3月7日の環インド洋連合(IORA)首脳会合での岸外務副大臣スピーチで「①航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着、②港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求、③海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力を進めていく」

<sup>57</sup>という形で FOIP の「三本柱」が既に説明 されているところでもある。

この問題については相澤(2018)では、 FOIP の実践は元々「法の支配の強化」と 「連結性の強化」の二本立てで説明して いたところを「その実践については『法 の支配の強化』における施策中でも我が 国が主体的に実践し得る分野で、かつ、 『連結性の強化』の開発協力の一環でも ある『海上法執行能力構築支援』を『特 出し』した『三本柱』の施策として説明 されているのではないか」58と解説したが、 2018年9月の外務省ウェブサイト掲載資 料でその項目立てが「①法の支配、航行 の自由、自由貿易等の普及・定着、②経 済的繁栄の追求、③平和と安定の確保」 に修正されたことはクロノロジーに示し たとおりである。筆者はこれについては FOIPの「目的」と「手段」の関係を再整 理したものであると考えている。すなわ ち、新たな「三本柱」においては上記3 件の「目的」の下に、①「国際秩序の基 本原則を維持」、②「三つの連結性を改善」、 ③「能力構築」と「人道支援・災害救援 分野等」という「手段」が明記されてお り、特に②の「連結性」に関してはこれ を物理的、人的、制度的と区分した上、 例えば、物理的連結性については「質の 高いインフラ」の細目が「港湾、鉄道、 道路、エネルギー、ICT」と具体的に例示 されるなど、非常に判り易い形に整理さ れたと言えるであろう。要するに、FOIP の「三本柱」とはこの三つの項目が並列 ということでは必ずしもなく、「法の支配」 という理念(目的)を「連結性」という 実践(手段)で具現化することにより「国 際社会の平和と安定の確保」という所望 結果を得るという考え方として理解する のが最も合理的ではないだろうか。

## c) FOIP と安全保障(「防衛計画の大綱(30 大綱)」との関係など)

もう一つ、FOIPに関する特に重要な事項として、安全保障(防衛省・自衛隊の活動との関係)に係わる部分についても再確認しておくこととしたい。

クロノロジーでも示したとおり、FOIP は基本的には開発協力政策であって能力構 築支援などの特定の分野以外では防衛省・ 自衛隊がこれに主体的に係わるようになっ てはいない。しかしコロンビア大学におけ る河野外務大臣講演では「法の支配に基づ く自由で開かれた海洋秩序」を維持・発展 させる施策として、①米国の「航行の自由」 作戦への強い支持、②戦略的寄港、③イン ド太平洋における合同海上演習、の3点が 列挙されており、少なくともこの②と③は 海上自衛隊の部隊が実際にコミットしてい る部分でもあり、特に2017年から実施され ている南シナ海、インド洋方面への展開行 動59が内外の注目を集めていたこともあっ て、これらを FOIP の実践面にどのように 位置付けるべきかという点は、筆者自身も 何らかの整理が必要と考えていた。

しかし、この問題については「30大綱」の 策定によって改善が図られたと言える。具体 的には第3項「安全保障協力の強化」に「自 由で開かれたインド太平洋というビジョン を踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮 しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦 略的に推進する」のという一文が示されたと いうことである。今後はこれが関連の各種活 動における政府方針に基づく明確な根拠と もなることから、前述した FOIP の実践面に おける活動として戦略的寄港やインド太平 洋における合同海上演習なども更に活発に 実施されることとなるであろう。

なお、この「安全保障協力の強化」の項目には対象国別に防衛協力、交流の方針が

具体的に示されているのであるが、後述する FOIP の性格、中国との関係における本来的な二面性といった点にもかんがみれば、以下の中国との関係に係る記述は、言わば「戦略指針」的な性格も帯びた非常に含蓄のあるものとなっていることが読み取れる。

中国との間では、相互理解・信頼関係を 増進するため、多層的な対話や交流を推進 する。この際、中国がインド太平洋地域の 平和と安定のために責任ある建設的な役 割を果たし、国際的な行動規範を遵守する とともに、軍事力強化に係る透明性を向上 するよう引き続き促していく。また、両国 間における不測の事態を回避すべく「日中 防衛当局間の海空連絡メカニズム」を両国 間の信頼関係の構築に資する形で運用していく。中国による我が国周辺海空域等における活動に対しては冷静かつ毅然として対応する<sup>61</sup>。

## 2.3 日米新政権の発足と最近の FOIP 関連の 動向(関連文書の記述の推移を含む。)

この時期のクロノロジーについては主として相澤(2020)の記述に基づき作成している。それぞれの事案に係わる特記事項を脚注で示してあることは表 1、表 2と同様であるが、特に重要な事項、中でも日米の新政権移行と中国の反応との狭間で最近生じた FOIP という固有名詞を巡る問題などの詳細については第 4 節で改めて論じることとする。

表3:日米新政権の発足と最近の FOIP 関連の動向クロノロジー

年月日	事項及び概要
2020年8月28日	安倍首相辞任表明。その後、FOIP は安倍政権の外交政策におけるレガシーとして
	改めて注目を集めることとなった <sup>62</sup> 。
2020年9月14日	菅義偉官房長官、自民党総裁に選出。安倍政権の政策の踏襲を表明 <sup>63</sup>
2020年9月16日	菅政権発足。総理就任記者会見に際し「自由で開かれたインド太平洋を戦略的に推
	進」していくことを表明 <sup>64</sup> 。
2020年10月6日	東京において Quad の第 2 回日米豪印外相会合が開催65
2020年10月14日	王穀(Wang Yi)中国外交部長が中国網のインタビューで上記の Quad 外相会合につ
	いて「インド太平洋版の新たな NATO を企てるものだ」と発言66
2020年10月18日	菅首相、インドネシア、ベトナム訪問。インドネシアでの記者会見に際し菅首相は
~21 日	王穀発言を受けた質問に対し、これを明確に否定 <sup>67</sup>
2020年10月26日	第 203 国会菅首相所信表明演説において FOIP に言及 <sup>68</sup> 。首相就任後初の所信表明演
	説であり、また、ベトナム、インドネシア訪問の直後だったこともあって、ここで
	は当該訪問に触れつつ、FOIP の協力相手先として ASEAN が筆頭に示されている。
2020年11月3日	米大統領選。この時点ではトランプ政権の政策であった FOIP がバイデン政権でも
	継承されるのか否かが様々に論じられていた <sup>69</sup> 。
2020年11月12日	菅首相とバイデン次期米大統領との電話会談70
2020年11月14日	第 15 回東アジア首脳会議(EAS)の議長声明の文言に関して中国との間で様々な
	やりとりがあったと報じられたが <sup>71</sup> 、最終的には「インド太平洋に関する ASEAN
	$  $ アウトルック(AOIP)の重要性を ASEAN 首脳が強調していることを認識」 $^{72}$ とい
	う表現が盛り込まれることとなった。
2021年1月5日	トランプ政権、FOIP の「戦略枠組み」文書を秘密指定解除 <sup>73</sup>
2021年1月18日	第 204 国会菅首相施政方針演説の FOIP に係る言及は第 203 国会所信表明演説を踏襲74
2021年1月20日	ジョー・バイデン米大統領就任
2021年1月28日	菅首相とバイデン米大統領との電話会談75。この会談では「自由で開かれたインド太
	平洋の実現に向けて緊密に連携していく」ことで一致したとされている。

さて、本節では FOIP に係るクロノロジーを政府文書におけるその記述の変遷も併せて再構成して述べてきたが、本項で論じようとしている「日米の新政権移行と中国の反応との狭間で最近生じた FOIP という固有名詞を巡る問題」については表形式のクロノロジー及びその脚注の情報のみでは読み取りづらいところもあり、ここで一連の動きに係る筆者の問題認識について改めて記述しておくこととしたい<sup>76</sup>。

本件は菅首相が EAS に先立つ ASEAN+ 3(日中韓)の首脳会議後の取材に際し「平 和で繁栄したインド太平洋をともに作り上 げていきたい」と発言したと報じられたこ とが「FOIP という名称を変更するのか?」 という観点から一時注目を集めることとな ったものであるが、この点については加藤 勝信官房長官が11月15日の記者会見で明 確に否定している"。また、本件について は後に、一部で報じられていた中国との関 係もさることながらで、実は11月12日の 電話会談に際してのバイデン次期大統領の 発言を踏まえてのものであったことが報じ られている。また、その後の動きについて も外務省幹部の発言としつつ、「FOIP」を 継承するよう日本政府はバイデン氏に働き かけてきた、「自由で開かれた」という価値 の部分は中国に対峙する上で欠かせない肝 で「繁栄」や「安全」に変われば対中牽制 の意味合いが薄れかねないからだとし、 「FOIP はトランプ政権ではなく日本発の 概念だ」などと説得を重ねた結果、「米側の 発表にも『自由で開かれた(Free and Open) インド太平洋』と盛り込まれ、FOIP の実現 に向けた日米の連携を再確認した」と報じ られているところである78。

筆者は本件を巡る一連の動きは単に固有 名詞の変更を巡る攻防ということにとどま らず、王穀発言に関連する Quad の位置付 けという点とも相まって、FOIPを巡る国際 関係の構図にも深く関係する問題であると 考えており、次節で FOIP の理念と実践を 巡る議論の動向を再確認した後、第4節に おいて分析枠組みを示した上で、この点に ついて改めて論ずることとしたい。

## 3. FOIP の理念と実践を巡る議論の動向

前節では「FOIP の背景と経緯」について、 日本政府の取り組み、特に FOIP をどのよう に説明して来たのかという点を全般クロノ ロジーの中で再確認してきた。本節ではこれ を踏まえ、内外の識者が FOIP をどのように 理解しているのか、また、関係各国がこれを どう受け止め、どう対応しようとしているの かという点を論じていく。本節ではこれを便 宜的に国内と国外の論調とに大別し、前者で は主として FOIP の性質に係る事項を、後者 では主として関係各国(地域)の対応に関す る事項を見ていくこととしたい。

#### 3.1 国内の主要論点

相澤(2019)では筆者が特に示唆的と考えていた3編の論考と1冊の論考集を採り上げ、その注目点などについて概観したが、ここではその後に発表された論考の見方も一部加味しつつ、それらを再確認していく。

## (1)田中明彦「『自由で開かれたインド太平洋 戦略』の射程」(2018年2月)<sup>79</sup>

本件は政策研究大学院大学学長の田中明 彦が外務省所管の専門誌『外交』に寄稿した 論文であり、FOIP の本来的な戦略性などに 係る理解が記述されている。これは FOIP が 注目を集めるようになって日も浅い段階で の先駆的な論文であったため様々な文献に 引用されており、筆者自身も大いに示唆を得 た。田中はここで FOIP が「一帯一路」に対 抗するものという評価を否定し、『自由で開 かれたインド太平洋戦略』を、短期的かつ反応的な対中対応策として形成していくのは、自由主義的な世界秩序を維持していくための日本の外交戦略としては、矮小かつ近視眼的」<sup>80</sup>と指摘している。すなわち、田中は FOIP がその「射程」として最終的に「自由主義的な世界秩序」の維持を見据えたものと指摘しているのであるが、これはまさに序言で述べた FOIP が「自由主義的な国際秩序の構築を主導する理念」であることを端的に示す見解であり、言わばその原点とも言えるキーワードと筆者は考えている。

## (2)『国際安全保障』「インド太平洋時代の外 交・安全保障政策」特集号(2018 年 12 月)<sup>81</sup>

一方、田中自身も指摘しているように FOIP はこの当時(ある部分では現時点で も)まだ現実の政策として十分成熟したも のではなく、定義も曖昧で非常に判りにく い概念と受け止められていたことは否め ない。そのような状況を総括した論考集と しては『国際安全保障』の「インド太平洋 時代の外交・安全保障政策」特集号が非常 に示唆的である。この号では6人の専門家 がそれぞれの視点から FOIP を論じている が、特に慶応義塾大学総合政策学部教授・ 神保謙の論文82及び東京理科大学工学部 第1部教養教授(当時)・大庭三枝の論文83 は中国との関係における FOIP の本来的な 二面性という点について考察する上で大 変参考になる。

神保(2018)は同号巻頭論文であるが、ここで神保はFOIPの重要性を、①地政学・安全保障面、②貿易投資関係を軸とする経済圏、③国際秩序の形成を主導する概念という3点から説明している。また、その「可能性と課題」については「インド太平洋構想は地域概念であると同時に、21世紀の経済・海洋秩序を牽引する政策概念として位

置付けられている。その背景にあるのが、中国のグローバルな台頭にどう向き合うかという課題であることは明白」と指摘し、前述した「競争戦略のための協力戦略」という考え方を提示している。

一方、大庭(2018)は我が国の「インド 太平洋」がどのような経緯で展開してきた のかに焦点を当てた論考84であり視点や分 析手法は筆者と軌を一にするところである。 ここで大庭が指摘している「内包された二 つの方向性」という視点、すなわち「日本 の『インド太平洋』構想は(中略)対中牽 制網の形成という色彩をなるべく希釈し、 平和と繁栄を目指す包括的な『インド太平 洋』ビジョンを示すという方向性がまず一 方にある。他方、アメリカとの同盟関係や、 オーストラリアやインドなどのパートナー 国との戦略的連携を強化することなどを通 じ、中国を牽制しつつ、望ましい秩序形成 に尽力するという方向性をも示唆している」 85という指摘は、神保 (2018) の視点とも 相まって、FOIP の本来的な二面性を端的に 説明するものと言えるであろう。

## (3) 北岡伸一「インド太平洋構想 自由と法の 支配が本質」(2018 年 12 月 18 日) 86

本件は国際協力機構(JICA)理事長・北岡伸一が読売新聞コラム「地球を読む」に寄稿した論考であるが、紙面掲載の短い文中にFOIPの本来的な性質、特に中国の「一帯一路」との関係などの考え方が凝縮された形で示されており、中国との関係を含む「FOIPの判りにくい部分」を一般的に説明する上では、もっとも示唆的な文献であると筆者は考えている。

北岡も FOIP は「一帯一路」に対抗する ものではないとして、「『自由で開かれたインド太平洋』というのは、戦略ではない。 (中略) むしろ、多くの政策の上位にくる 目的ないしビジョンだ」と指摘し、FOIPの「戦略」から「構想」への呼称変更の件についても「元来、構想の方が正しい」と述べている。続けて北岡は「自由で開かれたインド太平洋は、日本の生存と発展に絶対に必要」と述べ、海洋国家である日本にとってのインド太平洋の死活的な重要性をとってのインド太平洋の死活的な重要性を強く。そして「自由で開かれたインド本平洋に対する脅威」としては中国の台頭を指摘し、その南シナ海などにおける不当不出な行動に「法の支配」をもって対応する必要性を強く訴えているのである。

一方、北岡は「一帯一路」について「自 由で開かれたインド太平洋構想とは相当に 異なる」としつつ、これに対する我が国の 協力(2018年1月に安倍首相が施政方針演 説で言及した国際社会のルールに従うとい う条件付)などの対応も肯定的に捉えた上、 「中国も文明大国を自称する以上、反対す る理由はないはず」と指摘している。北岡 は更に、米中対立の下での「一帯一路」に 協力することへの懸念に対し「この提案は、 中国の一帯一路をいわば無害化するもの」 とも述べている。そして結言として「日本 は多くの点で米国側に立つのは当然だが、 部分的協力の芽は残し、中国外交を無害化 しつつ、中国の変化を待つことが肝要」と 述べているのであるが、この一文もまた FOIP における中国との関係を考える上で 極めて重要なキーワードになるものと筆者 は考えている。

なお、北岡は後に同コラムに「『太平洋連合』構想 実現を」と題する論考を寄稿しており、FOIP の一つの将来像として欧州連合 (EU) やアフリカ連合 (AU) のような太平洋連合 (PU) の創設を提言している $^{87}$ 。

(4)神谷万丈「『競争戦略』のための『協力戦略』一日本の「自由で開かれたインド太平洋戦略(構想)の複合的構造」(2019年2月)

本件は「はじめに」で言及した FOIP の 対中関係における本来的な二面性を体系的 に説明した論文である。ここで神谷は安倍 政権の取り組みを「従来のアジア太平洋地 域とインド洋を結びつけ、アフリカにまで 達する広大な地域への外交・安全保障上の 関与を強化」しようとするものとしつつ、 「中国の自己主張の強まりを前に戦後の国 際的な平和と繁栄の土台となってきたリベ ラルなルールを基盤とする国際秩序を維持 しなければならないという考え」に基づく 「競争戦略」と位置付けている。その一方、 2018年1月の安倍首相施政方針演説以降、 「『協力戦略』の側面が入り込み始めた」と も指摘している。そしてこのような状況は 単なる「矛盾」ではなく、「二つの方向性の 共存には必然的な理由が認められる」とし て次のように述べている。

すなわち、前者については「『競争戦略』 への方向性を失うことは在り得ない」として、 「既存のリベラルなルールを基盤とする地 域秩序を守っていきたいという願望と、その ためには日本が主導的な役割を果たしてい かなければならないのであるという意識が、 日本がこの戦略を提唱する根本的な動機」と 指摘している。一方、後者の側面が拡大しつ つある理由は「安倍首相が日中関係の改善を 志向していることと、もう一つ重要な理由 としては「他の国々から日本のインド太平洋 戦略が中国に対して過度に対立的だとみら れることは回避する必要がある」とも指摘し ているところである。もっとも神谷も「この 二つの真逆の方向性を持つ戦略を両立する ことは容易ではなかろう。その方法を日本外 交が見いだせるのかどうかが日本の『自由で

開かれたインド太平洋』戦略(構想)の成否を決定づけることになろう」と述べており、何らかの具体的な処方箋をここで示しているわけではない。

### (5)国内における FOIP に関する議論の総括

以上、FOIPに係る国内の主な関連論考中で、筆者が特に示唆的と考えている5編を取り上げ、その注目点などについて述べてきた。いずれもFOIPは「一帯一路」に対抗するものではないと指摘しており、この点では政府説明とも一致している。一方、いずれも中国との関係はFOIPの中心的な関心事項であるとも指摘しており、前述の「FOIPは中国との関係において本来的な二面性を内包」するという筆者の見方もこれらの指摘に依拠している。

こうした点を踏まえれば、FOIP の一般的な説明には北岡(2018)の結論部分を用いるのがもっとも判り易いものと筆者は考えているが、そのほか必要に応じ、上記の各論考で提示されている事項で適宜補足していけばよいであろう。そのような趣旨から現時点での筆者なりの FOIP に関する見方について端的に述べれば以下のとおりである。

第1にFOIPが「自由主義的な世界秩序」の維持を見据えたものであるということは、達成すべき「目的」のレベルにおいて確かであろう。だが第2にその基本的構造が中国との関係において本来的な二面性を有することもまた明らかであり、我が国及び戦略」をはじめとする関係各国とも「『競争戦略」のための『協力戦略』」を前提に応を取らざがるを得ないということなのである。したがって第3に、上記の2点を勘案しつつこれを具現化する施策としては北岡(2018)の中国外交を無害化しつつ、中国の変化を待つ」という考え方に最終的に収束するのであろ

う。「無害化」という表現はやや挑発的では あるが、これは言わば田中(2018)で提示 されているところの「自由主義的な世界秩 序」に如何に中国を引き込むかという「宿 題」であると筆者は考えている。

#### 3.2 関係各国の反応と主要論点

ここからは海外の文献及び関連する国内の文献に基づき、FOIPに係わる主要論点と関係各国の反応、特にここまで何度か述べてきた FOIPの取り組みの多国間協調へのシフトという問題を念頭に、筆者が最も注目している米国と ASEANの取り組み、また、多国間協調の広がりという観点から域外である欧州諸国の取り組みについて、それぞれの「インド太平洋政策」<sup>88</sup>に関する文書を中心に見ていくこととしたい。そしてその上で、これらに対する中国の反応を一つの焦点として改めて論ずることとしたい。

なお、関係各国の個別の反応については 太平洋島嶼国及び中東諸国を省略してお り、また時系列的には最近の動きを中心に 記述しているが、これらについては相澤 (2019)の該当部分89を参照されたい。

#### (1)内外の主要論点

#### a) FOIP の性質に関する議論

FOIP が内外で注目を浴びるようになる契機となった前述のティラーソン講演以降、国外でもやはり「FOIPとは何か?」という「そもそも論」が数多く見受けられるようになった。初期段階の基礎的議論としては、例えば「アジア太平洋」概念の形成過程との比較を論じたものでシンガポール南洋工科大学 S. ラジャナトラム国際関係学院(RSIS) 准教授アラン・チョンと同所研究員シャン・スー・ウーの共著論文90があり、ここで両名は「アジア太平洋」に比して「インド太平洋」は国際枠組み構築の経験が少

ないと論じているのであるが、この歴史的 比較は非常に興味深い。同じく「アジア太 平洋」との比較という観点から論じたもの では豪シンクタンク The Australian Institute of International Affairs 所長アラン・ギンゲ ルの論文 $^{91}$ もあり、こちらは Quad 構成国の 実際の政策について論じられている。この ほか豪国立大学 East Asia Forum Editorial Board による論考 $^{92}$ が中国との関係におけ る Quad の二面性などについて詳細に論じ られており示唆的である。

#### b) Quad の変遷(多国間協調へのシフト)

さて、前項で採り上げた FOIP の性質に関 する論考の一部も含め、やはり初期の議論 では Quad が主な関心事項であった。例えば、 香港英字紙サウス・チャイナ・モーニング ポストには日米豪印中の専門家の見解を列 挙した記事93があるが、人選がこの5カ国で 構成されているということ自体、FOIPの当 初のイメージを象徴するものと言えるだろ う。実際、この時期に発表された論考には 「インド太平洋条約機構」の創設を求める 印シンクタンク South Asia Analysis Group 顧 間のサバーシュ・カピラの論文94から将来的 には中国も包含する形で共通の繁栄を目指 すべきとする印シンクタンク The National Maritime Foundation (NMF) 顧問ガープリー ト・S・クラーナの論文95まで方向性は様々 であるが、いずれも「Quad と中国」という 関係性の構図を前提としているように見受 けられる。一方、クロノロジーで触れたモ ディ印首相のシャングリラ・ダイアローグ 基調講演に見られるように、Quad 構成国間 にも FOIP への温度差があることは否めな い。これは第 1 次安倍政権当時に提起され た当初の Quad 構想が中国の警戒感を惹起 し、それを受けた各国の国内事情もあって 頓挫した経緯も考慮したものであることは

前述のとおりである。

もっとも、こうした FOIP と Quad の関係性についてはその後、大きく様変わりしつつある。例えば、ASEAN 諸国については前出シャン・スー・ウーの別の論文%に、また、欧州諸国については米シンクタンク The Carnegie Endowment for International Peace 研究員マシュー・ライルハーゲンの論文97にも見られるように、FOIP には Quad の 4 カ国のみならず、域内外の関係各国も積極的に関与すべきとの主張も多くなって来ている。これはまさに FOIP が当初の Quad を中核として想定したものからより幅広い多国間協調を念頭に置いたものに変化しつつある証左であると筆者は考えている。

なお、日米以外の Quad 構成国に関する国 内外の論考としては次のようなものがある。 インドについては前述したモディ印首相 のシャングリラ・ダイアローグ基調講演に 象徴される複雑な立場もあって、共同通信 客員論説委員の岡田充や岐阜女子大学南ア ジア研究センター客員教授の堀本武功など、 FOIP に懐疑的な立場の論文ではこのよう なインドの「不確実性」を論拠としている ものがある98。だが、それをもってインド が FOIP に距離を置いていると考えるのも 早計であり、FOIP の多国間協調へのシフト はインドの主張する「包摂性」に合致する ものでもあることから、今後はむしろ積極 的なコミットメントが期待出来るようにな るかもしれない。その意味では例えば、前 出のカピラが別論文99で、「包摂性」という 条件付ではあるものの、米国と組む以外に インドの選択肢はないとして FOIP の推進 を提言しているところである。

また、豪州は比較的早い段階から「インド太平洋」という地域概念に積極的関心を示してきたが、その動機として、第1には太平洋とインド洋の両大洋に面していると

いう地政学的側面、そして第2には冷戦期 には米ソ両大国の対立から地理的に距離が あるため、実効的な安定を確保出来ていた のに対し、今日では米中関係に象徴される パワーシフトに直接対応をせざるを得なく なったという戦略論的側面から説明される ことが多い。一方、前述のとおり当初の Quad から中国と関係が強かった当時のケ ビン・ラッド政権が一方的に離脱したこと で Quad が瓦解した経緯もあり、インドは その不信感もあり最近までマラバール演習 への豪州参加を認めていなかったなど (2020年11月から正式参加)、後遺症が残 っていたことも事実である。しかし今日で は前述のとおり FOIP の方向性自体が大き くシフトしていく中、先進民主主義自由経 済中堅国 (ミドルパワー) としての豪州が 担うべき役割はやはり大きいと言わざるを 得ない。この点については防衛研究所・佐 竹知彦主任研究官の「インド太平洋は豪州 にとって中国への対抗を念頭に置いた地政 (経) 学的な戦略概念であると同時に、イ ンドや中国も含んだルールに基づく秩序の 構築をその究極的な目標に置いている」100 という指摘は、FOIP そのものの意義という 点も含めて非常に示唆的である。

#### c) その他の主要論点

一方、上記のような FOIP の理念に関する議論に終始するのではなく、その実践についてより具体的な検討を推進すべきとの論調も比較的早い段階からある。代表的な論文を列挙すれば、米シンクタンク戦略国際問題研究所(CSIS)パシフィック・フォーラム上席顧問ブラッド・グロッサーマンーラム上席顧問ブラッド・グロッサーマンック・セイヤーズ<sup>102</sup>、比アテネオ大学講師(当時)ルシオ・ブランコ・ピトロ3世<sup>103</sup>、米シンクタンク新アメリカ安全保障センタ

ー助教アビゲイル・グレース<sup>104</sup>、シンガポール RSIS 客員研究員ラジーブ・ランジャン・チャトゥアヴェディ<sup>105</sup>などが挙げられるが、ここで提示されているアイディアはいずれも大変示唆に富むものとなっている。ちなみに2018年6月の米太平洋軍のインド太平洋軍への改編も実はセイヤーズ(2018)の提言で示されていたものである。

## (2)関係各国の反応(インド太平洋に係る政策文書を中心に)

#### a) 米国の FOIP を巡る議論

米国の FOIP の方向性について包括的に述べた文献としてはアラブ首長国連邦国防大学戦略研究客員教授ジーン・ロープ・サマーンの論文<sup>106</sup>が示唆的であるが、サマーンはここで「米国の FOIP は地域の現実を踏まえ、対中戦略から域内関係国の協力枠組み構築のイニシアティブへと再構築の要がある」と指摘している。また、これに先立つ米シンクタンク・アメリカン・エンタープライズ公共政策研究所(AEI)研究員ザック・クーパーの論文<sup>107</sup>は前述の米「国家安全保障戦略」などで「挑戦国」とされた中国との関係を、FOIPにおいてどのように考えるべきかが述べられており、非常に示唆的である。

これを要するに、米国の FOIP に関する情報発信は一貫して中国非難のトーンで実施されてはいるものの、その施策の方向性は必ずしも中国の「封じ込め」ということではないのである。ここで謳われているのは、「米国第 1 主義」と言われるトランプ政権の施策からは意外かもしれないが、FOIP の多国間協調へのシフトという状況とも相まって同盟国及びパートナー諸国との連携強化を訴える取り組みも強調されているのである。IPSR についても発表当時、その基本的な考え方は一連の情報発信の延長上にあり、それは副題の "Preparedness, Partnerships,

and Promoting a Networked Region"に象徴されていると筆者は述べたところである<sup>108</sup>。しかしながら、その後の国内外の IPSR に関する分析では、こうした問題についてはやはり評価が分かれることとなった。

例えば、米デジタル誌ザ・ディプロマット編集委員プラシャン・パラメスワンの論文<sup>109</sup> は、これを「FOIP が表明されて以来の米政府内外のさまざまな意見を統合し反映している」とし「協調に関して英国やフランス、カナダなど域外の国々との協調、太平洋島嶼国に焦点を当てていることなどを考慮すれば、かなり前向きなものと言える」と評価している。一方、やはり同誌編集委員のアンキット・パンダの論文<sup>110</sup>ではここで言う同盟、パートナーシップの強化とは「同盟国への負担の分配についてのトランプ大統領の意向を強く反映するもの」であり「真に受けない方がよい」と批判的である。

また、中国が IPSR をどう受け止めたのかという点では中国人民解放軍軍事科学院特任研究員・周波 (Zhou Bo) の論文\*\*\*が示唆的である。周波は ASEAN 諸国を例に、「一方に加担しないと誓っている全ての国はいずれかをパートナーとして選ぶよりも問題毎に対応を決めるというスマートな方法で対処」すると指摘するとともに、Quad構成国も「中国との2国間関係を危うくすることを望んでいない」として、「中国は米国のインド太平洋戦略によって拘束されることはあり得ない」と批判している。

一方、国務省の報告書「自由で開かれたインド太平洋-共通のビジョンの推進」についてはクロノロジーの脚注でも示した亜細亜大学アジア研究所特別研究員・石川幸一が IPSR とこれに先立つ「アジア再保証推進法(Asia Reassurance Initiative Act:ARIA)」と併せ、それぞれの要約を示しつつ解題を実施している。石川によれば、同

報告書は①パートナーおよび地域制度の関与、②経済的繁栄の増進、③良きガバナンスの擁護、④平和と安全保障の確保、⑤人的資本への投資の5分野を対象としたものとなっているが、ここで石川は「国防総省と国務省の報告はARIAをベース」として基本的に多国間主義を重視したものであり、既存の国際協調枠組みに背を向けてきた「トランプ政権の実際の動きがこれらの文書に沿っていない」と指摘している112。

また、政策研究大学院大学助教の高木祐輔の論文<sup>113</sup>も同報告と IPSR との共通点に言及しつつ、重要な相違は特定国を名指ししていないということであり、また、これらとの関係も「対立 (conflict)」でなく「競争 (Competition)」という表現が使われているとして「インド太平洋地域の多国間外交に積極的に関与する米国の姿勢が浮かび上がる」、「多国間外交の枠組みにとどある」とする米国の政策当事者たちの声が聞こえてくる」とし、「米国政府の中に米中対立に関する二つの異なる考え方がある」と指摘しているところである。

すなわち、米国の FOIP に対する否定的 な見方はトランプ政権の外交姿勢に起因するということであるが、この点は海外の論調も同様であり、例えば米シンクタンク太 平洋委員会委員のデレク・グロスマンの論文114は、「インド太平洋戦略」の「文言や精神」とトランプ大統領の「言動」の齟齬を指摘し、米国がリーダーシップを発揮できなくなればインド太平洋諸国はこうした齟齬を看過できなくなると批判している。

このような米政府内の「米中対立に関する二つの異なる考え方」という見方からすれば、日米間の FOIP に対する考え方の相違、対中姿勢の温度差といった問題も原理的な路線対立と言うよりもトランプ政権下での解釈、運用の問題であったと考えるこ

とができるであろう。また、そうした観点からは国際協調への回帰を指向すると言われるバイデン政権では中国への対応を含むFOIPの方向性も、より包摂的なアプローチを指向する可能性があり<sup>115</sup>、EAS 議長声明における AOIP への言及など ASEAN 重視の姿勢は、図らずもこれを先取りする形になったものと言えるのではないだろうか。

#### b) ASEAN の AOIP を巡る議論

FOIP と ASEAN との関係について相澤 (2019)では平和・安全保障研究所理事長・西原正の論説<sup>116</sup>を引用し EAS や ARF (ASEAN 地域フォーラム)など多国間プラットフォームの中核を担ってきた経験(「ASEANの中心性」<sup>117</sup>)は、多国間協調へとシフトしつつある今後の FOIP の展開にも積極的に活用されるべき<sup>118</sup>と論じたが、この点は EAS 議長声明における AOIP への言及のほか、菅首相の国会演説や Quad 外相会合の合意など関係各国の ASEAN 重視の姿勢からも、ある程度は裏付けられたものと筆者は考えている。

AOIP の背景や意義などについては慶応義塾大学名誉教授・添谷芳秀の論文<sup>119</sup>が示唆的であり、ここで添谷は AOIP を「米中の狭間で双方から圧力を受ける ASEAN 諸国やその他の諸国への配慮」から「対中対抗戦略の要素」を否定しようとする関係各国の姿勢の変化 (我が国の FOIP の「構想」への呼称の変更など) に「ASEAN が反応」したものと評し、「インド太平洋協力をASEAN における共同体構築を促進するものとして意義付けた」と指摘している<sup>120</sup>。

また、前出の高木(2019A)は、これには二つの意味が読み取れるとして「ASEANの中心性を強調することで米国によるインド太平洋戦略との違いを示す必要があった」にもかかわらず「インド太平洋という言葉

を使ったことに意味がある」と述べて「米国のインド太平洋戦略には ASEAN にとって魅力的な部分が少なくないため、インド太平洋という概念そのものを否定せず、むしろそれを活用して東南アジア地域をさらに発展させていこうという ASEAN の意思が読み取れる」と指摘している。

国外の論調もこうした ASEAN の姿勢を 肯定的に評価するものが多く、例えば、米 アメリカン大学国際関係教授アミタブ・ア チャリャの論文<sup>121</sup>では AOIP の形成過程を インドネシアが主導してきた経緯などが解 説されているが、ここでアチャリャは「イ ンドネシアは ASEAN のリーダーとして中 国を孤立させることを目的とした米国のア プローチを排他的と見なし不快感」を抱い てきたとし、ここでインドネシアが使用し ている「包摂的 (inclusive)」という用語に ついて、「自由で」という米国の考え方は国 内の政治的開放性と優れたガバナンスを考 慮要素に中国の問題を念頭に置いている一 方、『包摂性』という用語は中国を孤立させ ることを意図していないと述べ、これが両 者のバランスを取ろうとする取り組みであ ることを指摘している。また、シンガポー ル RSIS のナジア・フサインの論文<sup>122</sup>も同 旨の指摘をしており、AOIP は「進化しつ つあるインド太平洋の地域概念に『ASEAN の中心性』を組み込んでいくための最初の ステップ」と延べている。

もちろん、このような ASEAN の姿勢が 中国に対して過度に「融和的」とみなされ る懸念を指摘する論もあり、例えば、前出 のシャン・スー・ウーの別の論文<sup>123</sup>では AOIP を ASEAN の「協調、安定、平和、航 行の自由、その他の価値」を強調したもの として評価しつつも、「外交が失敗したとき にこれらの価値をどのようにして守るのか という疑問を残したまま」として、「外交的 アプローチが失敗した場合、AOIP に示された ASEAN の価値を守る補完策として ASEAN 諸国の対潜能力の向上が重要」と 指摘されている。

これを要するに、ASEAN の主導する AOIP は「自由で開かれた」という FOIP の 基本的な理念は受容しつつも、中国を一律 に排除するのではない「包摂性」も考慮し、 そのための装置として「ASEANの中心性」 が強調されたものと考えることができるで あろう。そして、中国との関係においては 加盟国間で相反する利害を有する ASEAN もまた我が国と同じく「競争戦略のための 協力戦略」といった考え方を採らざるを得 ないのであり、シャン・スー・ウー(2019) の指摘もその意味では大いに首肯できると ころである。こうした点に鑑みれば、前述 した関係各国の ASEAN 重視の姿勢は今後 の FOIP の展開も見据え、一種必然の対応 であったと言えるのかもしれない。

なお、上記にも関連し、他ならぬ中国がAOIP をどのように受け止めているのかという分析としてはシンガポール RSIS 研究員ベンジャミン・ホーの論文<sup>124</sup>が示唆的である。ここでベンジャミン・ホーは中国が「AOIP に対する政治的支持を表明することを約束する可能性は低い」として「北京がより関心をもっているのは、これがASEAN 諸国と自身との間のより大きな実際の協力にどう転換されるか」であり、この構想が「中国に特権を与え、ASEAN 加盟国を中国中心の多国間協定に導く可能性があるという懸念」もあると指摘しているところである。

## c)欧州諸国(仏独蘭)の「インド太平洋政策」 を巡る議論

ここからは域外国である欧州諸国の「インド太平洋政策」について見ていくこととする。

## ・仏軍事省「フランスとインド太平洋地域 における安全保障」<sup>125</sup>

同文書は初版が2018年6月に刊行されて おり関係各国の「インド太平洋政策」の中 でも先駆的なものである。また、在京仏大 使館ウェブサイトが日本語訳を掲載126して おり内容についてのアクセスも比較的容易 である。同文書は戦略文書というよりはイ ンド太平洋地域におけるフランスのプレゼ ンスの重要性を訴えるパンフレット的な性 格のもので、「インド太平洋地域における安 全保障上の主な脅威」といった項目も網羅 されているものの、ここで中国を名指しす るような形にはなっていない。むしろ「海 洋安全保障」や「環境安全保障」など、よ り包括的な安全保障への関心が強く示され、 それらへの対応に当たっての国際協調の重 要性が強調された形となっている。

### ・独外務省「インド太平洋ガイドライン」127

同文書はドイツのインド太平洋地域へのコミットメントの必要性について「多国間主義、気候変動の緩和、人権、ルールに基づく自由貿易、コネクティビティ、デジタル交易、特に安全保障政策の分野で協力を拡大」といった目標を掲げ強調したものであるが、一方で中国との関係については「従来よりも中国との関係に距離を置き、多国間関係を重視するものであるものの高い関心を維持している」<sup>128</sup>とする指摘もある。

## ・蘭外務省「インド太平洋:オランダと EU によるアジアのパートナーとの協力強化 のためのガイドライン」<sup>129</sup>

同文書は現時点で蘭語版のみの公開であるためか日本国内での体系的な論評はまだなされていない。しかし筆者が見る限り、その構成はドイツの文書と同様にインド太平洋地域と自国及びEUとの関係強化を謳ったものであり、基本的に経済協力に焦点を当てた文書になっている。また、同文書には「ル

ールベースの国際秩序」など FOIP におけるキーワードが盛り込まれ、南シナ海における中国の動きなども言及されている一方で、米国の IPSR のように中国を名指しで非難するような形にはなっていない。しかしながら全体的なトーンとしてはドイツの文書と同じく欧州諸国における対中国姿勢の変化が反映されているのが伺えるほか、インド太平洋地域の平和と安定、経済的繁栄には域外国である欧州の関与も不可欠であり、そのためにも国際協調体制の構築が重要であることを強調している点において仏独の文書と軌を一にするものと考えられる。

以上、最近発表された欧州 3 カ国の「インド太平洋政策」文書について概観してきたが、これ以外の各国も若干のトーン、ニュアンスの違いはあれども国防白書など既存の文書における言及や首脳会談時の声明などの形で FOIP への支持を表明していることについては、先に示した「外交青書 2020」掲載の一覧表(図 2)に記載のとおりである。

### d)中国の反応と FOIP を巡る現状

そして焦点の中国の反応であるが、実はこれまでの中国の FOIP に対する反応は、少なくとも公式には、「問われれば答える」という形のどちらかと言えば抑制的なものであった<sup>130</sup>。しかし、最近では前述した王穀外交部長の「新たな NATO」発言のほか、EAS議長声明や TICAD7 首脳宣言などにおける FOIP への言及に対する干渉など、FOIP ないしは「インド太平洋」という用語に対しての警戒感が特に高まっているようにも見受けられる。

あるいはまた別の見方として、EAS 議長 声明の文言に干渉しつつも最終的には AOIPへの言及を受け入れたということは、 EAS が ASEAN のホストする会議であると いう事情を割り引いても、前出のベンジャ ミン・ホーが指摘しているように「包摂性」 という考え方を逆手に取り AOIP を自国に とって都合の良いように利用しようという 思惑もあるのかもしれない。

いずれにせよ、このような中国の反応も見据えて、Quadの枠組み、あるいは中国も参加する EAS というより広範な枠組みがASEANの提唱する AOIP に「留意する」という姿勢を見せている現状にも鑑みれば、ここまで述べてきた FOIP の背景及び経緯、そしてこれを巡る関係各国の反応、識者の見解などから一つの見方としては次のようなことが言えるであろう。

すなわち、前述した FOIP の方向性が当初想定されていたような Quad を中核としたものから、より幅広い多国間協調を目指す形にシフトしつつあるという点については、まさにこれが実際の関係各国の政策として具現化されつつあるということであり、としての「ASEAN が、また、その装置としての「ASEAN の中心性」が重要な役割を果たしつつあるということであり、これに対する中国の反応という点も含め、EAS議長声明における AOIP への言及はこのことを象徴する事例であると言えるだろう。

この問題については前述したバイデン米 政権の FOIP に対する姿勢の件とも併せ、 次節において改めて論じることとする。

## 4 最近の動向と FOIP を巡る国際関係 の構図

本節ではここまで述べてきた「FOIP の背景と経緯」、「FOIP の理念と実践を巡る議論の動向」を踏まえ、本稿冒頭でも述べたように日米の新政権移行と中国の反応との狭間で最近生起した FOIP という固有名詞を巡る問題を一つの題材として、FOIP を巡る国際関係の構図の現状について改めての考察を試みる。

#### 4.1 FOIP を巡る国際関係の分析枠組み

上記のような問題を論ずるに当たっては中村(2019)で示されている分析枠組みが有益であろう。中村は FOIP の政策目標の類型化などについて論じているのであるが、そのパラメーターとして「イシューの包括性」、「メンバーの包摂性」という2つの軸による類型化を試みており、以下に示すような概念図<sup>131</sup>を提示している。

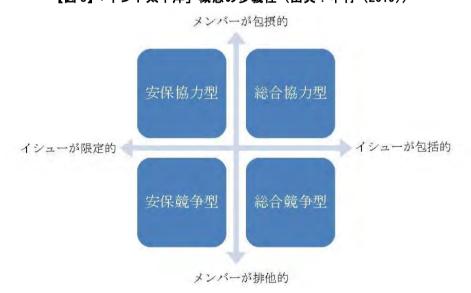
これについて中村は「インド太平洋概念については、伝統的安全保障の文脈で主に用いるのか、経済や非伝統的安全保障を含んだ文脈で用いるのかといった『イシューの包括性』をめぐって見解が分かれている。また、台頭する中国を牽制するために用いるのか、中国も含めて協力していくために用いるのかといった『メンバーの包摂性』をめぐる見解の相違も存在する」「32と指摘し、この2つの軸によって「総合協力型」(右上)、「安保協力型」(左上)、「総合競争型」(右下)、「安保競争型」(左下)という4通りの類型化を試みており、ここで示されて

いるイメージは、「競争戦略のための協力戦略」という FOIP の本来的な二重構造の側面を具体的に考える上で非常に示唆的である。

もちろん、この分類は中村自身が述べているように便宜的なものであって、複数の領域に跨がる場合、時期により重心が異動する場合、協力相手国によって使い分ける場合など様々なケースが想定されるところではあるものの、「日本は対中牽制の必要性を認識している国に対しては総合競争型や安保競争型の面を強調し、それを警戒する国に対しては総合協力型の面を強調するといった傾向がある」という説明は、ここまで論じてきたFOIP の本来的な二面性という観点から大いに首肯できるところであろう。

そして本稿で述べてきた我が国と米国の FOIP の共通点と相違点、そしてこれに対する ASEAN など関係各国の対応、そして中 国の反応など、FOIP を巡る国際関係の最近 の構図は、この分類に基づけば次のように 説明することが可能であろう。すなわち、 安倍前政権の当初の発想が対中国戦略とし

## 【図3】「インド太平洋」概念の多義性(出典:中村(2019))



ての性格が強い「安保競争型」であったともとれても、日本政府はそのことを少かったことは前面に打ち出して来なかったことは前述のとおりである。むしろ「イシュの包括性」という点について言えば、FOIPが経済協力を論ずる TICAD の場で提唱された経緯や、その実践における「三本柱」の構成からしても基本的に「総合型」がうるということも協力して」という言及に見られているという言とも協力して」という言及に対しているとも周知のとおりである。

そのような中、我が国の推進する FOIP と中国に対して対立的な姿勢を採る米国の FOIP (中村はトランプ政権の対応を「総合競争型」と評価)の間に齟齬はないのかという論点について言えば、先に高木(2019B)を引用して述べたとおり「米国政府の中に米中対立に関する二つの異なる考え方」があったとするなら、ASEAN の重視に象徴される最近の流れは「多国間外交の枠組みにとどまろうとする」立場の主張を反映したものと考えられ、言わばトランプ政権下の米国の FOIP もある程度は「総合協力型」を志向するようになっていたということであろう。

元より「メンバーの包摂性」という視点は ASEAN に限るものではなく、クロノロジーでも示したとおりシャングリラ・ダイアローグのモディ印首相基調講演で言及されているほか、最近立て続けに発出された欧州諸国の「インド太平洋政策」文書でも共通のトーンとなっていることは前述のとおりである。したがって今後、FOIPが「より幅広い多国間協調を目指す形へとシフト」していくのであれば、「メンバーの包摂性」を追求せざるを得ないということであり、

その意味において、最近の FOIP を巡る ASEAN 重視の傾向、そしてその「包摂性」を象徴する「ASEAN の中心性」という考え方が重要なキーワードとなっているということは一種の必然であったと言えるのかもしれない。

一方、このような第1の視点とは裏腹の第2の論点として、中国がこうした傾向をどのように受け止めているかという点にも十分留意しておく必要があるだろう。すなわち、中国は FOIP を自身への「戦略的挑戦」と受け止めて引き続きこれを警戒、牽制しつつも、一方では ASEAN 重視に象制し、ベンジャミン・ホー(2019)の指摘のように結果的に「中国に特権を与え、ASEAN 加盟国を中国中心の多国間協定に導く可能性がある」という懸念も払拭されないということである。

筆者が FOIP を巡る最近の動向の中でも特にその名称を巡る一連の問題に着目していると述べたのもこの点を考慮してのものであり、「自由で開かれた」という基本的価値を体現する固有名詞を安易に変更するできではないと考えている理由は、第2節で米バイデン政権発足後の日米首脳電話会談関連の報道における外務省高官発言を引用したとおり、これがまさに「中国に対峙する上で欠かせない肝で『繁栄』や『安全』に変われば対中牽制の意味合いが薄れかねない」と考えているからに他ならない。

### 4.2 FOIP を巡る国際関係の構図

さて、ここまで述べて来た事項を総括し、FOIP を巡る国際関係の構図という点について、改めて述べてみたい。本稿冒頭において提示した「FOIP が基本的には中国との関係を念頭に置いた国際協調のための取り組みであり、自由主義的な国際秩序の構築

を目指す理念」ということなどについて改めて述べれば以下のとおりである。

第1に、FOIP は戦後初めて、我が国が自 ら提唱し主体的に推進している外交政策、 安全保障政策、開発協力政策である。だが 第2に、FOIP は中国との関係において本来 的な二面性を有するものであり安全保障上 の考慮も必要であるため、我が国が単独で 推進することは不可能であり、であればこ そ日米関係がその要であるということが繰 り返し強調されてきたものである。そして 第3に、第2の点とも関連して今や米国が 単独で世界の安全保障を担うことは現実的 ではなく、それが故に同盟国、パートナー 諸国との連携が極めて重要であり、Quad は そのための中核枠組み(もちろん豪印でそ れぞれ事情は異なるが)としての役割が強 く期待されているということである。さら に第4に、第3の点とは裏腹で、Quadの役 割の強化は王穀外相の「アジアの NATO」 発 言のように中国の警戒感を惹起するという ジレンマがある。そしてこのことは中国と の間で複雑な関係にある ASEAN 諸国、ある いは Quad の一角を構成しつつも中国との 間で独自の外交政策を指向するインドとの 関係でもやはり大きな考慮要素となるであ ろう。したがって第5に、多国間協調のた めの「包摂性」という要素が極めて重要に なるということであり、それ故に ASEAN や 域外国である欧州の参画も強く期待されて いるということなのである。

### 5. おわりに

以上、我が国の推進する「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」について、その考え方や背景、日本政府の取り組みの経緯、そして関係各国の受け止め方や主要な論点を国内外の議論に基づき再構成し、FOIPを巡る国際関係の構図、すなわち、FOIP

が基本的には中国との関係を念頭に置いた 国際協調のための取り組みであり、自由主 義的な国際秩序の構築を目指す理念である ことを改めて明らかにした。

本文中でも述べてきたとおり、筆者が特 に注目しているのは、FOIP の方向性が米中 対立の激化という一般情勢とは裏腹に、あ るいは逆にそうであればこそ、「包摂性」を 重視した「総合協力型」を指向していくこ とで米国を含む関係各国間でのコンセンサ スが形成されつつあるのではないかという 点である。EAS 議長声明に AOIP という用 語が盛り込まれたこと、また、バイデン政 権がトランプ前政権との差別化という観点 から当初その名称の変更を志向しつつも最 終的には「日本の政策」としての FOIP を 継承したことは、これに係わる極めて象徴 的な事例と筆者は考えている。一方、「包摂 性」を重視することと中国に対して FOIP の基本的価値である「法の支配」などの自 由主義的な国際秩序への参画を求めていく ことは全く別の問題であって、「自由で開か れた (Free and Open)」というその看板を安 易に降ろすようなことがあってはならない という点についても前述のとおりである。

その上で、何度か言及してきた中国との関係における「競争戦略」のための「協力戦略」という極めて困難な課題をどのように実現していくのかという点がまさにFOIPの今後の焦点となるであろう。本稿はそのための提言を直接的な目的としたものではないが、最後にこれに係わる国内の様々な取り組みを紹介して本稿の結びとしたい。

FOIP の具現化を図る取り組みについては文中で触れた日本国際問題研究所の研究プロジェクト以外にも官民の様々なレベルで実施されている<sup>133</sup>。中でも第3節の「国内の主要論点」で言及した田中明彦が学長

として座長を務める政策研究大学院大学の 「インド太平洋協力研究会」は、2020年10 月に日本政府への「政策提言」134を実施す るなど、非常に積極的な活動を実施してい る。この提言では、「インド太平洋の新たな 国際秩序形成と国際協力推進に向けた方向 性」として①多国間の国際協調体制の維持 及び国際協力の強化、②経済・安全保障分 野でのルール形成・遵守等を通じた国際的 連携、③技術革新による SDGs やパンデミ ックの課題解決、④実施体制の強化・参加 主体の拡大といった事項が示されているの であるが、これらは本稿で論じてきた FOIP の変遷と展開、そしてそこから類推される FOIP の今後の課題という観点からしても、 いずれも当を得たものであると言えるであ ろう。

比較的早い段階から関心を持って FOIP に係る調査研究に取り組んで来た者の1人である筆者としても、今後とも機会を捉え、このような FOIP の具現化を図る取り組みに積極的に参画していきたいと考えている次第である。

1 本稿は主として以下3編の解説をベース に、その後の状況の変化や議論の進展を踏 まえて再構成したものである。

相澤輝昭「外務省 HP から読み解く『自由で開かれたインド太平洋戦略(FOIP)』の理念と実践」2018 年 4 月 23 日。

https://www.spf.org/oceans/b180424.pdf 相澤輝昭「その後の『自由で開かれたイン ド太平洋(FOIP)』の変遷と展開」2019 年6月15日。

https://www.spf.org/oceans/global-data/user3 3/20190627163005471.pdf 相澤輝昭「それ

ぞれの『インド太平洋 (FOIP) 政策』と FOIP を巡る最近の動向」2020年12月24日。 いずれも海洋政策研究所ウェブサイト(以下、脚注ではウェブサイトを HP と表記)「FROM THE OCEANS」「海洋安全保障情報特報」。

- 2 本稿の執筆時点における最も包括的なものとしては外務省 HP掲載の解説資料がある。これは『外交青書』や国会演説その他の関連する情報発信のエッセンスを 5 枚組の概念図化したもの(2021 年 2 月更新版の構成)であるが、我が国の推進するFOIPのイメージが端的に示されている。外務省 HP「自由で開かれたインド太平洋Free and Open Indo-Pacific」2018 年 9 月(2021 年 2 月改訂)(図 1 参照)https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/00043063 1.pdf
- 3 相澤 (2018) 1 頁。
- 4 神谷万丈「『競争戦略』のための『協力戦略』 ー日本の「自由で開かれたインド太平洋戦略(構想)の複合的構造」「Security Studies 安全保障研究」第1巻第2号鹿島平和研究所 SSDP 安全保障・外交政策研究会、2019 年2月(以下、神谷(2019))47-64項。 http://ssdpaki.la.coocan.jp/proposals/26.html
- 5 「自由で開かれたインド太平洋戦略とは」 日本経済新聞 2017 年 10 月 26 日。
- 6 溜和敏「『インド太平洋」概念の普及過程」 『国際安全保障』第43巻第1号(2015年6月)(以下、溜(2015))68-85頁。
- <sup>7</sup> 鈴木美勝『日本の戦略外交』(ちくま新書、 2017年)(以下、鈴木(2017))。
- 8 外務省国際問題調査研究・提言事業「『アジア (特に南シナ海・インド洋)における安全保障秩序』研究報告書」日本国際問題研究所 (2013 年 3 月)(以下、国問研 (2013))。http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H24\_Asia\_Security/H24\_Asia\_Security.php本件は外務省委託による調査研究事業として2012年度から継続中の研究プロジェクトで、これ以降、毎年異なるテーマで「インド太平洋」地域関連の研究が展開されており、これに係わる国内の包括的研究の嚆矢となっている。最新の物は2020~2022

年度の研究プロジェクトとして「米中関係を超えて:自由で開かれた地域秩序構築の 『基軸国家日本』のインド太平洋戦略」が 展開されている。

http://www2.jiia.or.jp/RESR/project.php

- 9 中村長史「多義的な『インド太平洋』の功 罪一政治学的観点から一」、『海幹校戦略研究』第9巻第2号(2019年12月)(以下、中村(2019))、20-37頁
  - https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/SSG/review/9-2-s/9-2-3.pdf
- 10 外務省 HP「『自由と繁栄の弧』をつくる」 2006 年 11 月 30 日。
  - http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/1 8/easo 1130.html
  - 鈴木 (2017) では FOIP は「自由と繁栄の孤」を起源として今日まで至る安倍政権の「価値観外交」ないしは「地球儀を俯瞰する外交」の一環と解説されている。同書第2~4章参照。
- 11 外務省 HP「『拡がる外交の地平』~日本 外交の新機軸~| 2006 年 12 月。
  - http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/free\_pros/pdfs/shiryo 01.pdf
  - 「価値観外交」(「地球儀を俯瞰する外交」) は「普遍的価値(自由主義、民主主義、基 本的人権、法の支配、市場経済)に基づく 外交」とされ、「自由と繁栄の孤」は「ユ ーラシア大陸に沿って自由の輪を広げ、普 遍的価値を基礎とする豊かで安定した地 域を形成する」と説明されている。
- 12 2006 年末頃から安倍首相が当時のマンモハン・シン印首相をはじめとする各国首脳に呼びかけたものであるが、結果的に中国の警戒感を惹起し、それを受けての豪の離脱など各国の国内事情もあって頓挫。これらの経緯の詳細については以下を参照。 C Raja Mohan "India and the Resurrection of the Quad," CARNEGIE INDIA, Nov 17, 2017.
  - https://carnegieindia.org/2017/11/17/india-an d-resurrection-of-quad-pub-74873
- 13 外務省 HP「二つの海の交わり」2007 年 8 目 22 日
  - http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/1 9/eabe 0822.html

- 鈴木(2017)は同演説中の「共に海洋国家であるインドと日本」による「『拡大アジア』は米国や豪州を巻き込み、太平洋全域にまで及ぶ広大なネットワークへと成長」という部分を引用し、このような考え方がFOIPの考え方の萌芽となったと指摘している。同書135頁。
- Gurpreet S. Khurana, "Security of Sea Lines: Prospects for India-Japan Cooperation," Strategic Analysis, Vol.31, No.1, Jul 13, 2007 pp. 141-144.
  - クラーナは自分の提唱が「インド太平洋」 概念の初出であると主張しているが、後述 するクリントン演説などに比して当時そ れほど注目されたわけではない。
  - "Trump's new Cold War alliance in Asia is angerous,"The Washington Post, November 14, 2017 (以下、クラーナ (2017)) https://www.washingtonpost.com/news/theworldpost/wp/2017/11/14/trump-asia-trip/
- Rory Medcalf and Raoul Heinrichs, with Justin Jones, "Crisis and Confidence: MajorPowers and Maritime Security in Indo-Pacific Asia", Lowy Institute for International Policy, June 2011. https://www.lowyinstitute.org/publications/crisis-and-confidence-major-powers-and-maritime-security-indo-pacific-asia
  - Michael Auslin, Security in the Indo-Pacific Commons: Toward a Regional Strategy, American Enterprise Institute, 2010, pp.1-29. http://www.aei.org/wp·content/uploads/2 011/10/AuslinReportWedDec152010.pdf 溜(2015)は「インド太平洋」という地域概念が政策論として影響力を持ち始めるのはこれらの政策提言が端緒と指摘している。同書 71-75 頁。
- 16 "America's Engagement in the Asia-Pacific,"Remarks by Hillary Rodham Clinton, Secretary of State, at Kahala Hotel, Honolulu, October 28, 2010. https://2009-2017.state.gov/secretary/200920 13clinton/rm/2010/10/150141.htm 溜 (2015) は同演説が次項の論文と併せ「インド太平洋という言葉の使用が広まる契機」であったと指摘している。同書 68-69 頁。
- Hillary Clinton, "America's Pacific Century" Foreign Policy, October 11,2011, pp56-63.

溜(2015)は前年のヒラリー演説の歴史的意義は認めつつも以降の展開に実質的な影響を及ぼしたのは本論文であり、前述のメドカーフやオースリンの政策提言も包摂し政策論として確立されていったものと指摘している。同書76-77頁。このように2010年を地域概念としての「インド太平洋」形成過程の一つの区切りとする見方は、前掲クラーナの主張など、起源が何処にあるのか判りにくくなっている中で、非常に明快な整理と言えるであろう。

- Shinzo Abe, "Asia' s Democratic Security Diamond," Project Syndicate, The World's Opinion Page, Dec 27,2012.
  - https://www.project-syndicate.org/onpoint/a-s trategic-alliance-for-japan-and-india-by-shinz o-abe?barrier=accesspaylog
  - 本件は安倍首相の就任前日に寄稿されたが Project Syndicate 側の思惑から就任翌日の掲載となったとされている。ここでは「日米豪印がインド洋から西太平洋へと広がる海洋コモンズを防衛するダイヤモンドを構成」と提示されるなど、対中戦略の性格が明確に打ち出されているが、それが故に日本政府は本件を余り目立たせない立場を取ってきたという。鈴木(2017)140-142 頁。
- 19 外務省 HP「開かれた海の恵み-日本外交の新たな 5 原則」2013 年 1 月 18 日。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/2 5/abe\_0118j.html 本件は同日ジャカルタで実施予定だった 演説原稿であり、アルジェリアの人質事件 対応で安倍首相が急遽帰国し中止となったが原稿のみウェブサイトに掲載されているものである。未実施の演説原稿が公開されていること自体が強いメッセージを感じさせるが、鈴木 (2017) はこれを「セキュリティダイヤモンド構想」を「ソフトタッチのオーソドックスな表現で化粧直しされた外交演説」と評している。同書141-143 頁。
- <sup>20</sup> 前掲、国問研(2013)山本吉宣「序章 インド太平洋概念をめぐって」6頁。 http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H24 Asia

### Security/introduction.pdf

- 21 鈴木 (2017) 102 頁。
- 22 「自由と繁栄の弧」も対象とする地域は 「東の米、豪、中央のインド、西の EU、 NATO 等と緊密に協力」とされており、 FOIP が対象として念頭に置く地理的範囲 と変わるところはないが、麻生講演の中で は中央アジアが強調されている一方、海洋 の問題については間接的に言及されてい るのみである。前掲外務省 HP「『自由と繁 栄の弧』をつくる」、「『拡がる外交の地平』 ~日本外交の新機軸~」。
- 23 外務省 HP「TICAD VI 開会に当たって・ 安倍晋三日本国総理大臣基調演説」2016 年8月27日。
  - $http://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/page4\_0\\02268.html$
  - ただし、同演説中では「自由で開かれたインド太平洋戦略」という表現は使用されておらず、その初出は後掲の『外交青書 2017』の特集記事である。
- 24 外務省 HP『外交青書 2017』「第1章 2016 年の国際情勢と日本外交の展開」「特集 自 由で開かれたインド太平洋戦略」2017年4 月、15-16頁。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2017/pdf/pdfs/1.pdf#page=5

- ここでは TICAD 6 基調演説を引用して基本的な考え方が解説されているほか、「地球儀を俯瞰する外交」や「積極的平和主義」など安倍政権の外交上の基本理念を示す図が示されている(同図は現在も逐次アップデートされつつ説明資料として使用(図1参照))。また、もう一つの注目点として、ここで中国との関係に明示的な言及はないが、Quad については「インド、同盟国である米国、オーストラリア等との戦略的連携を一層強化」と述べてその重視を謳っており、当初、Quad が FOIP の中核とみなされる要因の一つとなっていた。
- 25 外務省 HP「平成 29 年度開発協力重点方針」 2018 年 4 月、9-13 頁。
  - http://www.mofa.go.jp/files/000245509.pdf ここでは『外交青書 2017』の概念図のほ か、「各地域の重点課題」のイメージ図上

に実態として中国の影響力が指摘される 地域の開発協力プログラムがマッピング され、要所々々に「法の支配の貫徹」、「海 上の安全確保」、「地域の安定化」といっ たキーワードが配された「海上法執行能力 構築支援」の計画が示されるなど、後述す る中国との関係を念頭に置いた「競争戦略 のための協力戦略」としての性格が如実に 読み取れる。

- <sup>26</sup> 外務省 HP「コロンビア大学における河野 外務大臣講演 | 2017 年 9 月 21 日。
  - http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page 3 002248.html
  - ここでは「法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・発展」させる具体的な手段として、①米国による「航行の自由」作戦への強い支持、②戦略的寄港の重要性、③インド太平洋における合同海上演習の継続の3点が列挙されているほか、「連結性の強化」についても「港湾、鉄道、道路などのインフラ整備」の事例としてインドシナとミャンマーをつなぐ「東西経済回廊」の整備などを挙げつつ「質の高いインフラ」重視が特に強調されている。
- <sup>27</sup> "Defining Our Relationship with India for the Next Century: An Address by U.S. Secretary of State Rex Tillerson" Wednesday, October 18, 2017 10:00 am - 11:15 am CSIS Headquarters. https://csis-website-prod.s3.amazonaws.com/ s3fs-public/event/171018 An Address by U .S. Secretary of State Rex Tillerson.pdf?O 0nMCCRjXZiUa5V2cF8 NDiZ14LYRX3m この頃、既に日本政府も様々な取り組みを 始めていたが、それが一般に広く知られる ようになったのは本講演が契機である。テ ィラーソン長官は対中関係を念頭に置い た米印関係について論じたのであるが、こ こで「自由で開かれたインド太平洋(原 文: Free and Open Indo-pacific)」という表 現を用いたことが国内外で FOIP が耳目を 集める端緒となった。
- 28 外務省 HP「日米首脳ワーキングランチ及び首脳会談」2017年11月6日。
  - http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page 4 003422.html
  - ここでは FOIP の「三本柱」として、①法

- の支配、航行の自由等の基本的価値の普及・定着、②連結性の向上等による経済的繁栄の追求、③海上法執行能力構築支援等の平和と安定のための取組の3点が示されているが、この詳細については後述。
- 29 "Remarks by President Trump at APEC CEO Summit, "THE WHITE HOUSE Office of the Press Secretary For Immediate Release, November 10, 2017 https://vn.usembassy.gov/20171110-remarkspresident-trump-apec-ceo-summit/
- 30 外務省 HP「日米豪印のインド太平洋に関する協議」2017年11月12日。
  - https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4 005249.html
  - 同協議は第1次安倍政権における Quad の 頓挫の経緯を踏まえ、局長級の実務者レベ ルで余り目立たない形で実施された。
- 31 "NATIONAL SECURITY STRATEGY of the united states of America", The White House, December, 2017, pp45-46.
  - https://www.whitehouse.gov/wp-content/uplo ads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905-2.p df
- 32 首相官邸 HP「第 196 回国会における安倍 内閣総理大臣施政方針演説」2018 年 1 月 22 日。
  - http://www.kantei.go.jp/jp/98\_abe/statement2/20180122siseihousin.html
  - ここでは「航行の自由、法の支配」などの国際社会のルールに従うという条件の下、「この大きな方向性の下で、中国とも協力して」と述べられており、「FOIP は中国の一帯一路に対抗するもの」というメディアなどの論調を政府として否定しているということの論拠となっている。
- 33 外務省 HP 『2017 年版開発協力白書 日本の国際協力』(以下、ODA 白書 2017) 第 I 部第1章 2017年2月23日。「『2つの大陸』と『二つの大洋』の交わりにより生まれるダイナミズム」2-5頁。
  - https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000345939.pdf
  - 「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築」6-7頁。
  - https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000345941.pdf
  - ここでは『外交青書 2017』特集記事の解

説と「三本柱」の説明を併せた形で FOIP の基本的考え方が示されているほか、「インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす『国際公共財』とするために『自由で開かれたインド太平洋戦略』を推進」するとの記述がなされている。これは先に述べた第 196 国会施政方針演説に使用されたものであり、以降の『外交青書』における FOIP の解説にも繰り返し使用されている。

34 外務省 HP『外交青書 2018』「第1章 2017 年の国際情勢と日本外交の展開」特集「自 由で開かれたインド太平洋戦略」2018年5 月、13-14頁。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2018/pdf/pdfs/1.pdf#page=4

ここでは前掲『ODA 白書 2017』の記述を 踏襲しつつ、FOIP についてより整理され た形で以下のような説明がなされている (キーワード部分を抜粋)。

インド太平洋地域の海洋秩序は、海 賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然 災害、違法操業などの様々な脅威に晒 されています。こうした脅威を取り除 くとともに、国際スタンダードにのっ とった「質の高いインフラ」整備等に より、この地域をいずれの国にも分け 隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際 公共財」とすべく、日本は「自由で開 かれたインド太平洋戦略」を推進して います。(中略:省略部分は「三本柱」 関連) こうした考え方に賛同してもら えるのであれば、日本は、いずれの国 とも自由で開かれたインド太平洋の実 現に向けて協力していけるものと考え ています。

James Mattis, "US Leadership and the challenges of Indo-Pacific", First Plenary Session, 17<sup>th</sup> ASIA Security Summit, The IISS, Shangri-La Dialogue. https://www.iiss.org/events/shangri-la-dialog ue/shangri-la-dialogue-2018 Government of India, Ministry of External Affairs, Prime Minister's Keynote Address at Shangri La Dialogue, June01,2018.

https://www.mea.gov.in/Speeches-Statements .htm?dtl/29943/Prime+Ministers+Keynote+A ddress+at+Shangri+La+Dialogue+June+01+2 018

ここでマティス国防長官は米国の FOIP に言及しつつ南シナ海などにおける中国の行動を強く批判した。一方、モディ首相は「インド太平洋」という用語は使用しつつも、これを「限られた国々によるクラブなど何かを支配しようとする枠組みではなく、いずれの国にも対抗しようとするものではない」と述べ、中国との直接的対峙を回避する「包摂性」を強調する姿勢を見せた。

- 36 前掲外務省 HP「自由で開かれたインド太平洋」2018 年 9 月 ここでは前年 11 月の日米首脳会談で確認された「三本柱」の項目立てが「①法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着、②経済的繁栄の追求、③平和と安定の確保」の3点に修正されている。
- Mike Pence, "Remarks by Vice President Pence on the Administration's Policy Toward China," The White House, October 4, 2018. https://www.whitehouse.gov/briefings-statem ents/remarks-vice-president-pence-administra tions-policy-toward-china/

ここでペンス副大統領は「債務の罠」の問題などを念頭に中国を非難し、「自由で開かれたインド太平洋というビジョンを前進させるため(中略)価値観を共有する国々と新たなより強固な絆を築いていく」と強調したとされる。

<sup>38</sup> 首相官邸 HP「第 197 回国会における安倍 内閣総理大臣所信表明演説」2018 年 10 月 24 日。

 $https://www.kantei.go.jp/jp/98\_abe/statement \\ 2/20181024 shoshinhyomei.html$ 

ここではFOIPの固有名詞には言及がなく、翌日からの安倍首相訪中への影響を考慮したものと言われている。

9 本件は首相官邸や外務省による公式の説明はなされていないが、日本経済新聞が「『戦略』という言葉で中国を警戒させるよりも東南アジア諸国連合(ASEAN)で中国に近い国々が賛同しやすくする」もの

- と報じている。「『インド太平洋』、消えた 『戦略』政府が『構想』に修正」日本経済 新聞 2018 年 11 月 13 日。
- <sup>40</sup> 外務省 HP「ペンス副大統領の訪日」2018 年 11 月 13 日。
  - https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page 3 002610.html
- 41 「平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成 30 年 12 月 18 日 国家安全保障会議決定 閣議決定) 3「安全保障協力の強化」(1) 防衛協力・交流の推進 14-16 頁。https://www.cas.go.jp/jp/siryou/pdf/h31boueikeikaku.pdf
  - FOIP の安全保障の側面については「コロンビア大学における河野外務大臣講演」において一部言及があったものの、全体としては位置付けがやや不明確であったが、これにより河野講演で示された戦略的寄港やインド太平洋における合同海上演習などの活動も根拠が明確化された(細部後述)。
- 42 The Asia Reassurance Initiative Act (ARIA) of 2018, Congressional Research Service, Update Apr 4, 2019. https://fas.org/sgp/crs/row/IF11148.pdf 本件は 2018 年 12 月 31 日、トランプ大統領が署名した法律であり、アジア諸国との安全保障や経済面の包括的な協力強化を盛り込んだものと言われている。「米、中国けん制へ新法成立 台湾と軍事協力推進」日本経済新聞 2019 年 1 月 3 日など。ARIAの概要については石川幸一「アジア再保証推進法、国防総省および国務省のインド太平洋戦略報告書にみる米国のインド太平洋戦略」世界経済評論 IMPACT+No.16、2020 年 6 月 8 日を参照。
  - http://www.world-economic-review.jp/impact/plus/impact\_plus\_016.pdf
- <sup>43</sup> 首相官邸 HP、「第 198 回国会における安 倍内閣総理大臣所信表明演説」2019 年 1 月 28 日。
  - https://www.kantei.go.jp/jp/98\_abe/statement 2/20190128siseihousin.html
  - ここでは FOIP への言及が復活し、第 196 回国会施政方針演説の考え方に回帰している。もっとも先に述べた日中関係への配慮から表現が後退した印象を受ける部分

- もあり、神谷(2019)では「中国を意識した『競争戦略』の要素がはっきりと残ってはいるものの、前年のような、『自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携』という表現は使われていない」との指摘がなされている。同書58-59頁。
- 44 外務省 HP『外交青書 2019』「第1章 2018 年の国際情勢と日本外交の展開」特集「自 由で開かれたインド太平洋の実現のため に」24頁。
  - $https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/blueboo\\ k/2019/pdf/pdfs/1\_2.pdf\#page=4$
- 45 PATRICK M SHANAHAN ACTING SECRETARY OF DEFENSE, US, 18TH ASIA SECURITY SUMMIT THE IISS SHANGRI-LA DIALOGUE FIRST PLENARY SESSION SATURDAY, June 1, 2019. C:\Users\dfdfc113user\Downloads\Plenarv 1 Patrick Shanahan Acting Secretary of Defense United States Transcript.pdf GENERAL WEI FENGHE STATE COUNCILOR AND MINISTER OF NATIONAL DEFENCE, CHINA, 18TH ASIA SECURITY SUMMIT THE IISS SHANGRI-LA DIALOGUE FOURTH PLENARY SESSION SUNDAY, June 2, 2019. C:\Users\dfdfc113user\Downloads\Plenary 4 - General Wei Fenghe Minister of National Defence China Transcript.pdf
- 46 米国防総省「自由で開かれたインド太平 洋戦略レポートー備え、パートナーシップ、 ネットワーク化された地域の推進」(和文 は外務省仮訳を参考にした。ただし、副題 部分訳語は筆者による)2019年6月1日。 "INDO-PACIFIC STRATEGY REPORT Preparedness, Partnerships, and Promoting a Networked Region", The Department of Defense, June 1, 2019. https://media.defense.gov/2019/May/31/2002 139210/-1/-1/1/DOD\_INDO\_PACIFIC\_STR ATEGY\_REPORT\_JUNE\_2019.PDF 同報告書の概要と評価については後述。
- 47 "ASEAN OUTLOOK ON THE INDO-PACIFIC," ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS, Jun 23, 2019. https://asean.org/storage/2019/06/ASEAN-Outl ook-on-the-Indo-Pacific\_FINAL 22062019.pdf

同報告書の概要と評価については後述。

<sup>48</sup> 外務省 HP「横浜宣言 2019 アフリカに躍 進を!ひと、技術、イノベーションで。」 2019 年 8 月 30 日。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/ticad7/pdf/yokohama\_declaration\_ja.pdf FOIP は TICAD6 の基調演説が起源とされる中で首脳宣言にこの文言が盛り込まれた意義は大きいが、これが「好意的に留意」というやや迂遠な表現となった背景には中国との関係を重視する参加国への配慮もにじむとする報道もあった。「中国との違い強調 インド太平洋構想明記 横浜宣言」毎日新聞、2019 年 8 月 31 日など。

49 外務省 HP「日米豪印閣僚級協議」2019 年9月26日。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page6\_000392.html

ここでは「自由で開かれ繁栄し、包摂的なインド太平洋を推進するための共同の努力について意見交換」を行ったとされるほか、「ASEAN の中心性と ASEAN 主導の地域枠組みに対する強固な支持」という言及がある。

50 首相官邸 HP「第 200 回国会における安倍 内閣総理大臣所信表明演説」2019 年 10 月 4 円

https://www.kantei.go.jp/jp/98\_abe/statement/2019/1004shoshinhyomei.html

この段階ではFOIPの考え方がある程度定着したとの認識があってか、その理念についての言及はされておらず、また、中国との関係を念頭に置いた「全ての国」との表現も消えている。一方、協力すべき相手国については従来のQuad構成国に加え、域外国の欧州英仏について新たに言及されている。

51 2019年11月4日 米国務省「自由で開かれたインド太平洋一共通のビジョンの推進」 "A FREE AND OPEN INDO-PACIFIC Advansing a Shared Vision", The Department of State, November 4, 2019 https://www.state.gov/wp-content/uploads/2019/11/Free-and-Open-Indo-Pacific-4Nov2019.pdf この報告書は日本国内では IPSR ほど注目 は集めなかったが、前出の石川 (2020) で 詳細な分析が実施されている。同報告書の 概要と評価については後述。

52 首相官邸 HP「第 201 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」2020年1月20日。 https://www.kantei.go.jp/jp/98\_abe/statement/2020/0120shiseihoushin.html これは基本的に第 200 回国会所信表明演説を踏襲するものであるが、協力相手先として ASEAN が改めて加えられたほか、日米同盟が FOIP の「強固な基盤」という表現で特に強調されている。

53 外務省 HP『外交青書 2020』 巻頭特集「自

- 由で開かれたインド太平洋 9頁。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/blueboo  $k/2020/pdf/pdfs/1_1.pdf\#page=8$ ここでは従来の記述の基本的考え方を踏 襲しつつも、その後の米中対立の激化など 状況の変化を反映して構成がやや様変わ りしている。特に興味深いのは安全保障に 関する情勢認識であり、脚注34に引用の とおり従来は非伝統的安全保障分野の課 題の列挙に留まっていた部分が「インド太 平洋は、各国の『力』と『力』が複雑にせ めぎあい、力関係の変化が激しい地域」と いう伝統的安全保障分野における情勢認 識が組み込まれているのである。また、従 来の「三本柱」の言及に代わって「『自由で 開かれたインド太平洋 (FOIP) 』に向けての 日本の考え方」と題する解説が掲げられ、次 のような項目が列挙されている。
  - ・世界のパワーバランスが変化し、複雑 で不確実な世界へ
  - ・インド太平洋の重要性=インド太平洋 を「国際公共財」に
  - FOIP は、開かれた包摂的な構想ラーつ 『外交書書 2020』には「

もう一つ、『外交青書 2020』には「主な 国・地域の FOIP に関連する取組・協力の 現状」に関する一覧表 (別図 2 参照) が示 されているが、これは関係各国の「インド 太平洋」関連の政策文書ないしはこれに言 及した声明などが網羅されており非常に 参考になる (ただしドイツ、オランダの関 連文書は同白書刊行以降の発簡であるた め網羅されていない)。

- 54 外務省 HP「『インド洋会議 2016』の岸外 務副大臣スピーチ」2016 年 9 月 2 日。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/00018585 2.pdf
- 55 外務省 HP「第 13 回アジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアローグ) 安倍内閣 総理大臣の基調講演」2014 年 5 月 30 日。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page4\_0 00496.html
- 56 前揭外務省 HP『ODA 白書 2017』、2-5 頁。
- 57 外務省 HP「岸外務副大臣の環インド洋連 合 (IORA) 首脳会合におけるスピーチ」 2017 年 3 月 8 日。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/00023481 2.pdf

- 58 相澤 (2018) 10-11 頁。
- 59 2017年から開始された長期展開行動であり2018年度以降は「インド太平洋方面派遣訓練(IPD)」という訓練名を冠して実施されている。
- 60 前掲「30大綱」3「安全保障協力の強化」(1)防衛協力・交流の推進、14-16頁。
- 61 同上 15 頁。
- 62 例えば「安倍政権の『レガシー』と今後 【外交】ルールに基づく国際秩序を主導」、 読売クォータリー「調査研究」2020 秋号、 2020 年 11 月 10 日。「【せかいの形、日本 の形】、大阪大教授・坂元一哉 戦後を終わ らせた首相」2020 年 10 月 19 日、産経新 聞など。また、国外の文献としては John Hemmings "MEASURING SHINZO ABE'S IMPACT ON THE INDO-PACIFIC", EAST-WEST Center, Asia Pacific Bulletin,

https://www.eastwestcenter.org/publications/measuring-shinzo-abe%E2%80%99s-impact-the-indo-pacific

63 「菅新総裁『安倍首相の取り組みを継承』」 日本経済新聞 2020 年 9 月 14 日など。

No. 536 が示唆的である。

64 首相官邸 HP「菅内閣総理大臣記者会見」 2020 年 9 月 16 日。

https://www.kantei.go.jp/jp/99\_suga/statemen t/2020/0916kaiken.html この会見で菅首相は「外交及び安全保

この会見で官員相は「外父及い女主保障の分野については、我が国を取り巻く環境が一層厳しくなる中、機能

する日米同盟を基軸とした政策を展開していく考えです。国益を守り抜く、そのために自由で開かれたインド太平洋を戦略的に推進するとともに、中国、ロシアを含む近隣諸国との安定的な関係を築いていきたい」と表明している。

55 外務省 HP「第2回日米豪印外相会合」2020 年10月6日。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6 000682.html

ここでは同会合の定例化のほか「法の支配」などの FOIP の基本原則が改めて確認された。

- 66 「米国の『インド太平洋戦略』、東アジア の平和と発展の未来を損ねる=王毅氏」中 国網日本語版、2020 年 10 月 14 日。 http://m.japanese.china.org.cn/orgdoc/doc\_1\_ 76803 1764923.html
- 67 首相官邸 HP「ベトナム及びインドネシア 訪問についての内外記者会見」2020 年 10 月 21 日。

https://www.kantei.go.jp/jp/99\_suga/statement/2020/1021kaiken.html

この会見で菅首相は王穀発言を受けての質問に対して「『自由で開かれたインド太平洋』は特定の国を対象としたものではなく(中略)インド太平洋版のNATOを作るというような考えは、全くありません」と明確に回答している。また、この場では「『インド太平洋に関する(ASEAN)アウトルック』と日本が掲げる『自由で開かれたインド太平洋』は多くの本質的な共通点を有し、日本はこの『アウトルック』を全面的に支持」していくということも表明されている。

- <sup>68</sup> 首相官邸 HP「第 203 回国会における菅内閣 総理大臣所信表明演説」2020年10月26日。 https://www.kantei.go.jp/jp/99\_suga/statemen t/2020/1026shoshinhyomei.html
  - もう一つの注目点として、ここでは ASEAN に関する言及に続き「中国との安定した関係は、両国のみならず、地域及び国際社会のために極めて重要」とも言及されている。
- 69 2020年8月公表の「民主党政策綱領」で

は「インド太平洋」ではなく「アジア太平洋」の表記が用いられていたことからバイデン政権となった場合はFOIPとは距離を置くとの見方もあった。「『自由で開かれたインド太平洋』、米次期政権どうする」朝日新聞、2020年12月8日など。

- 70 外務省 HP「菅総理大臣とバイデン米国次期大統領との電話会談」2020年11月12日。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page 3\_002922.html ここでは菅首相から FOIP の実現に向け連携していきたいと述べたのに対し、バイデンチャンには「インド大平洋地域の平和と安
  - 携していきたいと述べたのに対し、バイデン氏からは「インド太平洋地域の平和と安定に向け協力していくことを楽しみにしている」旨の発言があったされている。
- 71「日本と ASEAN の共同声明、中国を意識 した内容に…」読売新聞、2020 年 11 月 13 日。「中国は『自由で開かれたインド太平 洋』阻止に躍起」、「対中戦略に不安 首相 『インド太平洋』に言及せず」産経新聞、 2020 年 11 月 14 日など。
- 72 外務省 HP「第15 回東アジア首脳会議(EAS) 議長声明(和文概要) (2020 年 11 月 14 日)」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/10011770 2.pdf
  - このことはFOIPのアプローチが後述する 包摂性、すなわち「より幅広い多国間協調 を目指す形へとシフト」しつつあるという こととの関連において極めて重要な意味 を持つと筆者は考えている(細部後述)。
- 73 The United States Strategic Framework for the Indo-Pacific https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-con tent/uploads/2021/01/IPS-Final-Declass.pdf

Declassification of secret document reveals
US strategy in the Indo-Pacific

%Statement A Free and Open Indo-Pacific https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2021/01/OBrien-Expanded-Statement.pdf

Robert C. O'Brien Assistant to the President for National Security Affairs January 5, 2021 1月12日、Trump 政権は2018年2月に策定され、2042年12月まで秘密とされていた

"The United States Strategic Framework for the Indo-Pacific" (「インド太平洋における戦 略的枠組み」)について、1月5日付で一部を除き秘密指定解除して公開した。ここではこれが中国に対する優位(primacy)を確保するための戦略であることが明記され、そのため同盟国及びパートナー諸国との連携を重視し、特に日米豪印4カ国枠組み

(Quad) はその要であり、特にインドの役割に期待していることなどが示されている。また、Robert C. O' Brien 米大統領補佐官(国家安全保障問題担当)のステートメントでは、これが安倍晋三前首相の提唱した日本のFOIP と軌を一にするものであることが言及されている。

- 74 首相官邸 HP「第 204 回国会における菅内閣 総理大臣施政方針演説」2021 年 1 月 18 日。 https://www.kantei.go.jp/jp/99\_suga/statemen t/2021/0118shoshinhyomei.html
- <sup>75</sup> 首相官邸 HP「バイデン米国大統領との電話会談に関する会見」2021 年 1 月 18 日。 https://www.kantei.go.jp/jp/99\_suga/statement/2021/0128kaiken.html
- 76 細部については相澤(2020)1、6-7、17 頁を参照。
- 77 「加藤官房長官、ASEAN+3 首脳会議『自 由で開かれたインド太平洋変わらず』」、 2020年11月16日、産経新聞。また、3 の問題については11月18日の外務報道官 記者会見の質疑応答の中でもより詳細な 説明がなされており、ここで吉田朋之外務 報道官は「言及するコンテクスト等によっ て、戦略と言ってみることもあるし、構想 と言うこともありますし(中略)大臣は、 実現という述語で受ける場合には、自由で 開かれたインド太平洋『構想』」という発 言をしていると述べているが、いずれにせ よ FOIP の名称変更については明確に否定 されている。外務省ウェブサイト「吉田外 務報道官会見記録(令和2年11月18日) https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaik en/kaiken6\_000061.html
- 78「バイデン政権、対中で日本と足並み FOIP 継承」朝日新聞、2021年1月29日。
- 79 田中明彦「自由で開かれたインド太平洋 戦略の射程」『外交』Vol.47 Jan./Feb. 2018 (以下、田中(2018)) 36-41 頁。

- 80 同上37頁。
- 81 「インド太平洋時代の外交・安全保障政 策」『国際安全保障』第 46 巻第 3 号 2018 年 12 月。
- 82 神保謙「『インド太平洋』構想の射程と課題」『国際安全保障』2018 年 12 月(以下、神保(2018)) 1-11 頁。なお、神保及び下記の大庭以外の 4 編は各地域の専門家による関係各国の反応などの分析である。
- 83 大庭三枝「日本の『インド太平洋』構想」 『国際安全保障』2018 年 12 月(以下、大 庭(2018)) 12-32 頁。
- 84 同上 12 頁。
- 85 同上 28 頁。
- 86 北岡伸一「インド太平洋構想 自由と法の 支配が本質」読売新聞コラム「地球を読む」 2018年12月17日(以下、北岡(2018))。 これと同旨の論考が「世界地図を読み直 す:協力と均衡の地政学」「序章 自由で開 かれたインド太平洋構想-日本の生命線」 新潮選書2019年5月19-34頁に掲載。
- 87 北岡伸一「『太平洋連合』構想 実現を」 読売新聞コラム「地球を読む」2020年11 月1日(以下、北岡(2020))。 ここで北岡は「超大国が入ると地域機構は うまくいかない」としつつ、中国も米国も メンバーとしない形での枠組み創設を提 言している。
- 88 相澤 (2019) までは "Free and Open" が 共通する本質的な価値であるという観点 から、固有名詞としてこれを冠していない ものも FOIP と共通する概念として取り扱 ってきた。しかし相澤 (2020) ではこれら の比較に際し誤解を生じることのないよ う一般用語である「政策」を使用したもの であり、本稿においてもこれを踏襲する。 相澤 (2020) 1 頁。
- 89 相澤 (2019)。太平洋島嶼国及び中東地域の反応については 20 頁、「インド太平洋政策」以外の事象については米国が 17-18 頁、ASEAN は 19 頁、欧州は 20-21 頁、また、直近以外の中国の反応は 21 頁を参照。
- 90 Alan Chong, Shang-Su, Wu "'Indo-Pacific' vs 'Asia-Pacific': Contending Visions?", RSIS Commentaries, Feb 28, 2018.

- http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/20 18/02/CO18034.pdf
- 91 Allan Gyngell, "To each their own 'Indo-Pacific", East Asia Forum, May 23, 2018. http://www.eastasiaforum.org/2018/05/23/to-each-their-own-indo-pacific/
- 92 East Asia Forum Editorial Board, "Sorting out strategic confusion in the Indo-Pacific", East Asia Forum, Jan 29, 2018. http://www.eastasiaforum.org/2018/01/29/sorti ng-out-strategic-confusion-in-the-indo-pacific/
- 93 "Indo-Pacific": containment ploy or new label for region beyond China's backyard?" South china morning post, Nov 12, 2017. https://www.scmp.com/news/china/diplomac y-defence/article/2119412/indo-pacific-contai nment-ploy-or-new-label-region
- 94 Subhash Kapila, "Indo Pacific Treaty Organisation Emerges Asia Security Imperative in end-2017", South Asia Analysis Group, Dec 5, 2017. (以下、カピラ (2017)) http://www.southasiaanalysis.org/node/2234 95 前掲クラーナ (2017)。
- 96 Shang-su Wu, "Competition and Neutrality of Southeast Asian States in Indo-Pacific Strategy", Center for International Maritime Security (CIMSEC), Aug 22, 2018 (以下、シャン・スー・ウー (2018)) http://cimsec.org/competition-and-neutrality-of-southeast-asian-states-in-indo-pacific-strategy/37334
- Matthew Lillehaugen, "The 'Free and Open' Indo-Pacific: A Call for European Partnership", East Asia Forum, May 23, 2018 https://theasiadialogue.com/2018/06/22/the-free-and-open-indo-pacific-a-call-for-european-partnership/
- 98 岡田充「機能不全に陥る『安倍』インド 太平洋戦略ー冷淡なインドという誤算、米 中の板挟みに」BUSINESS INSIDER JAPAN 2018 年 8 月 21 日。 https://www.businessinsider.jp/post-173539 堀本武効「「自由で開かれたインド太平洋 戦略」: インドの対応は"不即不離"」 nippon.com 2018 年 9 月 14 日。 https://www.nippon.com/ja/currents/d00436/
- 99 Subhash Kapila, "Indo-Pacific's Centrality in US National Strategy and Indian Position",

- South Asia Analysis Group, Aug 8, 2018. http://www.southasiaanalysis.org/node/2325
- 100 佐竹知彦「豪州とインド太平洋」-多極 化時代における新たな秩序を求めて」『国 際安全保障』2018 年 12 月 55 頁。
- <sup>101</sup> Brad Glosserman, "Making the Indo-Pacific Real", PacNet, Pacific Forum, Mar 7, 2018. https://csis-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-pub lic/publication/180307\_PacNet\_18.pdf
- 102 Eric Sayers, "15 Big Ideas to Operationalize America's Indo-Pacific Strategy", War on The Rocks, Apr 6, 2018. https://warontherocks.com/2018/04/15-big-id eas-to-operationalize-americas-indo-pacific-s trategy/
- 103 Lucio Blanco Pitlo III, "Making a 'Free and Open Indo-Pacific' Appealing to Southeast Asia", Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, Jun 8, 2018. https://amti.csis.org/making-foip-appealing-southeast-asia/
- Abigail Grace, "Beyond Defining a 'Free and Open Indo-Pacific", The Diplomat, Sep 5, 2018. https://thediplomat.com/2018/09/beyond-defining-a-free-and-open-indo-pacific/
- Rajeev Ranjan Chaturvedy, "Indo-Pacific: One Region, Many Visions?", RSIS
   Commentaries, Feb 14, 2019. https://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2 019/02/CO19023.pdf
- Jean-Loup Samaan, "Confronting the Flaws in America's Indo-Pacific Strategy" War on The Rocks, Feb 11, 2019 https://warontherocks.com/2019/02/confrontin g-the-flaws-in-americas-indo-pacific-strategy/
- <sup>107</sup> Zack Cooper, "Implementing the Indo-Pacific strategy", AEI Blog, Jun 25, 2018. http://www.aei.org/publication/implementing -the-indo-pacific-strategy/
- 108 相澤 (2019) 18 頁。この点については海 上自衛隊幹部学校・石原敬浩が「特に興味 深いのは同盟国、友好国との協調姿勢」と 述べるなど、IPSR が多国間協調を志向す るものという点で筆者と同様の見方もあ る。「米、『インド太平洋戦略報告』を公表」 海上自衛隊幹部学校戦略研究会トピック ス 068、2019 年 6 月 13 日。
  - https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/SSG/topi

- cs-column/068.html
- Prashanth Parameswaran, "Assessing the US Indo-Pacific Strategy Report: Current Opportunities and Future Uncertainties", The Diplomat, Jun 3, 2019. https://thediplomat.com/2019/06/assessing-the-us-indo-pacific-strategy-report-current-opportunities-and-future-uncertainties/
- Ankit Panda, "The 2019 US Indo-Pacific Strategy Report: Who's It For?", The Diplomat, Jun 11, 2019. https://thediplomat.com/2019/06/the-2019-us -indo-pacific-strategy-report-whos-it-for/
- 111 周波 "A US Indo-Pacific strategy that isolates China is small-minded and dangerous", South china morning post, Jun 27, 2019.
  https://www.scmp.com/comment/opinion/article/3016115/us-indo-pacific-strategy-isolates-china-small-minded-and-dangerous
- 112 石川 (2019) 26 頁。
- 113 高木佑輔「米国務省『インド太平洋報告書』にみる多国間外交へのこだわり」「日経ビジネス」2019 年 11 月 14 日(以下、高木 2019B)。
  - https://business.nikkei.com/atcl/seminar/19/0 0023/111200110/
- 114 Derek Grossman, "The Biggest Threat to the US Indo-Pacific Strategy? Washington Itself." The Diplomat, Aug 1, 2019. est-threat-to-the-us-indo-pacific-strategy-was hington-itself/
- Josepf R. Biden, Jr "Why America Must Lead Again Rescuing U.S. Foreign Policy After Trump" Foreign Affairs, March /April 2020。ここで述べられている事項などから、バイデン政権となった場合に国際協調体制への回帰が指向されるとみなされていた。
- 116 西原正「インド太平洋戦略を活性化せよ」 産経新聞「正論」2018 年 8 月 22 日。
- 117 「ASEAN の中心性」の詳細については庄司智孝「ASEAN の「中心性」―域内・域外関係の視点から―」、防衛研究所紀要、第17巻第1号(2014年10月)を参照。http://www.nids.mod.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin\_j17\_1\_5.pdf
- 118 相澤 (2019) 19 頁。
- 119 添谷芳秀「日本のインド太平洋外交と近 隣外交」『国際問題』No.688 2020 年 1、2

月 18-32 頁。

http://www2.jiia.or.jp/kokusaimondai\_archive/2020/2020-01 003.pdf?noprint

- 120 同上 25 頁。
- <sup>121</sup> Amitav Acharya, "Why ASEAN's Indo-Pacific outlook matters", East Asia Forum, Aug 11, 2019. https://www.eastasiaforum.org/2019/08/11/w hy-aseans-indo-pacific-outlook-matters/
- Nazia Hussain, "ASEAN joins the Indo-Pacific conversation", East Asia Forum, Aug 16, 2019. https://www.eastasiaforum.org/2019/08/16/as

ean-joins-the-indo-pacific-conversation/

123 Shang-suWu, "Undersea Surveillance: Supplementing the ASEAN Indo-Pacific Outlook", Center for international Maritime Security, Sep 3, 2019. (以下、シャン・スー・ ウー (2019))

http://cimsec.org/undersea-surveillance-supple menting-the-asean-indo-pacific-outlook/41314

- Benjamin Tze Ern Ho, "How China Sees the Indo-Pacific: What Next After AOIP?", RSIS Commentary, Dec 30, 2019.
  - https://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2 019/12/CO19254.pdf
- 125 2018 年版(2019 年 8 月改訂) 仏軍事省「フランスとインド太平洋地域における安全保障」(以下は英語版表記、URL) "France and Security in the INDO-PACIFIC", French Ministry of Defense,2018 Edition, updated in August, 2019
  - https://www.defense.gouv.fr/layout/set/print/content/download/532754/9176250/version/3/file/France+and+Security+in+the+Indo-Pacific++2019.pdf
- 126 在日仏大使館ウェブサイト「フランスと インド太平洋地域における安全保障」2019 年 5 月 29 日
- https://jp.ambafrance.org/article14617 独外務省「インド太平洋ガイドライン」 2020年9月1日(以下は英語版表記、URL) "Germany – Europe – Asia: shaping the 21st century together": The German Government adopts policy guidelines on the Indo-Pacific region", Federal Foreign Office, Sep 1 2020. https://www.auswaertiges-amt.de/en/aussenp olitik/regionaleschwerpunkte/asien/german-g overnment-policy-guidelines-indo-pacific/23

#### 80510

- 128 海上自衛隊幹部学校・本名龍児「ドイツ連邦共和国が『インド太平洋外交指針 (Leitlinien zum Indo-Pazifik)』を公表一多 国間協調によるインド太平洋地域への関 与一」海上自衛隊幹部学校 SSG コラム 178、 2020 年 10 月 23 日。 https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/asse
  - https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/assets/pdf/column178\_01.pdf
- 129 蘭外務省「インド太平洋:オランダとEU によるアジアのパートナーとの協力強化 のためのガイドライン」2020年11月13 日(本件訳語は筆者。なお、2021年2月 時点で蘭語版のみが公開)

"Indo-Pacific: een leidraad voor versterking van de Nederlandse en EU-samenwerking met partners in Azië"

https://www.rijksoverheid.nl/documenten/pu blicaties/2020/11/13/indo-pacific-een-leidraa d-voor-versterking-van-de-nederlandse-en-eu -samenwerking-met-partners-in-azie

- 130 相澤 (2019) 21 頁。
- 131 中村 (2019) 32 頁。
- 132 同上 31-32 頁。
- 133 日本国際問題研究所によるもの以外で、ウェブサイト上でアクセス可能な研究プロジェクトとしては、例えば次のようなものがある。
  - ・政策研究大学院大学・政策研究院「インド太平洋協力研究会」

https://www.grips.ac.jp/jp/news/20201029-6702/

- 2019年12月に同所に設置された研究会であり、産官学の専門家が「地域経済統合」「海洋の安全保障」などテーマごとに意見交換を実施している研究会である(細部は本文で後述)。
- ・日本国際フォーラム・研究会「自由で開かれたインド太平洋時代のチャイナ・リスクとチャイナ・オポチュニテイ」 https://www.jfir.or.jp/j/info-research/2020/unitedstates.html 2021年1月に設立され「自由で開かれたインド太平洋」の実体化に向けて、中国が国際社会にもたらしうるリスク

を最小化し機会を最大化するための日

米間の対中政策協調を探ることを目的 として日米の専門家により展開されて いる研究会である。

- ・特定非営利活動法人インド太平洋問題研究所(Research Institute for Indo-Pacific Affairs: RIIPA) https://www.riipa.org/簑原俊洋神戸大学大学院法学研究科教授を理事長として「インド太平洋地域の安定・平和・繁栄の持続に貢献すること」などを目的として2019年4月に設立された内外の専門家による研究プロジェクトである。
- ・インド太平洋研究会

 $https://ips.hatenablog.jp/entry/2018/10/11/\\071455$ 

https://ips.hatenablog.jp/entry/2018/11/30/050708

太平洋島嶼国の安全保障、福祉教育事業の専門家である早川理恵子博士らが2018年10月に設立したインターネットを中心とした研究会であり、日本国内の同地域への理解促進を進めるとした取り組みである。

なお、このほかにも研究プロジェクトとしてのものではないが、インド太平洋地域に OSCE (全欧安保協力機構)を範とした紛争未然防止のための多国間協力の枠組みを東京に事務局を設置して創設すべきとの植田隆子元東京大学大学院特任教授による下記の論考は、第3節で引用した北岡(2020)の FOIP の将来像の一つのイメージとしての地域枠組み(「太平洋連合」)の構築という提言にも関連して、極めて示唆的な提言であると筆者は考えており、特に注目している。

植田隆子「平和外交に資する軍事衝突の未 然防止策急げ」「月刊公明」2019年9月 56-61頁。

植田隆子「紛争防止に重要な『協調的安全保障』」公明新聞 2020年12月26日。

134「ポストパンデミックのインド太平洋の国際秩序の安定と国際協力の推進に向けてインド太平洋協力に関する日本政府への政策提言」2020年10月29日 GRIPS政策研究院インド太平洋協力研究会。

https://www.grips.ac.jp/cms/wp-content/uplo ads/2020/10/GRIPS.pdf

## The transition and development of a "Free and Open Indo-Pacific" Teruaki AIZAWA\*

#### Abstract

It has been more than three years since the "Free and Open Indo-Pacific (FOIP)" concept has become widely known, and although it is still under discussion it is now established as a common concept in Japan and around the world. Given this situation, this paper aims to reconsider the concept and background of FOIP, the progress of the efforts of the Japanese government, the perceptions of each country concerned, and the significant issues; it also attempts to clarify the international relationships surrounding FOIP. In other words, FOIP is basically an effort in international cooperation that gives due consideration to the relationship with China, and is an idea aimed at building the international liberal order.

Key words: Free and Open Indo-Pacific (FOIP), Abe administration, Policy toward China, Quad, Ocean Governance

Visiting Fellow, Ocean Policy Research Institute, the Sasakawa Peace Foundation/
Associate Professor, Department of Leadership and Military History, School of Defense Sciences, National Defense Academy 2020.11.30 submitted; 2021.1.31 accepted

## 地域漁業管理機関における脆弱海洋生態系の 保全措置と国際的標準化に向けた課題

#### 小林 正典\*

水産資源の乱獲を防き、海洋生態系保全しながら、持続可能な漁業を実現していくことは重要な国際的政策目標と位置付けられている。脆弱海洋生態系(VME)は、FAO および地域漁業管理機関が連携し、優先課題として保全に向けた取り組みが展開されており、VME 特定に用いられている基準は、国家管轄権外区域の海洋生物多様性に関する国際協定(BBNJ 新協定)案にも盛り込まれている。しかし、VME 保全の取組や地域漁業管理機関の対応には地域差があり、地域性を加味しながら国際的標準化を図り、広域展開を図ることが必要である。

キーワード: 脆弱海洋生態系、地域漁業管理機関、海洋生物多様性、国家管轄権外区域、 BBNJ 新協定

#### 1. 序論

世界人口が増大し続ける中、その傾向は南アジアやアフリカに顕著であるといった地域的な特性が指摘されている。この潮流に対応すべく、陸域の農業生産の増大が図られているが、水産養殖に牽引されることにより、それ以上に水産物生産量が拡大といるある。また、水産養殖については、養殖区域や給餌を環境に悪影響を与えることを強いていくことに関しては今後の養殖拡大の中でより一層の工夫が求められる。これらの傾向を踏まえると、環境保全と食料確保の両立は困難の度合いを強めている。

一方、国際的な海面漁業は近年横ばいとは言え、太平洋においては漁獲量および増加率ともにその他の海域を上回る。さらに、2018年には10年以上にわたる準備期間を経て、「国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全および持続可能な利用に関する国際文書(BBNJ新協定)」に関する交渉が開始され、海洋生態系の保全に向けた国際的な枠組み作りが進められている。海洋生物資源の保全と持続可能な利用をどのように両立させるのか。その鍵を握るものとして、世界の各海域での漁業に関する情報共有や漁業資源の保全と持続可能な利用に関する取り組みを進める地域漁業管理機関が挙げ

\* 公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所・主任研究員 投稿受付:2020年11月30日 掲載決定:2021年1月31日

られる。地域漁業管理機関は、脆弱海洋生 態系(VME)保全という管理目標の下で、 深海底において海嶺、熱水噴出孔、冷水サ ンゴなどの重要な海底生態系の保全と持続 可能な漁業の推進を掌っている。VME の概 念は、一般的には、海洋生物の個体群や生 息地が短期間あるいは恒常的な攪乱により、 その物理的あるいは機能的に脆弱な性質か ら重大な変化を受け、回復が遅いあるいは 回復しない生態系を指すものと FAO の「公 海深海漁業管理のための国際ガイドライン」 の中で定義され、その特定基準を掲げてい る1。具体的な VME 保護区の設置および保 護・管理措置は、各地域漁業管理機関が関 係国間で合意し、実施をしていることから、 VME 保護区の設置や保全管理措置の採択 やそれらの実施については、地域漁業管理 機関の間で幅があり、必ずしも一様ではな い。VME の特定およびその保全管理措置が 全世界的に実施され、特定海域における取 組が後れを取ることのないよう、VME 保全 管理の取り組みの実効性向上に向けた工夫 が求められる<sup>2</sup>。

本稿では、地域漁業管理機関の成立過程 と役割、さらには、地域漁業管理機関が掌 る VME 保全管理の各地域における実施状 況を比較、分析し、制度的課題を見極め、 将来的課題を提示する。

#### 2. 食料安全保障と海洋生態系保全

増大する世界人口にいかにして食料を供給し続けるのかは、国際社会が取り組まなければならない重要な課題である。2019年9月にニューヨークの国連総会で開催された持続可能な開発目標(SDGs)サミットで各国首脳が採択した宣言においては、教育、保健、飲料水、エネルギー、インフラと並んで、食料安全保障および栄養が持続可能な社会を実現するために保障されなければ

ならないとされている3。飢餓、食料安全保 障、栄養および持続可能な農業を規定する 目標 2 (SDG2) では、SDG2.1 で 2030 年ま でに飢餓を撲滅し、年間を通じて貧困民や 脆弱な状況にある人々を含む全ての人々が 安全で栄養価があり、十分な食事を得られ るようにするとの目標を掲げるとともに、 SDG2.3 で女性、先住民、家族経営農民、遊 牧民や漁民などの小規模食料生産者の農業 生産性と収入を倍増させるとの目標を掲げ ている4。こうした飢餓撲滅と食糧安全保障 に関する目標と並行して、SDGs では SDG15.1 で陸域・内陸淡水などの生態系の 保全、修復および持続可能な利用を 2020 年までに確保すること、並びに、SDG14.2 で海洋および沿岸生態系の持続可能な管理 と保護を 2020 年までに実現することを目 標としてそれぞれ掲げている5。

食料の安定供給には、生物資源の持続可 能な利用が必要となるが、生態系の保全と の両立は容易でなく、陸域の耕地面積の拡 大と森林保全、淡水魚養殖と淡水の水質保 全など、二律背反的関係に直面しうる関係 にある。そのため、一方の目的実現を阻害 することなく、SDGs の総体的な実現が望 まれる6。栄養失調と肥満の双方を現代社会 が抱えるいわば相反する状況が現存し、飢 餓や栄養失調の要因を食料供給不足にだけ 帰結することはできない。また、紛争や食 料の流通や配分、経済格差や食育不足など 多様な要因を考察する必要がある。しかし ながら、出生率の増加傾向が鈍化傾向にあ るとはいえ、世界の人口は継続して増え続 けており、2019 年時点で 77 億人の世界人 口は 2030 年には 85 億人、30 年後の 2030 年には 20 億人増大し、97 億人に達すると 予測されている7。人口増加はインド、ナイ ジェリア、パキスタンタン、コンゴ民主共 和国、エチオピア、タンザニア、インドネ

シア、エジプト、アメリカで顕著に見込ま れており、2027年にはインドの人口は中国 の人口を上回ると考えられている8。増大す る世界人口の食料を、生態系を損なうこと なく、いかにして供給しつづけていくのか 今後ますます重要な政策課題となる。 SDG2.3 の飢餓撲滅は、すなわち飢餓に瀕す る人達をゼロにするという目標である。し かし、国連農業食料機関(FAO)は飢餓の 減少傾向が続いていたものの、栄養不良人 口の割合が 2015 年の 10.6%を境に、2016 年には10.7%、2017年には10.8%と増加に 転じていると警鐘を鳴らす%。特に、アフリ カにおける飢餓の上昇傾向は注意が必要で、 栄養不良人口は20%におよぶ。食料を継続 的に確保できない人口は 20 億人を超える とも推定されており、SDG2.1の飢餓ゼロ目 標の実現には課題が多い。

食料には陸域由来のものがある一方で、 魚類などの水生由来のものもある。世界の 人口が摂取する動物タンパク質の約20%が 魚類から摂取されていると推定されている 10。水生動物由来のタンパク質としては、 海や沿岸の水産物と内陸の河川や湖などの 淡水魚、さらには養殖魚などがあるが、魚 類消費の増加率は陸上動物のものを大きく 上回っている。1961年から2016年の間に 魚類消費は 3.2%上昇し、1.6%の人口増加 率、さらには、2.8%の陸上動物消費増加率 を上回っている。2016年の世界の水産物生 産は漁獲が約9千万トン、養殖が8千万と ンとなっているが、その内訳をみると、海 面漁業が最も多く、次いで、内水面養殖、 海面養殖、内水面漁業となっている(図1)。 注目すべきは、2011-2016年の5年の期間 において、海面の漁獲量は2.7%減少してい ることである。一方、同期間において、内 水面養殖および海面養殖の生産量、内水面 漁獲量はそれぞれ 33.16%、23.71%、8.41% と増加している。

世界の水産物生産の変化をより長い時間軸で見てみると、2016年の水産物生産は養

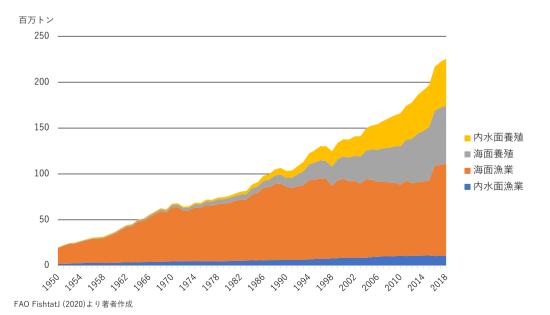
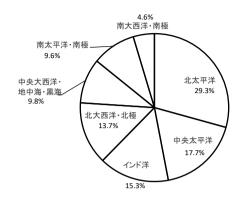


図 1: 世界の漁業・養殖業生産量



FAO (2017) Fishery and Aquaculture Statisticsより作成

図 2:海域別漁獲割合

殖と漁獲双方を合わせて 1970 年比で 2.61 倍、1985 年比で 1.98 倍に増大している。しかし、実際には漁獲量の伸びは 1970 年比で 1.45 倍、1985 年比で 1.16 倍である。一方、養殖は 1970 年比で 31.14 倍、1985 年比で 9.98 倍となっており、水産物生産の増大が養殖業の拡大によって支えられていることがわかる11。水産養殖業のうち約 30%や給餌に頼らず飼育されているが、裏を返せば 70%は給餌が必要で、養殖区域の確保と並んで、養殖業のための餌をどのように確保するのかが問われており、今後、生態系に悪影響を及ぼさず、持続性を担保しながらどのように拡大しうるのかについて、さらなる工夫が求められる12。

食料生産増大との観点から水産業を見た場合には、海面漁業が果たしうる役割は限定的とみることができるが、海域別漁獲量を見た場合には、太平洋が重要な役割を果たしていることがわかる。北西太平洋の2016年の漁獲量は2,240万トンと前年を上回り増加しており、2005-2014年の期間の平均から7.7%増加している。北東太平洋の漁獲量も2005-2014年の平均を上回って増加している14。海域別では、北太平洋および中央太平洋の総和が47%と最も高く、

インド洋が 15.3%となっており、北大西洋・北極 (13.7%)、中央大西洋・地中海・ 黒海 (9.8%)、南太平洋・南極 (9.6%)、南 大西洋・南極 (4.6%) となっている。漁獲 生産量の面では太平洋が世界的に見て重要 な役割を果たしていることがわかる。

海面漁業には、一本釣りから延縄、巻き網、引き網、刺し網など様々な漁業があり、漁業資源への影響は、資源量とそうした漁業による漁獲努力量の相互関係で評価する必要がある。一方、海底生態系への影響という観点では底引き網漁が攪乱を招く可能性を有すると考えられる。底引き網漁による魚類や甲殻類を含めた世界の漁獲量は1,900万トン、海面漁獲量の約1/4を占めると見積もられている15。

底引き網漁は大きな袋状の漁網を引くこ とで大量の魚類を短時間で捕獲できる効率 的な側面がある一方で、魚種に関わらず無 差別に漁獲することで漁業資源の枯渇を招 き、また、海底生態系を変容させる危険性 があると指摘されている16。沿岸域と異な り、遠洋あるいは公海における底引き網漁 は歴史的に大規模な漁船により深海魚を漁 獲し、洋上で加工するという動く水産加工 場としての機能も担っていたことから、操 業経費が高くなるため、補助金が供与され ていた17。公海で操業する底引き網漁船を 保有するのは、13ヵ国とも指摘され、ニュ ージーランド船籍の漁船を除いて、依然と して補助金が供与されていると指摘されて いる18。冷水性サンゴなど海底生物が底引 き網で漁網に入ることにより混獲されてい るが、そうした底生生物のどの程度の割合 の種が再生し、その加入パターンはいかな るものかも理解されておらず、持続可能な 生熊系管理の観点からは深海底底引き網漁 を制限すべきとの見解がある19。大陸棚に ある 24 の海域で底引き網漁漁船の動きを

分析した 2-6 年の期間におよぶ調査によれば、23 の海域の 30%以上の区域で底引き網漁が行われておらず、20 の海域では底引き網漁が行われていない区域では 50%以上にものぼることがわかり、底引き網漁の影響を受けておらず、かつ、底引き網漁に悪影響を与えずに海洋保護区を設定することが可能であると指摘されている<sup>20</sup>。

欧州委員会は海底生態系保全の観点から、2016年にEU規制 2016/2336により、EU域内の海域において水深 800メートルより深い深層帯における引き網漁を全面禁止にし、VME が存在する区域では水深 400メートルより深い深層帯における底引き網を禁止している<sup>21</sup>。この EU 規制は EU 域内を対象とするものであり、EU 域外については別途規制を取りまとめることが求められた。そのため、国連を中心とした底曳き漁業の規制に関する作業が進められた。

## 3. 公海における底引き網漁業に関する 政策論議の展開

1990 年代の国連総会においては漁業問 題が活発に議論されていた。従って、底引 き網漁業規制に関する国連における動きを 全体的な流れの中で理解しておくことが肝 要と思われるので、以下でその経緯を概観 したい。まず、焦点が当てられたのは流し 網漁業である。これについては、1989年11 月に南太平洋委員会が流し網漁業に関する 地域会議をニュージーランドのウェリント ンで開催した。同会議では、南太平洋にお ける流し網を禁止する協定を採択し、南太 平洋における流し網漁業の即時禁止を求め た。ニュージーランド政府は、オーストラ リア、フィジー、パプアニューギニア、サ モア、ソロモン諸島およびバヌアツを代表 して、国連事務総長にこの内容を通知する 書簡を送付した22。同年の国連総会で採択

された国連総会決議 44/225 では、多くの国 が 30 マイル (48km) にもおよぶ大規模な 遠洋流し網の利用の増加に苛まされ、無差 別で混獲率の高い漁業が海洋生物資源の効 果的な保全を危機にさらしているといった 問題を指摘し、大規模流し網漁業に関わる 漁業者・水産会社等の関係者が特に沿岸国 や地域機関等と協力することを求めるとと もに、1991年6月までに大規模流し網漁業 の影響に関する科学的データを検討し、 1992年6月30日までに公海における全て の大規模流し網を停止することを提案した 23。1991 年に採択された国連総会決議 46/215 では、1991 年にミクロネシア連邦の パリキールで開催された南太平洋フォーラ ムで首脳が大規模遠洋流し網漁へ反対を述 べたことなどの理由を掲げ、①1992年6月 30 日までに公海における大規模流し網漁 の漁獲能力、すなわち漁船の数を半減させ る、②1992年12月31日までに公海におけ る全ての大規模遠洋流し網漁の世界的停止 を実現することなどを盛り込んだ決議を採 択している24。1992年にブラジルのリオデ ジャネイロで開催された国連環境開発会議 では行動計画であるアジェンダ 21 が採択 されたが、第17章第53項で国家は大規模 遠洋流し網漁に関する国連総会決議を全面 的に実施すると規定している25。これと並 行して、例えばアメリカでは1990年にマグ ナソン・スティーブンス漁業保全管理法の 第206節を改正し、流し網漁の世界的禁止 を求めることを規定したほか、欧州連合が クロマグロやカジキを対象とした流し網の 禁止を導入した。2008年に北太平洋で24 隻あった流し網漁船が2009年には1隻にな った点を国際的な規制の成果と位置付ける 指摘がある26。

公海における漁業の国際的規制や管理に 向けた国際協力の必要性が認識されるよう になり、アジェンダ 21 の第 17 章第 49 項に おいては、公海における漁業が国連海洋法 条約の規定に従い管理されることを確保す るために、漁業資源の効果的な管理と保全 のための国際協定の締結に向けて交渉する ことが規定された<sup>27</sup>。国連は 1992 年 12 月 に国連総会決議 47/719 にて、公海漁業に関 する政府間会合を 1993 年に開催すること を決定した28。1993年から1995年の3年の 間に6回の交渉会議が開催され、1995年8 月に「分布範囲が排他的経済水域の内外に 存在する魚類資源(ストラドリング魚類資 源) 及び高度回遊性魚類資源の保存及び管 理に関する1982年12月10日の海洋法に関 する国際連合条約の規定の実施のための協 定しいわゆる国連公海漁業協定が採択され た。同協定は 2001 年に発効、日本は 2006 年に加入している29。同協定では、公海に おける漁業資源の管理において、地域漁業 管理機関が中心的な役割を果たすことが明 確に示されたほか、情報が不十分であって も入手可能な最良の科学的情報に基づいた 保全管理措置を予防的に実施する予防的ア プローチや同じ生態系に属する生物種につ いても考慮する生態系アプローチを基本的 な考え方とすることを規定している30。

国連海洋法条約第 118 条では、国家は公海における生物資源の保全と管理において協力し、そのための交渉を行い、適宜、小地域、あるいは地域漁業機関(Regional Fisheries Organizations)の設立に向け協力すると規定している。ただし、ここにいう地域漁業機関はこの後詳述する公海漁業協定では、地域漁業管理機関(Regional fisheries management Organizations, RFMO)という表現で規定に盛り込まれている。公海漁業協定では、地域漁業管理機関の設立およびその機能の重要な項目として政府間で漁業資源の保全および管理措置を決定し実施する

こと規定していることから、FAO は多数ある漁業に関する地域漁業機関のうち、8 つの機関をそうした保全・管理措置を実施する地域漁業管理機関として位置付けている<sup>31</sup>。

加えて、国連公海漁業協定第7条では沿 岸国は公海漁業に関する情報を直接もしく は地域漁業管理機関を通じて定期的に情報 共有を図ることを規定するほか、第8条で は沿岸国および公海漁業国は直接もしることを 規定重機関を通して協力を進めることを 地域漁業管理機関を通して協力を進めること と、第9条で地域漁業管理機関の設立立 と、1000年全や管理措置を行う自理といて ②地域的な適用範囲、3000年20世域に 2000年20世域に 2000年20世域 2000年2000年20世域 2000年20世域 2000年2

こうした流れの中で、公海における底引 き網の議論が国連で行われるようになった。 2004年の「海洋と海洋法に関する国連事務 総長報告書」では深海底漁業に関し、沿岸 漁業資源の枯渇により深海底漁業が活発に なる中で、底引き網漁業により海嶺にある VME が破壊されていることに鑑み、海洋保 護区の設定や海嶺付近における漁業の停止 を求める提案があることに言及した32。国 連ではこの報告書を踏まえた議論が行われ、 2004年11月に国連総会決議59/25が採択さ れた。同決議の第66項では海嶺、熱水噴出 孔、冷水性サンゴを含む VME に悪影響を 及ぼす底引き網などの破壊的が漁業慣行の 暫定的な禁止措置を実施することや、第67 項では地域漁業管理機関に対して海底漁業 の規制を行うことを求めた33。2006 年 12 月には、国連総会決議 61/105 が採択され、 第 83 項では海底漁業の規制のために地域 漁業管理機関に対し、①個々の海底漁業活

動が VME に重大な悪影響を及ぼしている かを評価する、②VME 保全を要する場所を 特定し、海底漁業活動がそうした生態系に 対し重大な悪影響をおよぼしているかを決 定する、③海嶺、熱水噴出孔、冷水性サン ゴなどを含む VME が存在する場所におい ては、海底漁業を禁止する、④地域漁業管 理機関のメンバー国が同国旗国漁船に対し、 VME に直面した場合には漁業活動を停止 することを求めることを規定している34。 また、第90項では国連国際農業機関(FAO) に対し、VME に関する情報の世界的なデー タベースを構築することを促した。2009年 に採択された国連総会決議 64/72 では、第 119 項で地域漁業管理機関を通じて海底漁 業を規制するために、①VMEへの海底漁業 活動がもたらす重大な悪影響に関する評価 を行い、そうした評価がなされるまでは海 底漁業を漁船が行わないように確保する、 ②VME に関する海洋科学調査を行う、③ VME に遭遇した際には海底漁業を停止す る措置に関する規則を採択および実施する、 ④海底漁業資源の長期的な持続可能性を保障するために保全および管理措置を採択すると規定し、第126項でVMEに関するデータベース構築を含めた公海海底漁業活動に関するFAOのプログラム提案を歓迎している35。公海漁業協定によって設立が求められ、機能が明確に規定された地域漁業管理機関を通じてVMEにおける海底漁業活動が規制され、そうした情報をFAOが管理していくという体制が構築された。

#### 4. 地域漁業管理機関における VME の保 全・管理の取り組みと海底漁業規制

VMEについては国連総会決議61/105及び64/72に従い、地域漁業管理機関がVMEの特定、海底漁業が及ぼす実施的悪影響、VME遭遇の場合の漁業活動停止規制の策定を進めている。この決議を受けて、現在8つの地域漁業管理機関がVMEの保全と漁業規制に取り組んでいる(図3)。FAOの「公海深海漁業管理のための国際ガイドライン」では、VME保全・管理についてのガイドラ

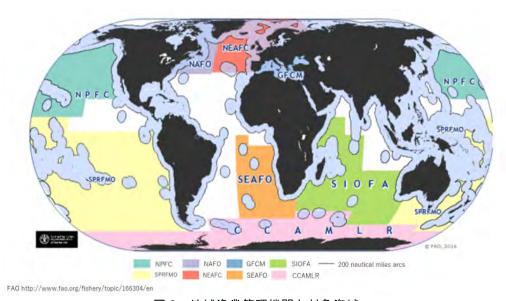


図 3:地域漁業管理機関と対象海域

インを定めているが、このガイドラインでは VME 選定基準として①特異性 (Uniqueness) または希少性 (Rarity)、②生息地の機能的重要性 (Functional significance of the habitat)、③脆弱性 (Fragility)、④回復が困難な構成生物種の生活史の特性 (Life-history traits of component species that make recovery difficult)、⑤構造的複雑性 (Structural complexity) と規定している³6。 8 つの地域漁業管理機関は、設立年数の違いがあるが、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (CCAMLR) の VME 保護

区域の登録数が131件に上っており、他の地域漁業管理機関のVME保護区域登録数を大きく上回る(表1、図4)。その要因として、南極海の科学調査においてVMEに遭遇した場合に、CCAMLRに通知すると定められているという手続き的側面を指摘する見方がある38。また、北西大西洋漁業機関(NAFO)では海洋生態系の空間構造や構成について、特に連結性(connectivity)、交流(exchange)、流動(flow)に着目して取りまとめを行うことが提案されている39。この連結性について、構造的、物理的に連

表 1:地域漁業管理機関と VME 保全・管理区域の指定の概要

	設立年	メンバー数	事務局所在地	VME 保護区 域登録数	最新の VME 通知年	備考
Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (CCAMLR) / 南極海洋生物資源保存委員会	1982	36	オーストラリア・ タスマニア	131	2019	
General Fisheries Commission for the Mediterranean(GFCM) /地中海漁業一般委員 会	1949	24	イタリア・ローマ	8	2018	2016 年に 1,000mより 深い深層帯 を保護対象 に指定。
Northwest Atlantic Fisheries Organization (NAFO)/北西大西洋 漁業機関	1979	12	カナダ・ダートマウス	21	2019	
North East Atlantic Fisheries Commission (NEAFC) / 北東太平洋 溯河性魚類委員会	1980	5	イギリス・ロンドン	5	2018	
North Pacific Fisheries Commission(NPFC)/ 北太平洋漁業委員会	2015	8	東京	2	2009	
South East Atlantic Fisheries Organization (SEAFO)/南東大西洋 漁業機関	2003	7	ナミビア・ スワコブムンド	11	2010	50 万5千k㎡ が海底漁業 禁止区域
South Pacific Regional Fisheries Management Organization (SPRFMO)/南太平洋地域漁業管理機関	2012	15	ニュージーランド・ ウェリントン	3	2017	
Southern Indian Ocean Fisheries Agreement (SIOFA) / 南インド洋漁 業協定	2006	10	仏領レユニオン	5	2018	

FOA VME データベースおよび各組織等のホームページ情報より筆者作成。

結しているということではなく、機能的連 結性を指しており、親魚や配偶子、幼魚な どが空間的に移動することで生物群や生息 域が連結している状態と理解されている40。 南太平洋地域漁業管理機関 (SPRFMO) で は、VME の生物指標にニュージーランドの 保護生物を含めるなどして、VME 保全・管 理区域の登録の枠組み作りが進められた41。 SPRFMO では統一的な指標は策定されてお らず、これまでのところ主要漁業国である オーストラリアとニュージーランドが各々 独自に自国旗国漁船に対し、VME 保全措置 を求めている。VME の特性や分布の特定の 手法については、生息環境適正モデル (Habitat Suitability Model) の利用が提唱さ れている42。

そして、北太平洋漁業委員会(NPFC)は、 光孝海山南東部、C-H(ヘルズレイ)海山 を VME 保全・管理区域に指定し、試験漁 業手続き規則 (Exploratory Fishing Protocol) で認められたものを除いて、その海域での 漁業を禁止している43。日本の研究機関が 実施したカメラによる海底調査においては 天皇海山付近ではサンゴはあまり見られな かったが、光孝海山付近ではいくつかのサ ンゴが観察できたと報告されている44。ま た、天皇海山付近の深海底生植物相はハワ イ諸島と類似するとの指摘がある45。一方 で、①光孝海山の一部を保全するのでは八 放サンゴが群生する VME にとっては保全 措置として十分でない、②サンプル採取数 がいくつかの地点で極端に少ない、③サン ゴの密度が海山内、および海山間で大きく 隔たりがあるといった観点から、他に VME に該当する海山は存在しないと結論するに は時期尚早であり、一部の海山では底引き 網漁により過度に悪影響を受けていると思 われる場所があることに注意喚起を求める 指摘がある46。また、この他、NPFC海域に

おいて、指標がサンゴに限定されている点や韓国が VME に遭遇した際に遭遇の報告を韓国政府が韓国漁船に義務付けていないといった点が過去に指摘されたこともあった<sup>47</sup>。現在は、NPFCのメンバー国は、1回の底引き網の引き上げに冷水性サンゴが50kg以上捕獲された場合には、漁業を停止し、新たに VME に遭遇することないよう2海里(約3.7km)以上の十分な距離を移動し、さらにそうした遭遇を NPFC 事務局に報告する義務が規定されている<sup>48</sup>。

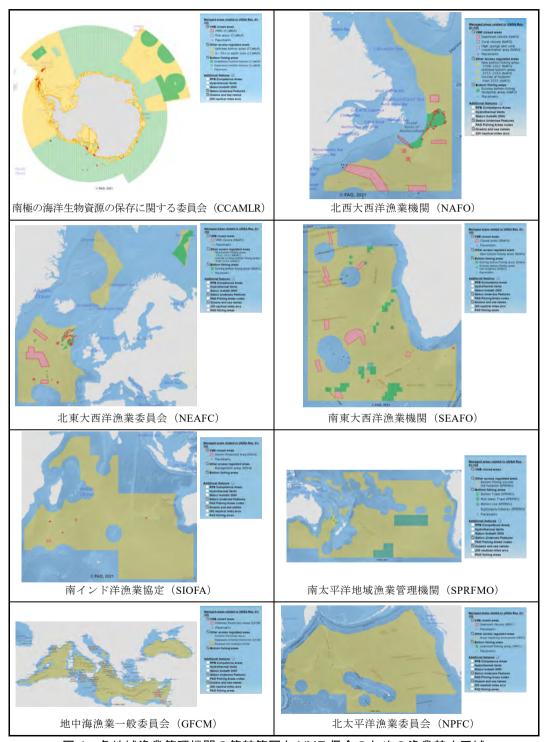


図4:各地域漁業管理機関の管轄範囲と VME 保全のための漁業禁止区域

出典: FAO VME Database (2021 年 2 月 24 日参照)、註: 地図は描画目的で最新情報は各 RFMO のホームページを参照のこと

## 5. VME 保全・管理の取り組みの国際的標準化に向けた課題

地域漁業管理機関 (RFMO) は公海を中心 とした漁業資源の保全と持続可能な利用に 関し、主要魚種の漁獲枠設定や漁船位置情 報モニタリングシステム (VMS) の統合的 管理、違法・無報告・無規制(IUU)漁業漁 船リストの作成と公表、公海上での自国漁 船以外への乗船検査など様々な取り組みが 行われている。こうした中で、後述の通り、 脆弱海洋生態系 (VME) 保全の取組は、そ の対象域が漁業区域に比して現段階では極 めて限定的で、また、VME 保全・管理区域 において底引き網のみが規制の対象となっ ているなど、漁業資源管理の観点からはそ の実益は乏しい。しかしながら、VMEの指 標となっている動植物が捕獲された場合に は、漁業を停止し、一定の距離を移動した 上で漁業を再開することを義務付ける遭遇 プロトコル (Move-on Protocol) といった新 たなルール作りやその運用が近年進められ てきている49。現在、交渉が進められている 国家管轄権外区域の海洋生物多様の保全と 持続可能な利用のための法的文書 (BBNJ 新 協定) 案においても、公海における海洋保 護区を含む区域別管理ツールの議論が進め られており、VME はそうした区域別管理ツ ール対象を選ぶ指標ともなりうることから 各 RFMO における VME 保全・管理区域の 運用が重視されている50。

VME の概念が導入され、保全に向けた取り組みが実施されるようになって 10 年以上が経過し、その実施を掌る地域漁業管理機関も制度的に発展してきた。2018 年より交渉が開始された BBNJ 新協定案では、例えば、第14条で提案される海洋保護区を含む区域型管理ツール(EBMT)が対象とする海域を特定していく際に、第16条で提案する特定基準が VME や生物多様性条約の

下での生態学的もしくは生物学的に重要な 海域 (EBSA) などの特定基準と共通する 部分があり、これまで同時並行的に作業が 進められてきていることから、今後、相互 連携の可能性がある。EBSA は、2008 年の 生物多様性条約第8回締約国会議で、保護 が必要な生態学的あるいは生物学的に重要 な海域を特定する基準が定められ、その後、 EBSA が指定されてきた経緯がある(CBD. 2008)。なお、BBNJ 新協定案第 10 条 (g) では、EBSA および脆弱生態系における海 洋遺伝子資源の利用に関する事項や条件は 締約国会議で決定されると提案されている 51。また、管理を講じる区域を選定する基 準は同協定案の付属書 I に列記されており、 現段階では、21の基準が列記され、そのう ち10の基準には括弧が施され、関係国政府 間での見解の相違が指摘されている52。 FAO が提示する VME の6つの基準のうち、 importance を significance と同義ととらえれ ば、生物種生活史の重要性、生息地の重要 性、脆弱性 (Fragility) は括弧なしで盛り込 まれており、特異性と希少性は括弧つきで 含まれている。唯一、複雑性 (complexity) が含まれていないが、これは今後の交渉の 中でその取り扱いを巡る各国の立場が明ら かにされるものと思われる。海洋遺伝子資 源の利用に係る環境影響評価に関し、依然 として文言は交渉の中で流動的であるもの の、生態学的もしくは生物学的に重要ある いは脆弱な区域における遺伝子資源利用に 関する活動ついては環境影響評価が一定の 手続きの下で行われることが想定されてい る。こうした一連の科学的、技術的課題を 議論する組織として、同協定案第49条にお いて、科学的および技術的組織の設立の必 要性を示唆する文言が提案されている53。

一方、BBNJ 新協定案第 4 条で既存の協 定や組織を損なうものではないとして、特 に公海深海底における海洋生物多様性や深海底生態系の保全に関し、VMEの取り組みを進める地域的漁業管理機関が役割を担い続けるものと理解される。こうした観点から、VMEの保全・管理の取り組みを掌る地域漁業管理機関と取り組みや手順、体制整備などを取り組みの実効性を高める視点から地域の特性や諸条件を踏まえつつ、一定の標準化を試みることは有用と考えられる。

まず、VME の特定に関する生物指標についてはサンゴだけに限定するのではなく、それ以外の底生生物をも含めて設定することが望ましいと考えられる。これについて、NPFC や SEAFO は生物のみを指標としているが、NAFO や NEAFC は一定の海底地形を指標に含めている。そのため、これらの例も参考に生物種以外の地勢的側面を指標として取り入れることも検討に値する。

VME の特定に関しては、地域漁業管理機関が海底生態系への環境影響評価を漁船の旗国が実施することを求めていることを鑑み、所要の調査がより広範に実施可能となるよう財政的支援や組織連携を推進することが望まれる54。この調査においては、旗国政府が漁業関係研究機関に指示し、実施するということが排除されるわけではない。しかし、海底生態系の保全を図るという観点から、客観的な調査が行えるよう実施主体を幅広く検討する意義は大きい。この他、公海という特定国家の管轄に属さない海域での調査となることから、国際的なチームでの実施、またその結果の国際的共有というのも検討されて良いのではないかと考える。

例えば、底引き網漁業の海底生態系への 影響などについての評価作業の日本におけ る取組は発展段階にあると考えられており、 海底生態系評価については VME 特定基準 を定める FAO の「公海深海漁業管理のため の国際ガイドライン」や例えば欧州の生態

リスク評価などを参考に海底生態系の評価 や保全、管理手法を確立していく必要性が 指摘されている (清田, 2019)。また、日本 の水産庁が天皇海山や北ハワイ海嶺で VME の特定に向けた調査報告書を 2008 年 に発表しているが、この報告については、 カメラ投下が一部では数回に限られている などを理由にサンプル採取が極めて低いと の指摘をし、この海山群のその他の区域に は VME は存在しないと結論づけるには不 十分であるとの指摘を行っている(Rogers and Glanni, 2010)。特に公海における海洋調 査については、その手法の国際的な理解や 場合によっては実施にあたって、国際的な チームで実施するなどもその後の調査結果 の解釈や信頼度を確保していく上では有用 と考えられる。海底生態系評価や VME 特 定に向けた先進的な手法を参考にしながら、 調査手法の標準化や実施体制の向上、国際 連携などを進めていくことが有用視できる。 後に詳述する北太平洋漁業委員会(NPFC) と北太平洋海洋科学機構(PICES)とが連 携して VME の特定や保全、管理などを進 めていく動きなどは、こうした評価手法の 標準化や能力構築、国際連携の枠組みを提 供するものとして注目できる。

また、VME として特定しうる区域の保全・管理は漁業活動の仮想的な費用対効果分析を取り入れている例もあり、こうした実利的な手法で保全と漁獲の費用対効果を分析する意義も取り入れることは有効と考えられる55。

VME の特定については、VME の分布を 予測する研究として生息地適正モデル (Habitat Suitability Model) が利用されてい る。生息場適正指数モデル(Habitat Suitability Index Model) はアメリカや日本 でも漁場予測モデルの開発に用いられ、水 温や塩分濃度、潮の流速、海面高度などが その指標として用いられている56。VME に ついては、海底地形の生息環境に関連する 指標が取り上げられており、リン、窒素、 溶存酸素、アラゴナイト飽和度、塩分濃度、 塩分濃度変化幅、水温、水温変化幅といっ た物理化学的変数や、傾斜や深度といった 地形的変数、粒状有機炭素流動といった生 物学的変数があげられている57。物理科学 的変数を水化学変数として、海水密度やケ イ酸塩を加えるものもある58。海底環境破 壊は不可逆的であり、底引き網規制による 海底生態系への悪影響の低減を図ることは 有用であるとの観点から、生息地適正モデ ルの利用を広げ、VME の分布を特定し、そ の特性を把握することが有用であると指摘 されている59。

VME の遭遇閾値や、海底希少生物種に遭 遇した際に漁業を停止し、一定の距離を移 動した上で漁業を再開することを義務付け る遭遇プロトコル (Move-on Protocol) につ いては、地域漁業管理機関の間での現存す る差異がどの程度、実利的な意味を持ちう るのかは検討が必要である。既に各地域漁 業管理機関が、VME 遭遇の報告を旗国政府 が漁船に義務付け、VME に遭遇した場合に は旗国政府から地域漁業管理機関に VME 遭遇に関する報告を義務付けている。VME 漕遇プロトコルの履行確保を着実に実施し ていくことが重要がある。併せて、報告実 績や報告内容の情報が共有されることも重 要であり、SPRFMOでは、2009年から2012 年の間にニュージーランドが毎年 VME 遭 遇を SPRFMO に報告していること、チリお よびニュージーランドが VME として保護 対象となりうる場所についての情報提供を 行っていることが報告されている60。 SPREFMO は 2020 年 2 月に海底漁業管理の ための保全管理措置改訂版を採択し、更な る改訂が 2021 年 1-2 月に議論されている (SPRFMO, 2020a; SPRFMO, 2021)。VME 遭遇の事例については、例えば 2019 年 2-8 月の間に VME 遭遇が SPRFMO に報告された事例はない<sup>61</sup>。その要因の一つとしては、海底動物が豊富に存在したとしても、底引き網にはそのごく一部しか引き上げられず、遭遇プロトコルで規定する閾値を下回っているため、遭遇が報告されないとして、閾値の引き上げの指摘が提案されていた<sup>62</sup>。2020 年の CCM03 の改訂で、VME 遭遇閾値のうち、イシサンゴが CCM-03-19 では250kg であったものが、CCM-03-20 では80kg に引き下げられているのは閾値引き下げの一環と捉えることができる<sup>63</sup>。

VME の特定数に地域漁業管理機関の間 で大きな差がある点については、地域漁業 管理機関の設立年や活動の歴史の違い、お よび地域特性など様々な要因が考えられる が、最も新しい NPFC が、2020 年に VME 分類群特定ガイドを公表しており、NPFC 管轄公海において VME の指定が今後どの ように展開されるのかが注目されている64。 また、海底を含む海洋生物多様性やウミド リなどに関する国際的なデータベースが構 築、運用されてきており、こうした情報共 有が国際的に推進されることで、VME の特 定や保全・管理区域の設定・管理措置の実 施が国際的に更に展開されていくことが期 待されている65。一方で海洋生態系は地域 的な多様性、非対称性、可変性を有してお り、海洋汚染や乱獲、気候変動などの影響 を受ける度合いも異なるなど、海洋・海底 生態系は地域に特化したモニタリングや評 価作業が必要であるとも指摘されている66。

FAO が地域漁業管理機関として取り扱う8つの機関のうち、例えば、NPFC は最も新しい組織で、2015年に設立されている。NPFC が対象とする海域は日本東岸からアメリカ西海岸に至る北半球の大半を占める

広大な海域を対象としており、日本に加え、 中国、韓国、台湾、ロシア、カナダが NPFC の設立条約である北太平洋漁業資源保全条 約の締約国となっている。この条約は、 2004-2006 年に国連総会が採択した公海に おける資源管理に向けた地域間協力を求め 決議を受け、2006年に交渉が開始され、6 年後の2012年に採択されている。日本、カ ナダ、ロシア、中国の4ヵ国が先行して同 条約を批准し、条約発効が認められ、その 後、韓国、そして発効後にアメリカ、バヌ アツが加入し、パナマが未締約国ではある が、協力国として PNFC に参加している(表 2)。広大な北太平洋を囲む形で締約国が地 理的に拡散していることに加え、政治体制 も異なり、相互補完しうる関連する地域組 織が存在するわけでもないなど、NPFC は こうした所与の条件のなかで活動を推進し ていく必要がある。海域についても、その 広大さゆえに多様性が存在する。漁業が活 発な海域で、締約国の漁業形態は、日本や ロシアの漁船が国内 EEZ を中心に操業し ているのに対し、中国、韓国、台湾の漁船 は、北太平洋の公海を主たる漁場としてい るといった特徴が指摘されている (Moon, 2017)。NPFC は科学情報については下部組 織である科学委員会から提供を受ける。更 に、NPFC は 2020 年に北太平洋海洋科学機 構 (PICES) と科学連係枠組みを策定し、(i) 主要魚種の資源評価、(ii) 脆弱海洋生態系、 (iii) 漁業の生態系アプローチなど分野で の連携が目指されている67。PICES との連 携の方針が枠組み文書として 2020 年に策 定され、その中に VME が盛り込まれてい る。調査計画についても事前にメンバー国 の間で報告し合い、連携を促す有用性が提 言されている68。今後、こうした議論や作 業が NPFC や連携団体の間でも進んでいく ことが期待される。またそうした過程の中 で、政府だけではなく、研究機関や NGO なども含めた非政府団体の参画も有用視さ れており、NPFC についても同様に、非政 府団体との連携強化などを含め、科学に基 づく漁業資源管理やその延長での VME の 指定や管理などが進められていくことが望 ましいと考えられる69。

国連が 2021 年から 2030 年の期間を「持続可能な開発のための海洋科学の 10 年」と定め、国連教育科学文化機関(UNESCO)が中心となり国際的なプログラムを展開している。この取り組みは深海底の生態系評価などは国際的な若手研究者の育成や社会

表 2: 北太平洋漁業資源保全条約の締約国の概要

締約国	署名	寄託	発効
日本	2012年7月30日	2013年7月16日	2015年7月19日
カナダ	2013年3月27日	2014年1月10日	2015年7月20日
ロシア		2014年7月8日	2015年7月21日
中国	2013年3月8日	2015年1月21日	2015年7月22日
韓国	2013年3月22日	2015年6月17日	2015年7月23日
アメリカ	2012年5月3日	2017年1月19日	2017年2月18日
バヌアツ		2017年5月12日	2017年6月11日

NPFC (n.d)

的能力構築強化に向けた国際協力としても 意義があるものと考えられるが、最終的な 調整が現在進められている BBNJ 新協定の 成立を視野に、深海底生態系評価を海洋科 学教育や能力構築として取り上げていくこ とも期待できる。

2010年に生物多様性条約 (CBD) の下で 設定された愛知目標11では、2020年末ま でに海洋保護区を海域の 10 パーセントに まで拡大することが目指されたものの、 2020 年末時点では保護率は 7.65 パーセン トに留まったと報告されている70。2030年 に向けた海洋保護区に関する国際的な目標 値の設定が今後、CBD 第 15 回締約国会議 で議論されることが予想されている。一部 には、2030年までに海域30パーセントを 保護区化すべきとの提案もなされている71。 公海漁業を制限しても、禁漁された保護区 から染み出し/溢れ出し効果 (Spill Over Effect) により総漁獲量は増加するとのシミ ュレーション結果も示されている72。公海 漁業の燃料費やそれ以外の影響を漁獲量や 人間が消費するカロリー確保への寄与度な どを総合的に考慮する必要性を指摘する見 方もある73。海洋生態系保全と持続可能な 漁業の両立を生態学的視点や経済合理性を 含めた社会経済的側面から俯瞰的に図る中 で、VMEの保全・管理をどのように位置づ けていくのかは今後の重要な政策課題とし て考えられる。

#### 6. 脆弱海洋生態系の保全と持続可能な 漁業の構築に向けて

地球の表面の7割を海洋が占め、そのうちの64%が公海を占める。公海の自由原則は、特に漁業に関しては過去数十年にわたって大きな変遷を遂げ、国際的な規制や地域協力の下で多国間枠組みを通じて管理していく仕組みが構築され、運用されている。

このような国際的な潮流に対して、海洋国家であり、また魚食文化の担い手である我が国が海洋および海洋生物資源の保全と持続可能な利用の推進に向け牽引的な役割を果たしていくことが期待される。

一方で、国際連携や学際的アプローチな どこれまでの一国独自路線や政治力に頼る 二国間交渉では解決でいない問題が顕在化 しており、多国間の枠組みの中で説明責任 を果たしながら公海での海洋資源の利用を 持続可能な形で行っていく必要がある。そ のためには、例えば NPFC が後発的であっ たとはいえ、NPFC という地域漁業管理機 関を通じて太平洋における持続可能な漁業 資源の確保と海洋生態系の保全に向け、我 が国が指導的役割を果たす必要がある。さ らに、人口増大や食料需要の高まりが予測 されているインド洋においても漁獲圧の上 昇が予見され、持続可能な水産業、食糧安 全保障、海洋生態系保全の実現に向け、地 域漁業管理機関の機能強化を図らなければ ならず、我が国による国際協力の推進が期 待される。そのためには、北太平洋やイン ド洋などの地域漁業管理機関の政策実施体 制強化に向け、他の地域漁業管理機関や関 係者、専門家と連携を進め、取り組みの実 効性を高めることが急務である。

これらの取り組みを通じて、その他の地域漁業管理機関の模範となるような優良事例の創出に向け関係者が連携を進めていくことが今後の世界規模での VME 保護において有用であると考えられる。

- 1 Food and Agriculture Organization of the United Nations (2009) International Guidelines for the Management of Deep-Sea Fisheries in the High Seas. http://www.fao.org/3/i0816t/I0816T.pdf. (2021年2月12日参照),
- <sup>2</sup> 本稿では脆弱海洋生態系 (VME)を一定 の基準の下で特定する (identify) 行為、 そのような特定された VME に保護・管理 区域を設定する (establish) 行為、保護対 象となる VME において禁止あるいは制限 等が求められる保全・管理措置を採択し、 実施する (adopt and implement conservation and management measures) 行為を使い分け ることとする。
- <sup>3</sup> United Nations (2019) Political. declaration of the high-level political. forum on sustainable development convened under the auspices of the General. Assembly. A/RES/74/4 (https://undocs.org/en/A/RES/74/4), p.2, para.8. (2020 年 7 月 15 日参照).
- United Nations (2015) Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development. A/RES/70/1 (http://www.un.org/ga/search/view\_doc.asp ?symbol=A/RES/70/1&Lang=E) , p.15. (2020 年 7 月 15 日参照)
- <sup>5</sup> *Ibid.*, p.23-24.
- Banerjee, O., Cicowiez, M. Horridge, M. and Vargas, R. (2019) Evaluating synergies and trade-offs in achieving the SDGs of zero hunger and clean water and sanitation: An application of the IEEM Platform to Guatemala Ecological Economics 161, pp.280-291, Biggeri, M., Clark, D.A., Ferrannini, A. and Mauro, V. (2019) Tracking the SDGs in an 'integrated' manner: A proposal. for a new index to capture synergies and trade-offs between and within goals World Development 122, pp. 628-647.
- United Nations (2019) World Population Prospects 2019

(https://population.un.org/wpp/Publications/Files/WPP2019\_Highlights.pdf), pp.24. (2020年7月15日参照). なお、世界平均の出生率(女性一人が出産する子供の数) について、1990年は3.2、2019年は2.5、

- 2050年は2.2とそれぞれ予測されている。
- <sup>8</sup> *Ibid.*, p.1.
- Food and Agriculture Organization of the United Nations (2019) The State of Food Security and Nutrition in the World 2019 (http://www.fao.org/3/ca5162en/ca5162en.p df), p. xiv. (2020年7月16日参照).
- Food and Agriculture Organization of the United Nations (2018) The State of World Fisheries and Aquaculture 2018 (http://www.fao.org/3/i9540en/i9540en.pdf), p.1. (2020 年 7 月 17 日参照).
- <sup>11</sup> *Ibid.*, p.3.
- 12 High Level Panel for a Sustainable Ocean Economy (2019) The Future of Food from the Sea (https://oceanpanel.org/sites/default/files/20 19-11/19\_HLP\_BP1%20Paper.pdf), p.6. (2020 年 7 月 15 日参照).
- <sup>14</sup> FAO 2018 op.cit., p.4.
- 15 Amoroso, R.O. et al (2018) Bottom trawl fishing footprints on the world's continental shelves. PNAS, vol.115, no.43, p1. https://www.pnas.org/content/pnas/115/43/E1 0275.full.pdf (2020 年 7 月 17 日参照), Kraiser, M. (2018) More in depth data is required to reveal. the true global. footprint of fishing
  - (https://theconversation.com/more-in-depth -data-is-required-to-reveal.-the-true-global.-f ootprint-of-fishing-104976) . (2020 年 7 月 18 日参照)
- Victorero, L. et al. (2018) Out of sight, but within reach: a global. history of bottom-trawled deep-sea fisheries from >400 m depth
  - (https://www.frontiersin.org/articles/10.338 9/fmars.2018.00098/full) . (2020 年 7 月 18 日参照)
- <sup>17</sup> *Ibid*.
- 18 *Ibid.*なお、Sumaila et al. 2010 では、公海における底引き網漁船に対する補助金は日本、韓国、ロシアが上位を占めていたとの分析がある。Sumaila, U.R. et al. (2010) Subsidies to high seas bottom trawl flees and the sustainability of deep-sea demersal. fish stocks. Marine Policy, 34, pp.495-497.
- 19 Ibid.また、公海底引き網漁での漁獲量は

- 1950-2015 年の期間、約 42%過少に FAO に報告されていたとの指摘もなされている。
- <sup>20</sup> Amoroso, R.O. et al. (2018) Bottom trawl fishing footprints on the world's continental. shelves. PNAS, vol.115, no.43, pE10275.
- European Commission (2016) Regulation 2016/2336 establishing specific conditions for fishing for deep-sea stocks in the north-east Atlantic and provisions for fishing in international. waters of the north-east Atlantic and repealing Council Regulation No 2347/2002.
  - https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TX T/?uri=CELEX:32016R2336. (2020 年 7 月 19 日参照), European Commission (2016) A better future for the EU deep sea. https://ec.europa.eu/fisheries/better-future-eu-deep-sea\_en. (2020 年 7 月 18 日参照) Food and Agriculture Organization of the United Nations (n.d.) VME Criteria. (http://www.fao.org/in-action/vulnerable-marine-ecosystems/criteria/en/). (2020 年 7 月 27 日参照).
- 22 United Nation(1989)Yearbook of the United Nations, 1989 (https://cdn.un.org/unyearbook/yun/pdf/198 9/1989\_456.pdf), p. 447.(2020年7月20 日参照).
- <sup>23</sup> *Ibid.*, p.447-448.
- <sup>24</sup> United Nations (1991) GA Resolution 46/215 Large-scale pelagic drift-net fishing and its impact on the living marine resources of the world's oceans and seas
  - (https://digital.library.un.org/record/136125). (2020年7月20日参照).
- 25 United Nations (1992) United Nations Conference on Environment and Development (UNCED) . 1992. Agenda 21 (http://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/Agenda21.pdf), p.180 (2020年7月21日参照).
- <sup>26</sup> Bratspies, R.M. and Telesetsky, A. (2013) Marine environmental. law. In: Al.am, S. and Techera, E.J. eds. Routledge Handbook of International. Environmental. Law. Routledge, pp. 259-276, p.275.
- <sup>27</sup> Op.cit. UN 1992, p.179.

- United Nations (1993) GA Resolution 47/192 United Nations conference on straddling fish stocks and migratory fish stocks. A/RES/47/1992. https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDO
  - https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDO C/GEN/N93/063/23/IMG/N9306323.pdf?Ope nElement. (2020 年 7 月 20 日参照)
- 29 United Nations (1995) United Nations Conference on Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks (https://documents-dds-ny.un.org/doc/UND OC/GEN/N95/274/67/PDF/N9527467.pdf?OpenElement). (2020年7月21日参照),外務省(公開年不明)国連公海漁業協定(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty164\_12.html). (2020年7月21日参照)
- United Nations (2005) UN GA Resolution 59/25 Sustainable fisheries, including through the 1995 Agreement for the Implementation of the Provision of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks, and related instruments. A/RES/59/25. https://undocs.org/en/A/RES/59/25.
  - (2020年7月22日参照),水産庁(公開年不明)国連海洋法条約に基づく国際的な漁業管理の枠組み
  - (https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper /h28\_h/trend/1/t1\_1\_3\_1.html). (2020年7月21日参照)第5条で生態系アプローチ、第6条で予防的アプローチ、第9条で地域漁業管理機関について規定している。
- Food and Agriculture Organization of the United Nations (n.d.) Regional fisheries management organizations and deep-sea fisheries.
  - http://www.fao.org/fishery/topic/166304/en. (2021年2月13日参照), 猪俣秀夫(2014)「地域漁業管理機関の制度的特徴に関する一考察」『国際漁業研究』第13巻. Haas, B., et al (2020) Factors influencing the performance of regional fisheries management organizations. Marine Policy, 113.
- <sup>32</sup> United Nations (2004) Oceans and the law of

- the sea Report of the Secretary-General A/59/62
- (https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDO C/GEN/N04/261/40/PDF/N0426140.pdf?Open Element), p.57. (2020 年 7 月 22 日参照).
- United Nations (2005) UN GA Resolution 59/25 Sustainable fisheries, including through the 1995 Agreement for the Implementation of the Provision of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks, and related instruments. A/RES/59/25. https://undocs.org/en/A/RES/59/25, p.13. (2020 年 7 月 22 日参照).
- 34 United Nations (2007) UN GA Resolution 61/105 Sustainable fisheries, including through the 1995 Agreement for the Implementation of the Provision of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks, and related instruments. https://undocs.org/A/RES/61/105, p.17. (2020 年 7 月 23 日参照).
- 35 United Nations (2010) UN GA Resolution A/RES/64/72. Sustainable fisheries, including through the 1995 Agreement for the Implementation of the Provision of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks, and related instruments. (https://undocs.org/en/A/RES/64/72). (2020 年 7 月 23 日参照).
- 36 Supra 1. Food and Agriculture Organization of the United Nations (n.d.) VME Criteria (http://www.fao.org/in-action/vulnerable-marine-ecosystems/criteria/en/). (2020 年 7月 27日参照).
- <sup>38</sup> Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (CCAMLR, 2009) Conservation Measure 22-06 (2009) Bottom fishing in the Convention Area (https://www.ccamlr.org/sites/default/files/2

- 2-06%20%282009%29.pdf).(2020 年 7 月 23 日参照), Jones, C.D. and Lockhart, S.J. (2011) Detecting Vulnerable Marine Ecosystems in the Southern Ocean using research trawls and underwater imagery. Marine Policy 35, pp. 732-736.
- 39 Northwest Atlantic Fisheries Organization (2016) Report of the 9th Meeting of the NFAO Scientific Council (https://www.nafo.int/Portal.s/0/PDFs/sc/20 16/scs16-21.pdf), p.3. (2020年7月23日参照).
- <sup>40</sup> Kenchington, E. et al. (2019) Connectivity modelling of areas closed to protect vulnerable marine ecosystems in the northwest Atlantic. Deep-Sea Research Part I, 143, pp.85-103.
- <sup>41</sup> Rowden, A.A. et al. (2019) Examining the utility of a decision-support tool to develop spatial. management options for the protection of vulnerable marine ecosystems on the high seas around New Zealand Ocean and Coastal Management, 170, pp.1-16.
- <sup>42</sup> Georgina, S. E. et al. (2019) Ensemble habitat suitability modeling of vulnerable marine ecosystem indicator taxa to inform deep-sea fisheries management in the South Pacific. Fisheries Research 211, pp. 256-274, p.272.
- 43 NEAF (2019) 4th Meeting of the Small Scientific Committee on Vulnerable Marine Ecosystems REPORT
  - (https://www.npfc.int/sites/default/files/201 9-08/SSC%20VME04%20report.pdf), p.22, (2020 年 7 月 23 日参照).
- 44 Yanagikomo, T. Takao, Y. and Abe, K. (2008) Photographs of bottom at the Emperor Seamounts
  - (https://www.jfa.maff.go.jp/j/study/pdf/appe ndix i.pdf) . (2020 年 7 月 24 日参照) .
- Miyamoto, M. et al. (2017) Megafaunal. composition of cold-water corals and other deep-sea benthos in the southern Emperor Seamounts area, North Pacific Ocean. Japan Coral. Reef Society
  - (https://www.jstage.jst.go.jp/article/gal.axea /19/1/19\_19/\_pdf).(2020年7月25日参照).
- <sup>46</sup> Rogers, A.D. and Glanni, M. (2010) The Implementation of UNGA Resolutions

61/105 and 64/72 in the Management of Deep-Sea Fisheries on the High Seas (http://www.savethehighseas.org/wp-conten t/uploads/2010/06/61105-Implemention-final. report.part3\_.pdf), pp.60-61. (2020 年 7 月 26 日参昭)

- <sup>47</sup> *Ibid*, p.60.
- 48 North Pacific Fisheries Commission (2019) Conservation and Management Measure from Fisheries and Protection Bottom Vulnerable Marine Ecosystems in the Northwest Pacific Ocean. CMM 2019-05. https://www.npfc.int/system/files/2019-11/C MM%202019-05%20FOR%20BOTTOM%20 FISHERIES%20AND%20PROTECTION%2 0OF%20VULNERABLE%20MARINE%20E COSYSTEMS%20IN%20THE%20NORTH WESTERN%20PACIFIC%20OCEAN.pdf. (2021 年 2 月 12 日参照), North Pacific Fisheries Commission (NPFC, 2019b) Conservation and Management Measure from Bottom Fisheries and Protection of Vulnerable Marine Ecosystems in Northwest Pacific Ocean. CMM 2019-06. https://www.npfc.int/libraries/pdf.js/web/vie wer.html?file=https%3A%2F%2Fwww.npfc.i nt%2Fsystem%2Ffiles%2F2019-09%2FCM M%25202019-06%2520FOR%2520BOTTO M%2520FISHERIES%2520AND%2520PRO TECTION%2520OF%2520VMEs%2520for %2520NEPO.pdf. (2021年2月12日参照)
- 49 ただし、遭遇プロトコルについては、これが海底生態系破壊を増幅するものだとして批判もあり、底引き網禁止区域の拡大が急務であるとの指摘も報告されている。 Kenchington, E. et al (2019) Connectivity modelling of areas closed to protect vulnerable marine ecosystems in the northwest Atlantic. Deep-Sea Research Part I, 143, pp.85-103.
- 50 北西洋漁業機関 (NEAFC) では、指定した 14 の海区で底引き網を禁止している。 Kenchington, E. et al (2019) Connectivity modelling of areas closed to protect vulnerable marine ecosystems in the northwest Atlantic. Deep-Sea Research Part I, 143, pp.85-103.
- <sup>51</sup> United Nations (2019) Revised draft text of an

- agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction. A/CONF.232/2020/3, p.19-20. (2020 年 7 月 26 日参照).
- <sup>52</sup> *Ibid*, p.43..
- 53 United Nations (2019) Revised draft text of an agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction. A/CONF.232/2020/3, p.19-20. (2020 年 7 月 26 日参照),
- 54 United Nations (2010) UN GA Resolution A/RES/64/72. Sustainable fisheries, including through the 1995 Agreement for the Implementation of the Provision of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks, and related instruments. https://undocs.org/en/A/RES/64/72, para. 119 (a) (2020 年 7 月 23 日参照)
- Ardon, J.A., et al. (2014) A systemic approach towards the identification and protection of vulnerable marine ecosystems. Marine Policy, 49, pp.146-154.
- 56 尾上洋介ほか (2014) 生息場適正指標モデリングのためのステークホルダー向け視覚分析環境,可視化情報, Vol. 34, No.135.
- Anderson, O.F. et al, 2016 Field validation of habitat suitability models for vulnerable marine ecosystems in the South Pacific Ocean: Implications for the use of broad-scale models in fisheries management. Ocean & Coastal Management, 120, pp.110-126.
- Georgina, S. E. et al (2019) Ensemble habitat suitability modeling of vulnerable marine ecosystem indicator taxa to inform deep-sea fisheries management in the South Pacific. Fisheries Research 211, pp. 256-274.
- <sup>59</sup> Georgina, S. E. et al (2019) Ensemble habitat suitability modeling of vulnerable marine ecosystem indicator taxa to inform deep-sea fisheries management in the South Pacific. Fisheries Research 211, pp. 256-274.

- Food and Agriculture Organization of the United Nations (n.d.) Vulnerable Marine Ecosystems Database
  - (http://www.fao.org/in-action/vulnerable-m arine-ecosystems/vme-database/en/vme.html). SPRFMO Convention Area. (2020 年 7月 24 日参照)
- 61 South Pacific Regional Fisheries Management Organisation (2020) SC8-DW12 Process for reviewing VME encounters New Zealand. https://www.sprfmo.int/assets/2020-SC8/SC8-DW12-Process-for-reviewing-VME-encount ers.pdf. (2021年2月13日参照)
- 62 South Pacific Regional Fisheries Management Organisation (2020) SPRFMO SC 3rd Deepwater Workshop Report. https://www.sprfmo.int/assets/2020-SC8/Report/SPRFMO-SCW10-Report-Third-Deepwat er-Workshop.pdf. (2021年2月13日参照)
- 63 South Pacific Regional Fisheries Management Organisation (2020) CMM 03-2020 Conservation and Management Measures for the Management of Bottom Fishing in the SPRFMO Convention Areas. https://www.sprfmo.int/assets/Fisheries/Conservation-and-Management-Measures/2020-C MMs/CMM-03-2020-Bottom-Fishing-31Mar 20.pdf. (2021年2月13日参照)
- 64 North Pacific Fisheries Commission(2020).
  NPFC VME taxa identification guide.
  https://www.npfc.int/system/files/2020-09/N
  PFC%20VME%20taxa%20ID%20guide.pdf.
  (2021 年 2 月 10 日参照)
- 65 海洋生物多様性、ウミドリに関する国際的データベースとしては、海洋生物多様性情報システム (Ocean Biodiversity Information System, OBIS)、グローバル生物多様性情報ファカルティ (Global Biodiversity Information Faculty, GBIF)、ウミドリ追跡データベース (Seabird Tracking Database by Birdlife International) がある。Ardon, J.A., et al (2014) A systemic approach towards the identification and protection of vulnerable marine ecosystems. Marine Policy, 49, pp.146-154.
- 66 Glass, J.R. and Kruse, G.H. (2017) Spatiotemporal Variability of Benthic

- Communities on Weathervane Scallop Beds off Alaska. Marine and Coastal Fisheries, 9, pp. 521-534, Grady, J.M. et al (2019) Metabolic asymmetry and the global diversity of marine predators. Science, 363, Ardon, J.A., et al (2014) A systemic approach towards the identification and protection of vulnerable marine ecosystems. Marine Policy, 49, pp.146-154.
- 67 North Pacific Fisheries Commission (NPFC, 2020b) . NPFC-PICES Framework for Enhanced Scientific Collaboration in the North Pacific.
  - https://www.npfc.int/system/files/2019-08/N PFC%E2%80%93PICES%20Framework%20 for%20Enhanced%20Scientific%20Collabora tion.pdf. (2021年2月11日参照)
- FAO and NPFC, 2018 Report of the FAO/NPFC Workshop on Protection of Vulnerable Marine Ecosystems in the North Pacific Fisheries Commission Area: Applying global Experiences to Regional Assessments. http://www.fao.org/3/ca6389en/ca6389en.pdf. (2021 年 2 月 11 日参照)
- <sup>69</sup> Dellmuth, L.M., et al (2020) Empowering NGOs? Long-term effects of ecological and institutional change on regional fisheries management organizations. Global Environmental Change, 65.
- 70 Secretariat of the Convention on Biological Diversity (SCBD, 2020) Global Biodiversity Outlook 5. https://www.cbd.int/gbo5. (2021年2月13日参照), Protected Planet (n.d.) Discover the world's protected areas. https://www.protectedplanet.net/en. (2021年2月12日参照)
- 71 High Level Panel for a Sustainable Ocean Economy (HLP, 2020) Transformations for a Sustainable Ocean Economy. https://www.oceanpanel.org/ocean-action/file s/full-report-ocean-solutions-eng.pdf. (2021年2月13日参照)
- <sup>72</sup> Sumaila, U.R. et al (2015) Winners and losers in a world where the high seas is closed to fishing. Scientific Reports, 5.
- <sup>73</sup> Kroodsma, D.A. et al (2018) Tracking the global footprint of fisheries. Science 359, pp.904-908.

# Measures for conserving Vulnerable Marine Ecosystems by regional fishery management organizations and the challenges to the international standardization

#### Masanori KOBAYASHI\*

#### Abstract

It has become an important international policy goal to achieve sustainable fisheries by preventing overfishing and conserving marine ecosystems. Vulnerable marine ecosystems (VMEs) are considered priority areas for conservation measures and the criteria used to identify VMEs are incorporated in the draft text of the proposed international agreement for marine biodiversity in the areas beyond national jurisdiction (a new BBNJ agreement). However, there are variations between VME conservation measures and the responses by the Regional Fisheries Management Organizations. It is vital to standardize and scale up the VME conservation measures while taking into account regional characteristics.

Key words: vulnerable marine ecosystems, regional fishery management organizations, marine biodiversity, areas beyond national jurisdiction, a new BBNJ agreement

Senior Research Fellow, Policy Research Department, Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation 2020.11.30 submitted; 2021.1.31 accepted

### 船舶による油汚染事故の民事責任制度と費用分担 モーリシャスにおける WAKASHIO 事故を契機として

#### 藤井 麻衣\*・樋口 恵佳\*\*

本稿は、汚染者負担原則及び責任の衡平な配分を踏まえて、船舶の油濁事故で適用される民事責任制度、即ち「油汚染損害に関する民事責任条約(CLC)」等(オイルタンカー対象)と「燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(バンカー条約)」(オイルタンカー以外の船舶対象)の下の船主責任と責任制限制度について論じる。前者が三重の補償構造を備えるのに対して、後者は一層のみであること及びその成立背景等について検討した上で、後者についても今後、多重構造の補償制度構築の検討が進むことへの期待を述べる。

キーワード:船舶由来油汚染損害、民事責任、責任制限、汚染者負担、バンカー条約

#### 1. はじめに:問題の所在

2020年7月25日(現地時間)、パナマ船籍の貨物船 WAKASHIO がモーリシャス共和国沿岸において座礁し、船体損傷の結果、約1,000トンの燃料油が流出した。 WAKASHIO の船主は日本に所在する長鋪汽船株式会社(以下、「長鋪汽船」)の子会社である OKITO MARITIME CORP. であり、長鋪汽船が実質的な船主として「モーリシャス政府等2と連携し、事故対応を行った。

本件は、事故に関わった WAKASHIO の実質的な船主(以下、単に長鋪汽船を「実質船主」又は単に「船主」と表現する)が日本の海運会社である長鋪汽船であったこと、また用船契約を締結して運航していたのが

海運大手の株式会社商船三井であったこと等から、日本においても大きく報道された。

今回のような船舶事故に由来する油濁損害に関する法制度は、事故による損害を防止・軽減・規制するための条約制度(公法的規制)と、事故発生に伴う損害賠償・補償に関する条約制度(私法的規制)に大別される³。本稿で扱うのは後者である。損害賠償・補償に関して、船舶からの汚染は一般的に国家間請求の対象とされることはなく、関係する私人による民事賠償責任および補償の枠組みで処理されている⁴。モーリシャスの事故によって生じた損害の賠償責任は、後述するように、国際海事機関(IMO)の下で締結された民事責任条約上の取り決

投稿受付: 2020年11月30日 掲載決定: 2021年1月31日

<sup>\*</sup> 公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所·研究員

<sup>\*\*</sup>東北公益文科大学公益学部公益学科政策コース・講師

めにより、船舶所有者(モーリシャスの事 故の場合、登録船主たる長鋪汽船の子会社 および、長鋪汽船)が負う5。登録船主は、 条約上、保険加入を義務付けられており、 船主が加入している保険組合から賠償額が 支払われるような仕組みとなっている。た だ、損害額のすべてがカバーされるわけで はなく、条約上、支払われるべき上限額が 決められており、もしそれ以上の損害が生 じた場合、法的には船主や保険組合には支 払う義務はない。船主の責任制限と呼ばれ る、このような考え方は、中世から自国の 海運企業を保護育成するために各国が独自 に発展させてきた、海運業界における基本 的な考え方である6。その背景には、船主に 損害の全責任を負わせることは海運に係る 商業活動を過度に抑制することにつながる という政策的な考慮があるとされる?。

本稿では、まず、汚染者負担原則や衡平 な費用分担8の観点から、海運業界の責任制 限制度を検討し、責任制限制度の再考の可 能性を提示する(第1節)。そのうえで、海 洋油濁事故における汚染者負担を促進する 制度である「油汚染損害に関する民事責任 条約(CLC)」等(オイルタンカー対象)と 「燃料油による汚染損害についての民事責 任に関する国際条約(バンカー条約)9(オ イルタンカー以外の船舶(以下、便宜上「一 般船舶」と表現する)対象)の下で定められ ている船主責任と責任制限制度に着目し、 バンカー条約の起草過程における、責任制 限を含む、汚染者負担に係る議論を振り返 る(第2節)。そのうえで、あらためて、両 制度の補償構造における根本的な差異を示 し、その差異の源泉について検討する(第 3節)。本稿の最後に、汚染者負担原則およ び衡平な費用分担の観点からこの差異を解 消するために取り組むべき課題について指 摘したい(第4節)。

なお本稿では、「賠償」「補償」という用 語につき、以下のような立場をとる。通常、 国内法では、違法な損害に対する償いを「賠 償」、適法行為に基づく損害の補填を「補償」 と使い分けており、天災その他の事故によ って生じた損害等を償う場合にも「補償」 が用いられる10。本稿では、被害者が船舶 所有者(船主)に対して損害の責任を追及 する場合に「賠償」を使用し、他方で、タ ンカーに適用される国際油濁補償基金など、 船主の責任上限を被害額が上回った場合の 損害補填制度や、保険業者による賠償金の 負担を指す場合には「補償」という用語を 使用する。いずれの場面をも想定されうる 場合や、両者を含めた表現を行う場合には、 「賠償・補償」を併記することとする11。

#### 海洋油濁汚染損害に対する汚染者 負担原則の適用

## 2.1 海運業界における責任制限とそれに対する批判

前述のように、船主責任制限制度は海運 業界における基本的な考え方である。しか しながら、債権を強制的に制限する内容で あることから、これまで、批判も加えられ てきた12。星誠によると、1990年代におけ る船主責任制限制度の妥当性に関する論争 (Lord Mustill と David Steel の論争) で既 に、Lord Mustill より船主責任制度はもはや 時代遅れであると指摘されていた<sup>13</sup>。Lord Mustill や星によれば、事故発生時の関係者 の関係性を、次の 3 つ、(1) Closed (例: あらかじめリスクを承知して自主的に参加 する関係:船主と荷主)、2) Semi-Closed (例: Closed な関係に準じる関係:船主と 衝突相手船及びその貨物)、3) Open (例: あらかじめリスク負担が全く想定されてい ない関係:旅客機が墜落した際に陸上で巻 き添えになったアパートの所有者))に分類

し、1) や 2) では責任制限制度は互恵的であるが、3) の状況への責任制限は妥当性に欠くとしたのである。

この批判への回答は、海運業界の発展を 促進したいという国家の政策的考慮が、歴 史的に、船主の責任上限を許容してきたと いうものであった。これが、現在まで続く、 海運業界および海運国家の基本的な考え方 であろう。なお、日本国内では、条約に対 応する日本国内法である船主責任制限法14 に基づき、財産権を保障する憲法 29 条に船 主責任制限法の規定が違反するか否かが争 われた例がある15。最高裁判所は、(1) 危 険性の大きい営みである海運業の発展のた めに必要であり、(2) 国際性の強い海運の 世界で日本だけが責任制限制度を採用しな いことは困難であり、(3) 船舶の積量トン 数に応じて上限額が変わるあるいは船主に 過失・故意がある場合には債権は制限され ないなど合理的な制度であることを根拠に、 「船主責任制限制度は公共の福祉に適合す る定めとして是認することができ」、憲法 29 条に違反しないと判示した16。この判例 の根底にあるのも、上記の基本的な考え方 であると言えよう。

ただ、環境保全の意識の高まりとともに、 新たな主張も出てきている。これが、本節 で検討する「汚染者負担原則」を踏まえた 新たな考え方である。

#### 2.2 汚染者負担原則

汚染者負担原則(polluter pays principle)は、もともと海事法分野にはなかった概念だが、近年、海洋油濁の汚染損害の賠償・補償の文脈において、特に被害者側から、汚染者負担が主張されることがある。モーリシャスにおける WAKASHIO 事故では、環境 NGO・グリーンピースが、当事者である長鋪汽船と商船三井に送付した公開質問

状において、「汚染者負担原則の完全履行」 を論拠に、「日本船主責任相互保険組合や、 その他保険会社の保障(原文ママ)外の損 害に対しても」賠償を要求している<sup>17</sup>。

この主張の意味合いを論じる前提として、 まず、汚染者負担原則について概観したい。 汚染者負担原則とは、環境政策において「汚 染者が原則として汚染による費用を負担す る」というアプローチのことである。これ より詳細な、国際社会において合意された 定義づけは存在しない。経済協力開発機構 (以下、OECD) において発展し、「環境及 び発展に関するリオ・デ・ジャネイロ原則 (リオ原則)」(1992 年採択) の第 16 原則 において、はじめて国際的な政策文書に規 定された。その後国内環境政策だけではな く、国際環境諸条約においても取り入れら れた。例えば、油汚染事故対策協力条約 (OPRC 条約<sup>18</sup>) の前文、残留性有機汚染物 質に関するストックホルム条約(POPs 条約 19) の前文、海洋投棄規制条約 (ロンドン 条約)の1996年議定書(ロンドン条約1996 年議定書20) の第3条2項などは、汚染者 負担の原則(あるいは「取組方法」)が明記 されている。

留意しなければならないのが、汚染者負担原則の(1)射程、および(2)法的地位である。リオ第16原則では「国の機関は…汚染者が原則として汚染による費用を負担すべきであるというアプローチを考慮して、、環境費用の内部化と経済的手段の使用の促進に努めるべきである」と規定されている。もともと、同原則やOECDにおける汚染者負担原則は、事前防止における潜在的汚染者の費用負担に焦点を絞った概念であった。しかし、近年では、事後的環境条約において言及され、欧州連合(EU)のEU運営条約<sup>21</sup>やEU法(環境損害責任指令

<sup>22</sup>など)、および各国国内法において言及されている<sup>23</sup>。今や、汚染者負担原則は、国内法のみならず、国際法においても重要な考え方の一つである。ただし、この原則を慣習法や国際法の一般原則と考えることに学説はほぼ一様に否定的であり、法的拘束力のない「指針 (guiding principle)」であると理解されている<sup>24</sup>。

#### 2.3 海洋汚染と汚染者負担原則

汚染者負担原則を指針として重要視すべ きとする傾向は、海洋汚染に関する国際法 の分野においても例外ではない。ただ、本 稿の対象となるバンカー条約、CLC 等にお いて、明文上、汚染者負担 (polluter pays) の文言は存在しない。しかしながら、多く の国際環境法の論者は、海洋油濁の汚染損 害に係る民事責任条約に、汚染者負担の考 え方が (完全にではないものの) 含まれる と捉えている<sup>25</sup>。Patricia Birnie らによると、 民事責任条約は「(リオ第16原則に援用さ れた)汚染者負担原則の実施を促進」する 役割を果たす26。汚染者負担が適用されて いる民事責任条約には、原子力分野、廃棄 物分野、有害物質の海上輸送とともに、船 舶由来の海洋油濁が含まれる27。

汚染者負担原則の考え方が民事責任制度に既に適用されていると見るのは、それらの条約が高度に危険な活動の「(いわゆる)事業者」(船舶由来汚染の場合は船主)に責任を集中し、厳格責任28で汚染費用を負わせているからである。他方で「完全ではない」との理解は、責任上限があること、環境損害の定義が狭いことによって救済されない損害が生じうること等に基づく<sup>29</sup>。このように、国際環境法の論者からは、汚染者負担原則に基づき、海洋油濁を含む民事責任条約に対して問題意識が投げかけられてきた<sup>30</sup>。

#### 2.4 汚染者負担原則を踏まえたリスク配分

2.2 で示したような形での汚染者負担原則への依拠は、条約交渉における環境重視国や環境 NGO の主張としてもよくみられる。ただ、汚染者負担原則の「完遂」は、必ずしも同原則そのものに内在している義務や目指すべき到達先ではないことには、報意すべきである。汚染者負担原則は、、法的拘束力のある法原則ではなく、環境すべきアプローチであり、他のアプローチであり、他のアプローチをよいてきアプローチであり、他のアプローチを基準にある。厳格であるかせて用いられるものである。厳格でカの性質や経済的実現性によって、その運用には大きな柔軟性がある³¹。

そこで、汚染者負担に加えて重要になるのが、「衡平な費用分担」の考え方である<sup>32</sup>。 富岡仁は、船舶起因の油濁汚染損害に関して、「被害者の救済費用をどのような原則でどのように負担するか」について、(CLC等の)条約システムは「汚染者(原因者)負担と受益者負担の二つのアプローチ」を取っていると言及している<sup>33</sup>。

これは、例えば原子力事故の場合、厳格 に汚染者負担を適用することは経済的に実 現不可能であり、公共の福祉にならない。 重大事故が起これば甚大な被害が生じ、一 企業や保険では到底対応しきれないと思わ れるからである。犠牲者の救済には汚染者 負担以外のアプローチが必要である。そこ で「1960 年原子力分野における第三者責任 に関するパリ条約」と「1963年パリ条約を 補足するブラッセル条約」は、保険でカバ ーされないリスクについてはまず原子力施 設の所在国が補償の責任を負い、さらに一 定金額を超えた場合は補完的に締約国政府 による補償基金がカバーすることとされた 34。ここでは、被害者救済のため、汚染費用 をまずは汚染者に負わせ (汚染者負担)、さ

らにセーフティネットとして、政府(原子力政策の推進者という意味でLord Mustill や星の言うところの semi-closed な関係者、あるいは、原子力施設の恩恵を受けているという点で受益者)に二次的、三次的に責任を負わせている。これこそ、汚染者負担原則を踏まえた費用分担の例である。

ここで、2.1 で触れた 1990 年代英国にお ける船主責任制限制度の妥当性に関する論 争を踏まえた、星の指摘を想起したい。現 代では「バンカー油濁や船骸撤去が重要に なる中で、沿岸の自治体・住民といった Open な関係者の関与が飛躍的に大きくな っている」と指摘したうえで、責任制限制 度は「海事の観点からは依然大きなメリッ トのある制度」としつつも、歴史だけでは 船主責任制限制度を永久に正当化できる保 証はないとの問題意識を示し、海事関係者 は「社会の変化に応じたベストソリューシ ョンを追及していく必要がある」と指摘し ている35。この考え方は、衡平な費用分担 の考え方とも親和性が高い。汚染者負担は 時に「完遂」すべきものではなく、被害者 救済の観点から、費用分担の考え方とのバ ランスをとることが重要である。では、ど のようなバランスが「ベストソリューショ ン」たりうるのか。

# 3. オイルタンカーによる海洋油濁汚染 の国際民事責任制度における責任 制限と補償構造

船舶由来の海洋油濁事故については、発生船舶の種別(オイルタンカーかそれ以外か)によって適用される条約制度が区別される<sup>36</sup>。上記の問題認識を踏まえ、本節では、オイルタンカーによる油濁民事責任に責任制限制度および国際基金・追加基金が創設された経緯を振り返り、汚染者負担や

費用分担の観点から分析を試みる。

## 3.1 海洋油濁汚染の国際民事責任制度の 発展

1967年に英仏海峡で発生したトリー・キ ャニオン号による大量の原油流出事故37が、 1969年の CLC 策定の契機となったことは、 世界的によく知られている。当該事故は油 の大量輸送におけるリスクの大きさを国際 社会に認識させ、とりわけ、沿岸国(被害 国)であったイギリス政府を動かした38。 IMO の前身である「政府間海事協議機関 (IMCO)」は、イギリス政府の要請などを 受け、船舶による油濁損害の賠償・補償制 度についての議論を開始し、1969年「油に よる汚染損害についての民事責任条約」 (CLC) とそれを補完する 1971 年 「油によ る汚染損害の補償のための国際基金の設立 に関する国際条約」(国際基金条約、FC) を策定した39。

ただ、CLC を中心とする当該制度の対象 となる船舶は、オイルタンカーに限られる 40。これは、オイルタンカーの場合、ひと たび事故が起これば大量の油が海洋に流出 することから、特別な民事責任制度を設立 すべきであるとの各国の要請があったこと が背景にある。1969年 CLC と 1971年基金 条約 (FC) はその後、それを改正する 1976 年議定書、1984年議定書(未発効)、現行 の制度である 1992 年議定書がそれぞれ採 択された。(以下、改正された1992年の民 事責任条約を「1992CLC」とし、改正前・ 後の民事責任条約を含める文脈では単に 「CLC」と表記する。同様に、以下、改正 された 1992 年の基金条約を「1992FC」と し、両者を含める場合は単に FC とする)。

	表 1	・オイ	ルタンカー	-油濁損害の補償構造	Ļ
--	-----	-----	-------	------------	---

第 3 層	追加基金による補償(限度額:7億5,000万 SDR)
第 2 層	国際油濁補償基金による補償(限度額:2 億 300 万 SDR)
第1層	登録船主(汚染者)による賠償(限度額:8,977 万 SDR)

## 3.2 オイルタンカーによる油濁汚染のための 補償構造:CLCとFC

1969 年の CLC 成立以来、責任上限額の改定や条約自体の改正を重ね、オイルタンカーからの油濁汚染に対処するための国際的体制は、CLC 基金条約 (FC) およびその追加基金議定書、民間自主協定の3層構造<sup>41</sup>によって、被害者への補償を確保する制度へと発展した (表 1)。

オイルタンカー由来の油濁汚染に関する 賠償・補償の構造は、①船舶所有者へと責 任を集中させ、賠償責任の担保のために強 制保険を義務付ける一方で、②船主責任制 限制度により船舶の所有者に対する負担を 軽減させつつ、さらに③その他の利害関係 人(石油会社などの荷主)による被害者救 済を確保する形式をとっている。このうち、 ①と②の制度については民事責任条約 (CLC)とその改正のための議定書<sup>42</sup>に内 在するものであり、③は基金条約 (FC) お よびその追加基金議定書、さらに民間の自 主協定によって規定されている。

## (1) 民事責任条約(CLC) が定める船主による 賠償(第1層)

CLC は、賠償責任の主体を船舶所有者に集中させており、船舶所有者以外の関係者(例えば荷主、船舶運航者)の責任は想定されていない<sup>43</sup>。船主には、賠償を確保するため、船主には責任限度額までの保険等を維持する義務がある(強制保険<sup>44</sup>)。CLCは独自の(LLMCとは別の)船主責任制限制度を条約内部に定めており、船舶所有者の責任を一定限度額に制限している<sup>45</sup>。

1992CLC の採択の後にも、この限度額が約50%引き上げられるなど、IMO の法律委員会において、補償限度額をさらに増額する決議が採択されている<sup>46</sup>。

# (2)基金条約(FC)及び追加基金議定書が定める石油業界による補償(第2·3層)

そもそも、基金の設立が求められた背景には、厳格責任が課される船主に加えて、「石油の海上輸送という危険を作り出している石油業者にも損害の一部を負担させるべき」という考え方が CLC の審議中に示され、船主・被害者双方が当該提案に魅力を感じたことが一因とされる。結果として、CLC に関する会議の中で「油濁損害のための国際補償基金に関する決議」が採択され、国際補償基金の設立が要請された<sup>47</sup>。その結果、CLC・FCは、汚染事故損害費用を船主と石油輸入者で配分する仕組みを創設した<sup>48</sup>。

FC は CLC と一体のものとして理解され、CLC による賠償がなされてもなお、汚染損害を受けた被害者が十分な支払いを受けることができない場合に適用される<sup>49</sup>。基金への拠出は、石油の輸出業者、すなわち、前歴年度に締約国の領域内の港や受け入れ施設において、15 万トン以上の輸送油を受け入れた者が行う<sup>50</sup>。

ただし、FC による補償にも限度額が定められている $^{51}$ 。 1992FC は 1971FC よりも基金限度額が大きく、2000 年にはさらに補償限度額を約 50%増額する決議 $^{52}$ が採択されたことで上限額はさらに引き上げられ、現在の補償上限額は 2 億 300 万 SDR となっている。

なお、1999年12月12日にフランス沖合 で発生したエリカ号事件および 2002 年 11 月 13 日にスペイン沖合で発生したプレス テージ号事件の補償限度額は、この基金条 約の上限すら超過することが予想された53 ことから、EU 諸国の中では独自に追加基 金創設の動きが出た。IMO は EU 独自の地 域的対応がとられることで、国際的制度の 存続を脅かされることの危惧からこれに対 応し、「1992年の油による汚染損害の補償 のための国際基金の設立に関する国際条約 の 2003 年の追加議定書」(追加基金議定書) が採択された54。追加基金議定書は、補償 上限を CLC、FC による補償額と併せて 7 億 5,000 万 SDR に設定する<sup>55</sup>。追加基金の 拠出者も石油の輸出業者である。

# 3.3 オイルタンカーに関する油濁損害に対する三重の補償構造の成立根拠

なお、同条約の責任制限や強制保険につ

いては、被害者救済に十分な補償を与える には不満な金額である一方で、船主の側か ら見れば無過失責任の原則に基づき、1957 年条約の二倍にもなる損害賠償額の負担を 負うことになった。結局は、「保険市場の消 化能力を考慮しつつ、右金額を含む大コン プロマイズの結果 | 採択に至ったとされる56。 FC の成立に関しては、上 (3.2) で述べ た通り、「石油の海上輸送という危険を創出 している石油業者にも損害の一部を負担さ せよう」という考え方が一定の賛同を得た ことに起因する。IMCO では「すべての被 害者に対して (CLCが) 十分な保護を与え るものではない」という考え方の下で、① 厳格責任主義のもとで、被害者が十分に補 償されるべきこと、②船主の追加的財政負 担を取り除くべきことの2点を基本原則と して審議がなされるよう決議がなされた57。 その後の追加基金議定書については、上

(2) で述べた通り、エリカ号事件およびプレステージ号事件の補償限度額は、この基金条約の上限すら超過することが予想されたことから、この損害賠償について IMO が国際的制度の維持の観点から対応したことが契機となっている。

# 4. 一般船舶による油濁汚染に対する民 事責任制度における責任制限と補 償権告

#### 4.1 バンカー条約の成立

CLC・FC の成立後、一般船舶の燃料油に よる油濁事故件数の増加や船舶の大型化等 により、一般船舶に適用可能な民事責任制 度に対するニーズも次第に高まった。そこ で、CLC の成立から約30年後の2001年、 オイルタンカー以外の船舶を対象とした油 濁損害の民事責任条約である「燃料油によ る汚染損害についての民事責任に関する国 際条約(バンカー条約)」が成立した。バン カー条約は CLC を参考にして策定された 条約であり、両者は多くの類似点を持つ。 すなわち、共通の特徴として、①責任を負 う者は事故を起こした船舶の登録船主であ る。②登録船主は汚染損害に対して厳格責 任を負う。③登録船主は、当該責任を担保 するため保険をかけ、維持する義務がある (強制保険58)。さらに④登録船主の金銭補 償には(船のサイズに応じて)船主責任制 限制度が適用される。なお、⑤汚染損害の 定義は同一である。ただ、バンカー条約に は、独自の責任上限額の設定がないこと、 制度を補完する国際基金がないことなど、 両者には決定的な違いもある。以下、バン カー条約の起草過程において如何に議論さ れた結果そのような違いが生まれたのかを 分析する。

#### 4.2 バンカー条約起草過程における議論

前述の通り、バンカー条約は CLC を参考にして策定された。にも拘らず、国際基金の設立には至らず、独自の責任制限規定も設けられなかった。以下、バンカー条約草案が議題となった IMO 法律委員会59第74~81会期における議論などから、独自の責任制限や国際基金の不成立に係る背景を探る。また、それらの論点に関わるトピックとして、「誰が責任を負うべきか」と「責任の性質」、そして「救助業者免責」にも注目する60。

#### (1)責任制限及び基金

IMO 法律委員会での当初の議論では、多くの国が船舶所有者による基金の設立に乗り気であったという。しかしながら、藤島一郎によると、「海運業界がその負担増につながりかねないバンカー油濁補償のための独立した責任制限基金制度の新設に異を唱えた」ことなどが要因で、独自の制度は創設に至らなかった61。

結果として、バンカー条約には賠償・補 償額の上限(責任限度額)を定める規定も、 補償基金も存在しない。代わりに、第6条 において、船主の「国内制度および『1976 年海事債権責任制限条約 (LLMC1976)』等 の国際制度に基づき責任制限する権利しを 認めている。その結果、一般船舶による油 濁汚染は、LLMC1976 およびその改正条約 (1996 年海事債権責任制限条約) (LLMC1996) による船主責任制限制度の 適用を受ける。ただし、仮に締約国がどの LLMC にも加入していない場合は国内法が 適用されることとなり、その場合、責任制 限が無制限となることも理論上ありうる。 そのような懸念も踏まえ、バンカー条約採 択時の決議において、各国はLLMC1996へ の加入を勧奨されている62。基金の不存在 によって、基金(第2・3層)への拠出によって荷主(石油輸入業者)が補償を負担している CLC 等と異なり、荷主側への費用配分がされていないことになる。

#### (2)責任を負う者・責任の性質

そもそも「誰に責任を集中させるべきか」と「責任の性質(厳格責任か、過失責任か)」が、バンカー条約起草時の主要な論点の一つであった。この点、(責任を負う者たる)船舶所有者の定義<sup>63</sup>について、先例たるCLC 等と同様の定義とすべきか否かが議論され、結果として若干異なる定義が採用された。IMO 法律委員会の会議録を見ると、その過程において、汚染者負担原則と危険責任<sup>64</sup>に基づく議論がなされている。

井口俊明によれば、特に条約提案国であ るオーストラリア等の国は CLC 等と同様 に船舶所有者への責任集中を主張していた という65。会議録には、船舶所有者の定義 について、ある参加者により「『汚染者負担』 原則に注目し、責任者を単独の主体にのみ 集中させるのが望ましい」旨の主張がされ たとの記録が残っている66。ここでは、定 義だけではなく、責任の性質が合わせて論 点となっていた。すなわち、責任集中+厳 格責任を主張した国と、過失責任(過失の ある者が責任を負う従来の制度)を主張し た国があり、前者の根拠として汚染者負担 原則が援用されたということである。後者 の立場の国(日本含む。)は、船舶所有者に 責任集中+厳格責任の制度を取っている CLC 等(オイルタンカー)と一般船舶にお けるリスクの大きさの差異を重要視した。 すなわち、CLC 等の船主は「タンカーとい う特別な油濁リスクを伴う輸送手段を提供 する者」であり、厳格責任はこの場合に限 定して認められる特別の制度であると主張 して厳格責任に反対した67。これは、汚染

者負担原則と危険責任の考え方の対立のよ うにも捉えられうる。しかしながら、結果 的に、バンカー条約第1条において「船舶 所有者 (ship owner)」を「船舶の所有者 (登 録船主を含む。)、裸傭船者、管理人および 運航者をいう」と定義したことで68、船舶 所有者を登録船主と定義する CLC 等と異 なり、登録船主以外が責任を負う余地を残 す制度になった69。連帯責任を負う可能性 ももちろんある。ただ、登録船主には厳格 責任を課す一方、「傭船者、管理人または運 航者は、当該事故が自己の故意または損害 の発生のおそれがあることを認識しながら した無謀な行為によって生じた場合を除い て、責任を負わない」(3条4項)として過 失責任を採用した。また、登録船主のみが 強制保険の対象となった。

#### (3) 救助業者免責の導入要請

条約採択のわずか2カ月前、「バンカー条 約草案に関して」という要請文が、国際タ ンカー船主汚染防止連盟(ITOPF)や船主 責任相互保険組合(P&I Clubs, IG)等、9 つの救助業者や船主、保険団体の連名で提 出された。この要請文は、CLC や NHS 条 約で認められている「対応者免責」条項を バンカー条約にも挿入することを提案する 目的で提出されたものである70。対応者免 責とは、救助業者(座礁・衝突等した船舶 の海難救助を行う専門の業者)が「損害を もたらす意図をもって又は無謀にかつ汚染 損害の生ずるおそれのあることを認識して 行った行為による汚染損害が生じた」場合 以外は、救助業者へ賠償請求できないとい う制度である71。

本提案には各国から多くの反対があった <sup>72</sup>。主要な論拠の一つに「(バンカー条約に は)補償基金がないことから、何人も賠償 責任から免れさせるべきではない。それは、

『汚染者負担の原則』と矛盾する73」とい う主張がある。この背景にあるのは、補償 基金なしで救助業者(潜在的汚染者)の免 責を認めると、被害者の救済が完遂できな いという危惧である。すなわち、仮に救助 作業の失敗を直接の原因として油濁汚染が 拡大した場合、「故意または過失」要件があ ることによって、汚染者である救助業者に 被害者から求償することが妨げられうるか ら、救助業者にも一般的な注意義務は課さ れるべきという危機感である。最終的には、 条約本文には規定しないものの、IMO 決議 において「加盟国が国内法化する際に救助 業者免責の規定を加えることを検討するこ とを勧告し、対応者免責の導入の判断を 各国政府に委ねることで妥結した74。これ に対する業界団体等からの批判もあるが、 条約において対応者免責を定めなかったこ とは、補償基金がないなかでの衡平な費用 分担とそれによる被害者救済を志向した結 果であると評価できる。

#### (4)まとめ

バンカー条約の起草過程では、オイルタンカーと一般船舶の油搭載量の差などによるリスクの大きさの違いが注目された結果、CLCを土台としながらも、いくつかの点で異なる制度が成立した。主要な相違点として、独自の責任制限と補償基金の不存在や、船舶所有者の定義の差異が挙げられる。補償基金の不存在が、救助業者免責条項の不存在などにも影響したといえる。

起草過程における、ある代表による「この条約は汚染者負担の原則を内包しているから、船主たちが自分たちの間で契約によってこの点を調整できることを踏まえれば、どの汚染者が支払うのかという点は重要ではない」との発言<sup>75</sup>は、汚染者負担原則を踏まえた費用分担の考え方をよく表してい

る。登録船主への強制保険と厳格責任が規定されたという点で汚染者負担の考え方は 取り入れられたが、国際基金は創設されず、 直接の汚染者以外の受益者への費用分担は なされていない。

## 4.3 CLC 等の三重構造とバンカー条約の一 重構造―その違いの源泉

前節で示したように、オイルタンカーのための民事責任制度は三重の補償構造となっており、被害者救済がより手厚い。これに対して、CLC等を参考にして策定されたにもかかわらず、バンカー条約は一重構造にすぎない。この差異は受容されるべきであろうか。

バンカー条約の下でも、責任上限額の超 過例は少なくとも7件、発生している76。 そのうちの一つであるパシフィック・アド ベンチャラー号による事故(2009年3月11 日発生、香港籍ギア・バルク多目的船によ る豪州東部での油濁事故)は、LLMC1996 の責任上限額引き上げ(2012年4月改正) の契機となった<sup>77</sup>。約 270 トンの燃料油が 流出し、国立公園であるモアトン島等に被 害が出た78。賠償額は当時の責任限度額の2 倍以上と推定される。(当時の責任限度額は 約 1,890 万米ドルとされるため、推定額は 3,780 万米ドル(約40億円)以上というこ とになる。) しかしながら、バンカー条約の 下で、責任超過例を根拠に補償基金の設立 が議論されたことはまだなく、船舶所有者 等による賠償のみ(三重構造との比較から は、一重構造)である。

確かに、時には数万トンもの油が流出し、 甚大な被害を出すことのあるオイルタンカーと比べると、一般船舶の燃料油による油 濁事故の油流出量は少ない。ただ、バンカー条約の下の事故例でも、先述したように、 数百~数千トンの油の流出により、数十億

円規模の被害額が出ており、責任上限額を 超過する例もある。しかも、オイルタンカ ーとその他の一般船舶を比較すると、1990 年代、オイルタンカーに起因する油濁事故 よりも一般船舶に起因する事故の方が年間 件数において多くなるという傾向がみられ た<sup>79</sup>という報告もある。さらに、UNCTAD の報告書によれば、船舶に使用される燃料 油(多くが重油)は、貨物として輸送され るものよりも質が低い傾向にあるため、少 量の油濁であっても清掃コストが高くなる 傾向にある80とも言われる。 すなわち事故 の発生件数、及び清掃コストの観点から、 オイルタンカー以外の一般船舶に関する賠 償費用についても、被害額が大きくなる可 能性はある。それにも拘らず、船主責任の 上限を超えてしまった時点で被害者への救 済が止まってしまうのは、受益者への費用 分担がなされている CLC 等の構造と比べ て、被害者に対して不衡平ではないだろう か。モーリシャスにおける WAKASHIO の 油濁事故も、上限額を超過する可能性があ る81。損害額が上限額を超過してしまう場 合、被害者が救済されない状態になってし まう。これは、汚染者や受益者と比して、 全く落ち度もなく、海運から直接利益をあ げているわけでもない被害者にとって、非 常に酷である。

#### 5. おわりに

海運は人類とともに発展してきた。近年、経済のグローバル化や、輸送の効率化にともない、船舶は大型化している。大型化により、衝突・座礁のリスクが大きくなっていることに加え、積載燃料も増えており、事故が発生した場合に周囲に与える損害も大きくなってきている。これは、オイルタンカーに限らず、そのほかの船舶においてもいえることである。

タンカーの大型化に対しては、過去のい くつかの重大な油濁事故を経て、三層構造 の補償制度とともに、船舶のダブルハル(二 重構造) 化などの船体構造に対する規制を 課すことによって、事故防止や事故発生時 の補償に関する制度が手厚くなってきた。 これに対して、一般船舶に対する規制は遅 れている面がある。モーリシャスで事故を 起こした WAKASHIO は、総トン数 10 万ト ンを超える大型船 (ケープサイズの船82) であった。一般船舶による事故を防ぎ、事 故が起きた場合に被害者が泣き寝入りする ことを防ぐためには、一般船舶による油濁 事故についても、オイルタンカーのような 多重構造の補償制度の構築を検討しなけれ ばならない。

この根拠として、本稿が重要視するのが、 汚染者負担原則と衡平な費用分担の考え方 である。現在、条約に係る議論の場におい て、特に海事債権の責任制限を問い直す文 脈で、汚染者負担原則に言及される傾向が あるという。星によると、IMOでは、オー ストラリア等の「環境重視国」は汚染者負 担原則を根拠に責任制限制度の否定にかか っており、その他の国と意見が対立してい る83。これは、WAKASHIO 事故におけるグ リーンピースの公開質問状の要求とも重な る。これらの動向について、留意すべき点 は二つある。一つ目は、「汚染者負担原則」 はアプローチであり、その運用には柔軟性 が確保されるべきであって、その「完遂」 は汚染者負担原則の考え方自体に必ずしも 内在しない。むしろ、状況に応じて、汚染 者だけでなく semi-open な関係の受益者と の衡平な費用分担を考えるべきである。二 つ目は、被害者救済こそが重要であり、何 ら否のない被害者が損害を被ったまま補償 されないのは衡平を欠く。そしてそのよう な考え方が国際社会に浸透してきていると

いうことである。活動の「事業者」(海運の場合、船舶所有者/船主)や、その活動によって利益を受ける受益者(CLC等の場合は石油業界)こそが、損害費用を負担すべきという認識が広がりつつある。

これらの点からは、バンカー条約の一層 のみの賠償構造よりも、CLC等の三重の補 償構造の方が望ましいことは明らかである。 登録船主(=汚染者)に対して一義的に金 銭補償を課しながらも、二次的に石油業界 の資金で運営される国際基金、さらに三次 的にも同様に石油業界の資金で運営される 追加基金による3段階の賠償・補償制度と することで、受益者にも責任を配分し、被 害者救済を手厚く行う制度となっている。

一般船舶の油汚染の民事責任制度におい ても、責任制限額を超過する事例がある以 上、超過した場合の補償制度(基金の設立 など)を検討することは、被害者救済の観 点から必要である。そのような基金では、 バンカー条約上の「船舶所有者等」に該当 する企業や、活動の直接の受益者たる積荷 の輸入業者などから資金を集めることも考 えられうる。この点、パシフィック・アド ベンチャラー号の事故を経験した豪州では、 バンカー条約・LLMC の下の賠償(第1層) にくわえて、海運業界への課税によって第 2 層を準備すべきという意見も既に出され ているようである84。WAKASHIO 事故を契 機として、日本の国内外でより一層そのよ うな議論が進むことを期待したい。

長舗汽船は本件事故につき定期的に対応状況 を発信しており、2020年の8月18日(第6 報)より、WAKASHIOを「当社支配船」と表 現している。形式的に WAKASHIO は OKITO MARITIME CORP.から用船(チャーター)さ れているが、実質的には親会社である長鋪汽 船の支配下にある(仕組船と呼ばれる)。「2020 年8月18日当社支配船 WAKASHIO 座礁およ び油濁発生の件 第 6 報 」 at https://www.nagashiki-shipping.jp/2020/08/1 8/%e5%bd%93%e7%a4%be%e8%88%b9-%e 5%ba%a7%e7%a4%81%e5%8f%8a%e3%81 %b3%e6%b2%b9%e6%bf%81%e7%99%ba %e7%94%9f%e3%81%ae%e4%bb%b6-%e7 %ac%ac6%e5%a0%b1/

(2020年9月22日訪問);日本船主協会、海運用語集 用語解説「仕組船」 http://www.jsanet.or.jp/glossary/wording\_txt sa.html(最終確認日:2020年9月22日)。

- 実質的な事故対応には、モーリシャス当局、 日本(政府専門家チーム、長鋪汽船、商船三 井)、インド政府等が緊急援助として油防除 に関わっている。また長鋪汽船によれば、国 際タンカー船主汚染防止連盟(ITOPF)が汚 染と起こりうる影響について、船主および政 府に流出油の流れや潮汐パターンの監視な どについてアドバイスをしていたとされる。 笹川平和財団海洋政策研究所ウェブサイト、 水成剛「調査レポート モーリシャス沿岸で の海難:パナマ船籍貨物船 WAKASHIO の乗 揚海難・油流出の経過について」参照、at https://www.spf.org/opri/sp issue/mus-oilspill e vent.html (2020年9月22日訪問);長鋪汽船 株式会社ウェブサイト、「2020年8月10日当 社船 座礁及び油濁発生の件 第 2 報 Lat https://www.nagashiki-shipping.jp/2020/08/1 0/%e5%bd%93%e7%a4%be%e8%88%b9-%e 5%ba%a7%e7%a4%81%e5%8f%8a%e3%81 %b3%e6%b2%b9%e6%bf%81%e7%99%ba %e7%94%9f%e3%81%ae%e4%bb%b6-%e7 %ac%ac2%e5%a0%b1/(最終確認日:2020 年9月22日)。
- 3 富岡仁『船舶汚染規制の国際法』(信山社、 2018年) 207頁。
- 4 同上、207頁。
- <sup>5</sup> モーリシャスにおける WAHASHIO による油

- 濁事故に関する法的論点を包括的にまとめたものとして、藤井麻衣・樋口恵佳「モーリシャスにおける貨物船からの油流出事故の法的側面 船舶由来海洋汚染の防止と損害賠償・補償の観点から」『OPRI Perspectives』第 11 号(2020 年 9 月 15 日)、at https://www.spf.org/global-data/opri/perspectives/prsp\_2020\_011\_fujii-higuchi.pdf(最終確認日:2020年9月22日)。
- <sup>6</sup> 星誠「海事債権についての責任の制限に関する条約 1996 年議定書(LLMC96)責任限度額改正―その背景と船主責任制限制度の将来を考える―」『海事法研究会誌』11巻 No.225(2014年)20頁;小林寛『船舶油濁損害賠償・補償責任の構造―海洋汚染防止法との連関―』(成文堂、2017年)129頁。
- 7 同上(小林)、130 頁。
- 本稿では、費用分担(配分)という語を以って、ある活動(本件の場合、船舶による貨物の運搬)によって生じた汚染事故の損害費用を、複数の当事者(船舶所有者、用船者、被害者など)にどのように配分すべきかを論じる。Ring bom, H., "Ship-Source Marine Pollut" in André Nollkaemper and Ilias Plakokefalos (eds.), The Practice of Shared Responsibility in International Law, Cambridge University Press, 2016, pp.265-293.
- 9 International Convenetion on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001. 外務省による訳は「二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」。
- 10 法令用語研究会(編)『法律用語辞典(第2版)』(2000年) 1134 および 1292 頁。
- 11 富岡の用語法に従えば、タンカーに係る 国際的油濁損害については国際油濁補償 基金による損失補償の制度があるため。 制度全体を表現する際には「賠償・補償」 が併記される。他方で、一般船舶からの 燃料油由来の汚染損害にはタンカーのような補償基金が存在しないことから、制 度全体を表現する際には「賠償制度」と の表現が採用されている。本稿でも、特

段の理由がない限りはこの用語法に従う。 この用語法が読み取れる箇所として、富 岡『前掲書』(注3)28頁および114頁参照。

- 12 星「前揭論文」(注 6)26-27 頁。
- 13 Lord Mustill は、「船主責任の制限を正当 化してきた経済的事情は、この制度が創 設された当初のものとは全く異なる」と 主張する。Lord Mustill, "Ships are different — or are they ?" Lloyd's maritime and commercial law quarterly 1993, p. 499.
- 14 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)。
- 15 小林『前掲書』(注 6)132 頁。
- 16 最決昭和 55 年 11 月 5 日『民集』34 巻 6 号 765 頁。
- 17 GREENPEACE、2020 年 8 月 14 日付 at https://storage.googleapis.com/planet4-japan -stateless/2020/08/579939f7-mauritius-open-letter\_japanese\_final.pdf (2020 年 9 月 22 日訪問) 透明性の確保と説明責任を果たすため、事故調査費用の支払い先をモーリシャス政府ではなく「財政的・倫理的に優れた現地 NGO」にすべきとの要求も含まれる。
- 18 「1990 年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約 (OPRC 条約)」前文。「「汚染者負担」の原則が、国際環境法上の一般原則であることを考慮し」とある。
- 19 「2001 年の残留性有機汚染物質に関する ストックホルム条約 (POPs 条約)」前文。
- 20 「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書(ロンドン条約1996年議定書)」第3条2項。
- 21 EU 運営条約第 191 条 2 項。
- Directive (2004/35/EC) of 21 April 2004 on environmental liability with regard to the prevention and remedying of environmental damage, Preamble 2 &18, Article1.
- P. Schwartz, "Principle 16: Polluter Pays Principle", in Jorge E. Viñuales (ed.), The Rio Declaration on Environment and Development: A Commentary, Oxford University Press, 2015, 3.1.5.

- 4 P. Birnie, A. Boyle & C. Redgwell, *Internaitonal Law and the Environment 3<sup>rd</sup> ed.*, Oxford University Press, 2009, p.322-326; Peter Wetterstein, "Complete Freedom of the Seas or the Polluter Pays for Everything", *Environmental Liability*, vol.17 (3) 2009, p.87. ;松井芳郎『国際環境法の基本原則』(東信堂、2010 年)310-311 頁。
- Birnie et al., Ibid, pp.316-317; これに対して、海事法の専門家の論文で、汚染者負担原則を論じたものは殆どない。Wetterstein は、汚染者負担原則と海洋汚染関連の民事責任条約の諸課題を汚染者負担原則の観点から論じているが、「汚染者負担のアプローチ」がなぜそれらの民事責任条約に適用されるかは論じていない。Wetterstein ibid, p.86-88.
- <sup>26</sup> *Ibid.*, p.316.
- <sup>27</sup> Schwartz, *supra note* 23, 3.1.5.
- 28 厳格責任 (strict liability) とは、「行為者の 故意・過失の立証を要せず、発生した結果 について不法行為責任を負わせる」考え方 で、英米法に由来する用語である。無過失 責任とほぼ同義であるが、国際法上は厳格 責任と規定されていることが多い。山本草 二『国際法における危険責任主義』(東京 大学出版会、1982 年) 161-162 頁。
- Birnie et al., supra note 24, p.324.
- \*\*Total Control of the Control of
- 31 *Ibid*, pp.325-326.
- Birnie らは"extensive departure from polluter pays principle"と表現しているが、本文で示したように、筆者は、汚染者負担原則の持つ柔軟性に鑑み、「汚染者負担原則を踏ま

えた費用配分」であると考える。

- 33 富岡『前掲書』(注3) 224 頁。
- 34 道垣内正人「国境を越える環境損害に対する民事責任」西井正弘・臼杵知史編『テキスト国際環境法』(有信堂高文社、2011年)146-147頁。
- 35 星「前掲論文」(注 6) 26-27 頁。
- 36 モーリシャスにおける WAKASHIO による油濁汚染で適用されるのは、オイルタンカー以外の船舶から漏れた燃料油由来の損害に適用される「バンカー条約」である。藤井・樋口「前掲論文」(注5)参照。
- 37 1967 年 3 月、クウェートで約 11 万 9000 トンの原油を登載して出航し英国ウェールズに向かっていたリベリア船籍の大型オイルタンカーたるトリー・キャニオン号が英仏海峡の公海上で座礁し、同号から約8万トンの油流出した事故。英仏両国に甚大な被害をもたらした。英国は油流出が続く中、船内に残る油を燃焼するため、同号船主に通告の上、同号を爆撃し、その結果同号は沈没した。(同号船主や旗国リベリアからの抗議はなかった)鶴田順「海洋汚染」西井・鶴田編『環境法講義』(有信堂高文社、2020 年) 127 頁参照。
- 38 谷川久「国際油濁損害補償制度の二十年」 『成蹊法学』第28号(1988年)41-82頁。 同論文47頁では、事故対応についての国 内で批判を受けたイギリス政府が議会に 対して、事件の措置を討議するためIMCO の臨時理事会を招集することを提案した。 その後イギリスはIMCOの第3回臨時理 事会に対し「Torrey Canyon 号事件から得 られた教訓」と題された覚書を提出し、 これが討議の一つの基礎となったことが 紹介されている。
- <sup>39</sup> 富岡『前掲書』(注 3) 209-210 頁。
- 40 CLC条約1条1項は、対象とする船舶を 「ばら積みの油を貨物として輸送している船舶」と規定する。
- 41 オイルタンカーによる油濁損害の賠償・補償制度は、文中の通り「3 層構造」「3 段階の賠償・補償制度」などと表現されるが、その3 つの内容については論者に

- より相違がある。小林寛は、①船舶所有 者が CLC に基づいて責任限度額内で行う 賠償、②FC条約に基づき、国際油濁補償 基金によって行われる補償、③FC 条約の 2003 年議定書によって創設された追加基 金による補償の3つを「3段階の賠償・補 償制度」とする。他方で富岡仁は、「民事 責任条約、基金条約、追加基金議定書の 三つの条約」および「STOPIA および TOPIA の船主側の二つの民間自主協定」 を包括的にシステムと捉えつつ、「民事責 任条約、基金条約、そして民間自主協定 の三層の構造」と表現する。本稿は、民 間自主協定を含める富岡の立場に倣って いる。小林『前掲書』(注6)28頁;富岡 『前掲書』(注3)224、229頁。
- 42 1969 年 CLC 条約は改正により破棄され、 現在は改正議定書により 1992 年 CLC 条 約が現行の制度となっている。後述の 1971 年の基金条約 (FC) についても CLC の改正と合わせて改正議定書が採択され、 1992 年基金条約 (FC) が 1971 年条約を 破棄する形で発効している。
- <sup>43</sup> CLC 第 5 条-7 条。
- 44 1992CLC、第7条1項。
- 45 LLMC 側からもこの点は貫徹されており、 LLMC においては、CLC の対象となるタンカーからの貨物油による油濁は制限債権の対象から外されている。Cf.星誠「海事債権についての責任の制限に関する条約—1996 年議定書(LLMC96)責任限度額改正」『海事法研究会誌』(2014年) 11号(No.225)、25頁。
- <sup>46</sup> 富岡『前掲書』(注 3) 215-216 頁。
- 47 谷川久「海洋油濁損害補償基金条約の成立について」『旬刊商事法務研究』(1972年)583号、25頁。
- H. Ringbom, Ship-Source Marine Pollution, Nollkaemper & Plakokefalos (eds.), The Practice of Shared Responsibility in International Law, Cambridge University Press, 2017, p.285.
- 49 富岡『前掲書』(注 3) 217 頁。
- <sup>50</sup> 1992FC 第 10 条。

- 1971FC、1992FC ともに第4条に規定。
- LEG82/12 (6 November 2000), ANNEX3 (Resolution LEG.2(82) adopted on 18 October 2000).
- 小林によれば、スペインの刑事裁判所手 続きにおいて申し立てられた請求は2013 年 10 月の時点で 2531 件を数え、当該請 求の合計額は23億1700万ユーロとされ る。ユーロと SDR の比率が近いことから 考えれば、請求額は7億5000万 SDRを 大きく超過する。すなわち、追加補償基 金による補償制度をもってしても、被害 者保護を完全に行うことはできなかった という。小林『前掲書』(注6)78頁。
- 54 富岡『前掲書』(注3)220頁。
- 追加基金議定書第4条2項(a)。
- 56 谷川「前掲論文」(注38)51頁。
- 57 同上、56頁。
- 58 バンカー条約3条1項、7条。
- トリー・キャニオン号事故を契機として、 1967 年、IMO の補助機関として設立され た。IMO の全加盟国で構成され、IMO に おけるあらゆる法的問題を扱う権限を与え られている。これまで、民事責任に関する 諸条約や、海洋航行の安全に対する不法行 為防止条約 (SUA)、大陸棚プラットフォー ムの安全に対する不法行為防止条約(SUA プラットフォーム議定書) など、数多くの 条約を採択した。Cf. IMO ウェブサイト at https://www.imo.org/en/OurWork/Legal/Pag es/LegalCommittee.aspx (最終確認日: 2020年9月30日)。
- LEG/CONF.12/8(12 January 2001), p.3 (para 8). Available at "IMODOCS" https://docs.imo.org/Default.aspx (最終確認日:2020年9月30日).
- 藤島一郎「バンカー条約の発効に際して」 『海運』974号(2008年)、40頁。
- Adoption of the Final Act and Any Recommendations Instruments, and Resolutions Resulting from the Work of the Conference. Conference Resolutions. LEG/CONF.12/18,27 March 2001, Resolution on Limitation of Liability, para.1. Available at https://docs.imo.org/Category.aspx?cid=42&s

ession=12(最終確認日:2020年9月30日)

- 汚染者負担原則は「誰が汚染者か」を特 定するほどの具体性を有していない。た だ、民事責任に関する多くの国際条約や EU 法は「事業者 (operator)」に厳格責任 を負わせる制度となっており、「事業者」 は「有害な活動を実際に指揮(operate) 又は統制 (control) する者」と定義され ている。これに対し、海運では、「船舶所 有者 (ship owner) に責任を集中する。 船舶所有者が船の運航を指揮又は統制し ているケースも多いが、そうでない場合 もありうる。この点で、海運は他の民事 責任条約・法とは「誰が責任を負うべき か」の考え方が若干異なるといえる。
- 山本草二によれば、「今日の科学技術起因 の損害に対しては、その社会的な危険 (risk)に対する国際法上の「保証」として、 危険責任主義を導入し、科学技術の開発 と利用を許可し管轄する国に対して、直 接無過失責任を課すべきではないか」と いうことが、危険責任主義の国際法への 導入について「最も徹底した」主張とし て説明されている。山本『前掲書』(注28) 3 頁。
- 井口俊明「「2001年バンカー油による汚染 損害の賠償に関する条約」について」『海 事法研究会誌』No.176(2003年)4頁。
- LEG 79/11 (22 April 1999), paras 96-134.
- 67 井口「前掲論文」(注65)4頁。
- バンカー条約1条3項。
- CLC や HNS 条約では、「登録船主 (the person registered as the owner of the ship)」を 潜在的汚染者として責任集中している。他 方で、バンカー条約は定義上、船舶所有者 (船主)を「船舶の所有者(登録所有者を 含む。)、管理人及び運航者並びに裸傭船者」 (第1条3) としており、登録船主以外が 責任を負う余地を残す制度になっている。 これは、汚染者負担の考え方を妨げるもの ではなく、汚染者が複数であった場合の共 同責任を想定しているといえる。ただ、同 条約では、「傭船者、管理人または運航者 は、当該事故が自己の故意または損害の発

生のおそれがあることを認識しながらした無謀な行為によって生じた場合を除いて、責任を負わない」(3条4項)として 過失責任になっており、厳格責任を負うのは登録船主のみである。また、強制保険を 課されるのも登録船主のみとなっている。バンカー条約は被害者が保険者に直接請求できる制度であり、その場合、登録船主が加入している保険組合に対して請求することになる。

- Supra note 60 (LEG/CONF.12/8), para 3. 事故当事者に迅速な対応を奨励するため、CLC 第3条4項やHNS条約第7条5項には、"合理的な"対応措置を行った者が賠償請求から保護される規定がある。
- 71 井口「前掲論文」(注 65) 8 頁。
- 72 同上、8頁。
- 73 Supra note 60 (LEG/CONF.12/8), para 8.1.
- Supra note 62(LEG/CONF.12/18), Resolution on Protection for Persons Taking Measures to Prevent or Minimize the Effects of Oil Pollution, para.3
- <sup>75</sup> LEG 80/11, 25 October 1999, para 99.
  - IMO の法律委員会に提出された船主責任 相互保険組合 (P&I) の報告によれば、オ イルタンカー以外の船舶で報告された 2000年から2009年8月までの595件の船 舶事故のうち、責任限度額を超えたのは わずか7件(2012年までには3件増加し て 10 件) である。IMO 法律委員会の報告 書によれば、責任限度額を超えた7件の うち、2008年3月5日に兵庫県の明石海 峡沖において生じたベリーズ籍一般貨物 船ゴールドリーダー号事件では、日本に おいて40億円超の漁業被害が発生したと されるが、この事案では当時の責任限度 額である 1.7 億円に、漁業共済による 5 億円などの補償しか確保されなかった とされる。また、スペインのイビサ港で 沈没した船舶から 150 トンの燃料油が流 出したドン・ペドロ号事件では、鳥類保 護区であるセス・サリネス自然保護地区 を保護するために防護壁が張られた。防 護壁により当該保護地区に対して被害が 及ぶことはなかった が、本件の被害は推

- 定 1,650 万米ドル (約 17 億 6 千万円)、条 約による責任限度額は 690 万米ドル (約 7 億 3 千万円)と、推定被害額の半額以下に抑えられた。Cf. LEG 97/8/5 (2010 年 10 月 8 日): LEG 99/4/6 (2012 年 3 月 2 日).
- 77 小林『前掲書』(注 6) 136 頁。
- 78 中村秀之「バンカー油による汚染損害の 賠償について」『日本海事新聞 1305』(2013 年) 1-2 頁。
- 79 公益財団法人日本海事センター『船舶油 濁損害賠償保障関係法令・条約集』(成山 堂 2011 年) 346 頁。
- 80 Schwartz, supra note 22, p.33.
- 81 藤井・樋口「前掲論文」(注 5) 11 頁。
- 82 ケープサイズとは、様々な資源貨物を輸送するばら積み船の中でも最も大きな船型で鉄鉱石や石炭の輸送に用いられる(WAKASHIOも鉄鉱石船)。スエズ運河やパナマ運河を通航できず、喜望峰回りでインド洋/大西洋間を、ホーン岬回りで大西洋/大洋間を行き来することから名づけられた。商船三井「暮らしと産業をささえるいろいろな船」 at https://www.mol.co.jp/iroiro\_fune/pdf/iroiro 2018.pdf(最終確認日:2020年9月30日)
- 83 星「前掲論文」(注 6) 26-27 頁。
- Michael White, "Pacific Adventurer Oil Spill: Lessons Past and Future," *Australian Law Journal*, vol. 87 (5), 2013, pp.320-330.

# The Civil Liability Regime for Ship-source Oil Pollution and Sharing the Costs: In the wake of The WAKASHIO Accident in Mauritius Mai FUJII\* and Eka HIGUCHI\*\*

#### Abstract

Based on the polluter-pays principle and equitable sharing the costs, this article discusses shipowner liability and limitation of liability under the civil liability regimes applicable to ship-source oil pollution accidents, namely the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage (CLC) (for oil tankers) and the International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage (BUNKER) (for ships other than oil tankers). The former has a three-tier compensation structure, while the latter has only one tier. After examining the backgrounds to the formation of the structures, we express our hope that constructing a multiple-tier compensation scheme for the latter should be considered in the near future.

Key words: Ship-source oil pollution damage, civil liability, limitation of liability, polluter pays principle, BUNKER

2020.11.30 submitted; 2021.1.31 accepted

<sup>\*</sup> Research Fellow, Policy Research Department, Ocean Policy Research Institute, the Sasakawa Peace Foundation

<sup>\*\*</sup> Assistant Professor, Public Policy Program, Faculty of Humanities and Social Sciences, Tohoku University of Community Service and Science

# 海難審判制度の政治学的研究 我が国の行政機構における位置づけに注目して

# 松岡 信之\*・小森 雄太\*\*

本稿は行政機関としての海難審判制度、特にその歴史的側面や制度的側面に注目し、 行政府と司法府のインターフェイスと言い得るその特殊性を明らかにするとともに、我 が国の行政機構における位置づけを解明することを目的としている。

本稿での検討を通じて、海難審判制度が準司法手続を所掌事務とする行政機関であるのみならず、我が国の海洋政策の一端を担う行政機関として位置づけ得ることを明らかにした。また、海難審判制度が我が国の海洋基本計画の推進や持続可能な開発目標 16 の達成へ貢献する可能性にも言及した。

キーワード:海難審判所、海難審判庁、外局、特別の機関、海洋政策

#### 1. はじめに

我が国周辺海域における船舶事故隻数は1976年の3,504隻から減少の一途を辿っているが、依然として2019年現在でも2,053隻が事故の犠牲となっている¹。この内、海難審判法第2条で規定される「海難」、即ち「船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷」、「船舶の構造、設備又は船舶の協設の損傷」、「船舶の構造、設備又は運航の阻害」に該当する船舶事故が付される行政審判が、海難審判である。海難審判以外の行政審判は幾つか定められているものの²、特許審判と同じく、少なくとも第2次世界大戦前からその原型は存在していたという点で第2次世界大戦後にアメリ

カのいわゆる独立規制委員会の制度に倣って設置されたもの(公正取引委員会や労働委員会など)とは異なるものである<sup>3</sup>。

また、現在の国家公務員法においては、「適正な新陳代謝を図る<sup>4</sup>」ことを目的として、定年制が導入されているが、海難審判の実務を担う海難審判所の審判官および理事官は国家公務員法第81条の2第2項第3号において、「その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの」とされ、人事院規則で定めるもの」とされ、人事院規則11-8第4条において65歳が定年と規定されており、他の国家公務員とは異なる位

投稿受付: 2021年1月31日 掲載決定: 2021年2月28日

<sup>\*</sup> 明治大学政治経済学部·兼任講師

<sup>\*\*</sup>公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所·研究員

置づけがなされている。これらはほんの一例に過ぎないが、このような位置づけをなされた行政機関はあまりなく<sup>5</sup>、行政機関あるいは準司法機関<sup>6</sup>としての海難審判制度の特殊性を際立たせている。

このような特徴を有する海難審判制度に 関する先行研究としては、(1) 海難審判庁 などの関係する行政機関による公刊史料、 (2)海難審判制度の歴史や関連する組織を 対象とする調査研究、(3) 海洋政策や行政 法、国際法などの関連諸分野からの調査研 究が挙げられる。この内、(1) については 高等海難審判庁編 19647のほか、高等海難 審判庁監修 19978など、海難審判庁による 通史が主となる。また、(2) については伊 藤喜市 2013~20169や大須賀・安部 201710、 大須賀 202011、森島逸男 197912、森清 196813 などのように、海難審判制度や組織の歴史 的分析を行っており、研究者のほかにも海 難審判制度に関わっていた実務者による調 査研究も多くみられる。そして、(3) につ いては海難審判庁やその後身である海難審 判所による裁決の解説などをはじめとして 現在も活発に議論が行われている。

一方、政治学の視点から海難審判制度、特にその行政機関としての特徴に注目しどれての特徴に注いておいては管見の限りにおいて海難審判制度があれない。政治学において海難審判制度が高度に専門的な技術を響をはなり得ないのかにであることや、所の関心が相対のとは、政局に代表さらがもとは、政局に代表さんがものとは、政局に低いことなどが考えながら治性したが考えながらに低いことなどが考えながらいたとは、政局に代が考えながらに低いことなどが考えながら連邦がし、明治維新以降、形を変えながらは、日本政治によく行政機関である以上、政治学や行政機関である以上、政治学や行政機関である以上、政治学や行政機関である以上、政治学や行政機関である以上、日本政治がよりでは、日本政治があるによるのみならず、

今後の我が国における海洋政策の推進や持続可能な開発目標 (sutainable development goals: SDGs) の達成といった政策課題への貢献が期待できる。

以上の背景を踏まえ、本稿は前述の先行研究に加え、公文書をはじめとする公刊資料や行政機関に関する先行研究をもとに、政治学、特に政治過程論および政治史の観点から行政機関としての海難審判制度に注目し、行政府と司法府のインターフェイスと言い得る行政機関としての特殊性を明らかにするとともに、我が国の海洋政策における位置づけを明らかにする。

# 2. 我が国における「海難審判制度」の 変遷

#### 2.1 行政機関としての「海難審判制度」の形成

「はじめに」でも述べた通り、海難審判を 巡る先行研究には判決や制度を取り扱うも のが多く、行政機関としての海難審判制度に 注目したものはほとんど存在しない。そのた め、本章では海難審判を担当する機構の変遷 について、海難審判制度の通史である『海難 審判制度 100 年史』<sup>15</sup>、「近代日本における海 員審判の意義と限界」<sup>16</sup>に依って、各種の法 令等を確認する。本章の法令等は公的機関の データベースを中心に利用し、特に記さない 限り、旧字体を新字体に、漢数字を算用数字 にそれぞれ変更して引用する。

海難審判制度そのものは明治政府の成立後に整えられていった。しかし、海難事故の調査と裁決を行う組織は、1875(明治 8)年12月25日に起きた海軍省所属汽船である大阪丸と三菱所属の郵便汽船である名古屋丸の衝突事故(大阪丸乗船の24人が死亡)を発端としている。その頃の日本では未だ船舶の衝突事故を扱う制度が整備されておらず、内務省や海軍省が法制局に伺いを立て、1876(明治 9)年2月8日、「大阪名古

屋両号汽船衝突ニ付臨時裁判所ヲ設ク」ことを決し、この衝突事件のみを扱う臨時裁判所の開設を決定するに至った<sup>17</sup>。

海運に関する規則の整備が急速に進むなか、同年3月15日、大久保利通内務卿は三条実美太政大臣に対して海員の免状に関する何書を提出した。これを受けて同年6月6日、「西洋形商船船長運転手及機関手試験免状規則」が布告され、海員の資格に関する法規が整えられた。同規則第11条においては事故<sup>18</sup>のあるとき、「犯罪者ハ裁判所とおいては事故<sup>18</sup>のあるとき、「犯罪者ハ裁判所とされ、「其筋ノ官員」がその都度指定されることとなり、海難事故は非常設の機関において扱うと決められたのである。しかして、裁判所が行ってそれら「犯罪者」の裁断を行う審判機関にないた」とされる<sup>19</sup>。

1881 (明治 14) 年 6 月、農商務省はこれ までの仮免状を新制度下で乙免状として扱 うことなどを目的とする規則改正の伺書を 太政官に提出した。同年11月より元老院に おいて審議が重ねられた結果、12月28日 には「西洋形船船長運転手機関手免状規則 (太政官布告第75号20)」が公布された。 同規則では、審問を行う機関を農商務卿と 定めて裁判所で審断することなく行政処分 として取り扱うようにしたことが特徴であ る。なお、内閣制度が創設された1885(明 治 18) 年 12 月には逓信省が設置され、そ れまで農商務省が所掌していた駅逓事務や 管船事務は逓信省に移管された(太政官達 第70号)。それに伴い、審問についても逓 信大臣が行うこととされた。

海難報告を受けた農商務省(逓信省)管船局が審問の有無を判断し、審問の必要があると認めた事件について、農商務省管船局の海員審問主任が主催する委員会において審問を行うこととし、また逓信省移管後は管船局

長が事情を考慮のうえ担当する司検所(1891 年8月より船舶司検所に改称)を指定した。 1891年7月に公布された船舶司検所官制(明 治24年勅令第150号21)では、第2条におい て船舶司検所が東京、大阪、長崎、函館に置 かれることとされたが各船舶司検所の管轄 区域は定められておらず、管船局長が寄港地 や船籍港などの事情を勘案して指定を行っ ていた。なお、西洋形船長運転手機関手免状 規則第13条では「免状使用ノ停止或ハ禁止 ノ処分ニ服セサルモノハ其筋へ上訴スルコ トヲ得ヘシ」と規定されているが、「其筋」 は明確にされなかった。しかし 1883 (明治 16) 年に起きた事故を契機として、太政官に より控訴裁判所(のちの控訴院)に上訴する との指令を出した。

#### 2.2 海員審判所の成立

1876 年の西洋形商船船長運転手及機関 手試験免状規則と、同規則を改正した 1881 年の西洋形船舶船長運転手機関手免状規則 は、「明治政府が近代化を急ぐ中でとりあえ ず応急的に制度を整えるために制定した」 ことから、次第に実情との乖離が生じた<sup>22</sup>。 政府は 1896 (明治 29) 年、船舶職員懲戒法 案を帝国議会に提出した。以下は貴族院に おける白根寿一逓信大臣の提案理由である (読みやすさを考慮し、もとの議事録<sup>23</sup>を 現代語に直した)。

> この法案は前の船舶職員法に関連を 致しておりまして、職員法を右のよう に定めます以上は、船舶職員に対して の懲戒ということが必要を来しており ます。もっとも現行法におきましても、 これを懲戒することは載せてあります。 さりながらこの法は海難あるいは事故 のあった時分には、逓信大臣は司検官 吏に査定させまして、逓信大臣自ら承

認を与えて決行することになっており ます。諸君も御承知の通り、官報に時々 登録してある形式になっております。 しかしこの事柄を考えてみますと、甚 だ重い事柄であろうと考えます。何と なれば海難事故につきまして、その被 告一人のことに関係を止めません。そ の審判の致し方につきましては、ある いは運輸営業者の損失となり、あるい は保険業体の者に影響を及ぼし、なか んずく外国人に関係を致し外国船舶に 関係を致すと、こういうようにこの他 これを列挙しますればたくさんありま すが、ずいぶんその関係も大なるもの であります。ゆえに今日のような単純 な行政処分にこれを任せておきまして は、甚だ将来において差し支えを生ず ることは必然であります。故に裁判組 織法によりましてなるだけ行政の権力 をもって立ち入らぬように致しまして、 特殊の官庁においてこれを審判致させ るということに致すが最も性質上から 論じましても、今日の実際から論じま しても、当然であろうと考えます。且 つまた、ただ地方審判所のみをもって 終結と致しますると、あるいは被審人 その他の関係をして冤罪を抱かせると いうようなことがあろうと考えますか ら、高等審判所というものを設けまし て、二審の制を執ってその辺において 遺憾のないように期しております。ま ず大要このような精神をもって編成を 致しましたから、これまた諸君におき まして宜しく御協賛あるよう望みます。

長文を引用したのは、船舶職員懲戒法案 (後述の経緯を経て、最終的には海員懲戒 法として公布された)が海難審判制度の考 え方を大きく変えたからである。従来の規

則では、海難事故が発生した場合に逓信大 臣が各船舶司検所の吏員に対して審問を行 わせ、審問の結果により逓信大臣が自ら行 政処分を行うこととしていた。しかし、行 政権力がなるべく介入しないよう、「特殊ノ 官衙」つまり特別の官庁を設け、これに審 判させることが適当であると考えられたの である。また、処分に不服がある場合従来 は「其筋」に上訴することとされていたが、 同法案では地方審判所に加えて高等審判所 を設け二審制をとることによって「冤枉ヲ 懐カシムル」ことのないようにした。『海難 審判制度百年史』では、同法案が「いわゆ る海員懲戒主義に立つフランス流の海員審 判制度」、「審判所の組織についてはドイツ に、審判の対象についてはイギリスにそれ ぞれ範をとって立法した」との東京海事局 長であった梅村貞明の説を紹介している24。 同法案は同月 23 日に貴族院における第一 読会において船舶職員懲戒法案特別委員会 の設置が決まり、31日の第1回特別委員会 において審議が行われたのち、2月25日の 貴族院本会議で第一読会の続きが開かれた。 同会では箕作麟祥特別委員長の報告が行わ れ、恒常的な海難審判制度の必要性につい て以下のように述べられている(もとの議 事録25を現代語に直して引用する)。

> この案も委員会においては大体賛成 を表した次第であります。その訳は、 今日の現行法にも多少船舶職員の懲戒 法がないではありませんが、甚だその 不完全千万なものであります。追左を 運が発達致して参り、従って検をに職員 らびに職員法も制定されることを不会 ました上は、これまでのようなうま ました上は、これまでのようなう まますので、運送営業者の損失を防ぎ、 又は外国の船舶に対しまして本邦の海

運の栄誉を維持するためにはその船舶 の職員を懲戒しますにも相当な。それではなりません。それではなりません。それではなりません。それではなりまではなりまずるのの分のではありない。余上申したの筋」とがあるためによるないことがあれるようではなります。 運の栄養を維持するためにはないません。それはなりません。それででではあります。 をするというないことがあるにとれているないとなります。 ではないるにはないないにはないないにはないないにはないます。 をするというないことがある完全なことにないます。

また、「船舶職員懲戒法」の名称について は、船舶職員法案における「船舶職員」の 定義との兼ね合いを考慮して海員懲戒法に 修正することとして貴族院で可決された後、 衆議院で可決され、海員懲戒法(明治 29 年法律第69号26)として4月7日に公布さ れた。この海員懲戒法の制定とそれに伴う 海員審判所の設置により、従前の西洋形船 船長運転手機関手免状規則における海員懲 戒の制度は大きく変更され、単独の法律と して整備された。海員審判制度の点から特 徴を述べるとすれば、上訴の制度が整備さ れたことである。旧規則では「その筋」へ の上訴が認められていたものの、海員の懲 戒が広範な影響を及ぼすことから地方海員 審判所の上訴審として高等海員審判所を設 置し、二審制をとることとなった。同法で は海難事故が起きた際に審判所による裁決 ののちに懲戒<sup>27</sup>が加えられると規定される など、あくまでも「懲戒」が目的となって いた。同法第2章以下では審判所の組織が 定められ、地方審判所(各船舶司検所)と 高等審判所(逓信省)の二審制をとったこ とが特徴である。また、審判所の機構も定

められ、審判所長、審判官、理事官、書記をそれぞれ置くこととした(第9条)。なおこれら職員の任用は、海員審判所職員定員及任用令(明治30年勅令第78号<sup>28</sup>)をもって定められることになった。また、各地方海員審判所管轄区域(明治30年勅令第190号<sup>29</sup>)によって明確に定められた。このように日本国内(内地)における海難審判の制度と機構は整備されたが、戦前期には海外地域においても海事に関する法律が国内と同様に施行された。幾つかの地域を挙げてここで確認しておく。

まず、台湾では1903 (明治36)年に台湾 汽船職員懲戒規則30が施行されたが、1931 (昭和 6) 年に至り、海員懲戒法が同地域 にも施行されるにあたってこれが廃止され た。なお、台湾における海員の懲戒委員会 制度は、1931 (昭和 6) 年に海事諸法台湾 施行令(昭和6年勅令第273号31)により、 国内の海員懲戒法(以下、懲戒法)の施行 が定められた。国内との相違点は同勅令第 6 条により、海員審判所を台湾総督府海員 審判所、地方海員審判所を台湾総督府地方 海員審判所、高等海員審判所を台湾総督府 高等海員審判所に、それぞれ読み替え、国 内の懲戒法における逓信省を台湾総督府交 通局に読み替えたものであった。審判所の 機構を定めた第8条には、台湾総督府高等 海員審判所では所長1名、審判官5名、理 事官1名、書記1名とされ、同地方海員審 判所では、所長1名、審判官3名、理事官 1名、書記1名が置かれた。

台湾以外の外地での動きとして、朝鮮では、1914 (大正 3) 年にそれまでの海事法令を廃止して朝鮮海員懲戒令の制定とともに、朝鮮海員審判所官制(大正 3 年勅令第50号<sup>32</sup>)が制定され、同地における海難審判制度が整備されたのであった。同官制で

は第1条で「朝鮮総督府海員審判所ハ朝鮮総督ノ監督ニ属シ海員ノ審判ニ関スル事務ヲ掌ル」とされ、審判所には所長の他に審判官6人、理事官2人、書記3人が置かれたのである(第2条)。また、関東州においては1936(昭和11)年に関東州海員懲戒令(昭和11年勅令第312号³³)が施行され、関東海員審判所が置かれたが、高等海員審判所は置かれなかった。そして、外地である樺太には、1945(昭和20)年4月に至り、海事諸法樺太施行令(昭和20年勅令第204号³⁴)に基づき海員懲戒法が施行された。

その後、第2次世界大戦の勃発による総 力戦体制の構築に伴い、台湾総督府および 朝鮮総督府などの出先官庁の下に置かれて いた海難審判制度を除く海運行政の統制も 強化されるに至った。このことから海運に 関係する官庁が統合されることとなり、 1940 (昭和 15) 年、逓信省の外局として海 務院を設置(地方では海務局)し、船舶、 造船、船員など海事に関する事務を掌るこ ととした。その後、戦争の長期化に伴って さらに輸送力の強化図られ、海事だけでは なく陸の輸送も含めた中央組織として、 1943 (昭和 18) 年 10 月、逓信省と鉄道省 を廃止して運輸通信省を設置、さらに 1945 年5月には逓信部門が分離されて運輸省が 設置されたのである (海務院の所掌事務は 同省海運総局に移管された)。

# 2.3 海難審判庁の成立(戦後における形成 過程)

1945 (昭和 20) 年 8 月、日本の敗戦に伴い、それまでの戦時行政組織を平時のそれに改革し、かつ戦後処理体制を整備し、根本的には行政の民主化を目指す改革が行われた。このような行政改革と並行して、海員懲戒法についても「海員の懲戒をもってその目的を達したかの観35」がみられたこ

ともあり、同法改正の議論は戦前より行わ れていた。しかし、翌年11月の日本国憲法 公布に伴って憲法の主旨と齟齬が生じるこ ととなり、法改正は喫緊の課題となったの である。即ち、憲法33条における逮捕状に よる逮捕の原則、同35条における住居の不 可侵原則は、海員懲戒法の持つ強制権(第 22条) や同法7条における刑事訴訟法の準 用原則と矛盾を生じさせた。運輸省では海 員懲戒法改正要綱案において、諸法規の民 主化などを念頭におき、懲戒の目的を主と する現行法を海難審判法に改めることや、 海難審判所を地方・高等の二段階とするこ となどをまとめ、海員懲戒法改正委員会に おいて審議を行った。この際、要綱案とと もに資料「海事審判ノ特異性ニ就テ」を用 いているが、海難審判が通常の裁判から独 立して行われる必要性を述べたものである ため、機構に関わる部分を引用する(原文36 を現代語に訳した)。

- 1. 船舶、船員及港湾等海運行政と技術的密接な関連性を有すること
- 2. 現行海員懲戒法ではその取り扱う事件の 大部分は海技免状受有者のみに対しそ の所為がその海技免状に相当する技能 及注意を欠くところの有無を判定し、そ の行使に制限を加え、または譴責する等 の処分をなすものにして、純然たる技術 的審理を必要とし一般行政裁判所の取 り扱う事柄と格段の特異性を有す。

#### (著者略)

6. 事件の調査を一般裁判所に移管した場合、 検事および司法警察官によらなければな らず、何ら専門的知識・経験のないこれ らの者に拠った場合、真相の把握は不可 能である。現行海事審判においては、専 門的学術経験の豊富な各地方海運局技官 および地方海員審判所理事官がこれに当 たることから最も合理的であり遺漏のない事件の探究を行うことができる。

海難審判は船舶や船員や港湾などに関係する海運行政と純粋な技術的問題とが密接に関係しているため、これを一般の裁判所では取り扱うことが困難であり、専門の機関を設けることが必要であるというのである。運輸省はこうした特異性から海難審判制度を存続させることとして成案をまとめ、各機関との調整を経て、海難審判法案を昭和22(1947)年8月の第1回国会に提出した。衆議院の運輸及び交通委員会では、苫米地義三運輸大臣より主旨説明が行われた37。

(著者略) 同案の骨子といたしますと ころは、審判は、現行海員懲戒法のご とく、海員の懲戒を目的として海技免 状受有者をのみ対象とすることをや めまして、むしろ直接に海難の事実そ のものを対象として、その原因を探求 し、審理の結果、海技免状受有者に故 意または過失がありました場合には、 必要に応じ、これを懲戒し、また海難 が海技免状受有者以外のもの、すなわ ち船主、造船所その他のものの所為に 基づくことの明らかな場合には、これ らのものに対してしかるべき勧告を なし得ることとし、もって海難の防止 に寄与せんとするものであります。ま たその審判手続につきましては、新た に三審の制度を採用いたしましたほ か、日本国憲法に規定せられておりま す国民の自由権の保障との関係を勘 案いたしまして、必要なる修正を加え ると同時に、憲法の要請にこたえまし て、高等海難審判所の裁決に対しては、 司法裁判所に不服の訴えを提起する 途を開いたこと等を、主要な内容とす

るものであります。

以上申し上げましたように、本法案は努めて民主的に各方面の意見をも参酌したものでありまして、現下わが国の実情に即し、まことに時宜を得たものと考えるのでありまするが、何とぞ十分に御審議をくださいまして、御可決あらんことをお願いする次第であります。

法案は衆参両院で可決し、海難審判法(昭和22年法律第135号38)が成立した。旧法において高等海員審判所が終審としていたのに対し、憲法上行政機関が終審として裁決できないことを念頭に、高等海難審判所の裁決に不服がある場合に東京高等裁判所に訴えを提起することを可能にして実質的な三審制を採用した。また、海難審判所の名称や各地方海難審判所の管轄、審判官などの定員などについては、海難審判法施行令(昭和23年政令第54号39)において規定されたが、地方海難審判所は横浜、大阪、門司、小樽の各都市に置かれた40。

海難審判所は運輸省に所属する機関とな ったが、同省では各種の機構改革を行うな かで海上保安庁が設立(1948年5月)され、 運輸省設置法の制定に向けて内部部局の機 構にも検討が行われることになった。翌 1949年2月、各省庁の部局数と定員の3割 削減を柱とする各省庁中央機構改革要綱 (昭和24年4月5日閣議決定41)により、 各省庁における行政機構の改革、人員整理 を行うこととなった。運輸省の部局につい ても例外なく、本省所管であった海難審判 所を海上保安庁に移管して同庁の付属機関 とすることにしたのである。海難審判所と 海上保安庁は、海上交通の安全確保という 点において関連があり、また行政整理の観 点からも整理統合が適当であると考えられ たのである。第5回国会に提出された運輸 省設置法案は、法案審議の過程において特 に米窪満亮議員から批判の対象となった (現代仮名遣いに直して引用する<sup>42</sup>)。

> 海難審判所の所管の問題について 御説明があったのでありますが、現在 は、これは大臣の指揮、命令、監督と いうことの範囲できめておられる。と ころがこの改正原案によりますと、こ れを海上保安庁の所管に移すという ことになって、格下げの形である。(著 者略) たとえば海上における船舶の衝 突であるとか、あるいはその他の海難 事故については、当然海上における運 航その他の専門知識を持っておる海 難審判所が、まずその調査に当たるべ きである。すなわち海難審判所に属し ておる理事官が事件の起こった現場 に行って、何ゆえ衝突が起こったか、 あるいは何ゆえ事故が起こったかと いうことを調べる。そういう専門的見 地から調べなければ、正統なる審判が 行われない。(著者略) そこでわれわ れは、この二重刑罰を避けるために、 地方の海難審判所が手をつけて、そし て審判を下すまでは、陸上の一般の地 方裁判所あるいは地方検察庁は手控 えてもらうということを政府要路者 にお願いして、大体において了解を得 て、そうしてわれわれの趣旨が行われ て、それに不服なものは高等海難審判 所へこれを上告する、あるいはさらに 陸上の高等裁判所でこれを取り扱う という具合に、順序を正して来ておる。 しかもその当時は高等海難審判所は 運輸大臣の直轄下にあった。(著者略) ところが、この運輸省設置法案による と、一段下げて、これが海上保安庁長

官の監督ということになりますと、こ れはただいま申し上げた海上事項が あとまわしになり、蔑視されるという 傾向にますます拍車をかけることに なる。運輸大臣の指揮監督のもとにあ ってさえ、そういう偏頗な一方的な悪 い結果を見ておったのに、これがその 下の運輸省の外郭官庁である海上保 安庁長官の指揮命令を受けることに なれば、これは海難審判所の権威が落 ちて、一般の陸上の裁判所あるいは検 察庁が先鞭をつけて、問題を処理する という弊風をますます助長すること になると私は思う。(著者略)この点 については、私はこれは現状通りがい いと思います。

また、同法案では、海難審判の手続きが 刑事訴訟に準じた手続きに行われることと されていたため、海難審判所を海上保安庁 に置くことなく独立させ、運輸省本省の外 局である海難審判庁とする修正が行われ、 運輸省設置法(昭和24年法律第157号)と して同年 6 月から施行されたのである。同 法では運輸省の任務について、海難の審判 などを含む事項に関する国の行政事務を一 体的に遂行する責務を負う機関とする(第3 条)として、海難審判庁を同省の外局に置 き (第56条)、また同庁の組織や所掌事務、 権限は海難審判法の通りとした(第59条)。 これによって、海難審判の機構は従来の運 輸省本省の所管から、外局に置かれたので ある。実際の組織は海難審判所の組織をそ のまま引き継ぐ形となり、高等海難審判庁 を東京に、地方海難審判庁を小樽、横浜、 神戸、門司に、それぞれ置くこととなった。 なお、小樽に置かれていた地方海難審判庁 は 1951 年に函館市に移転され (昭和 26 年 政令第28号)、函館地方審判庁に改称した。

通常の裁判でいうところの「検察官」に相当するのが、理事官である。海難審判法において理事官は、各海難審判所に置かれ、審判の請求や裁決の執行に関することを掌る(法第17条)とされた。その後理事官が行う事務を統括する機関として海難審判理事所が海上保安庁に置かれた<sup>43</sup>が、1952年に海難審判庁の付属機関として設置されるに至った。海難審判理事所は東京に、地方海難審判理事所は各地方海難審判庁に対応する地に置かれることとなった。

海難審判庁の機構は、戦後復興に比例する 海難事故の増加に伴って、組織を拡充させる こととなった。予算や人員の問題のために新 たな地方海難審判庁の設置は適わなかった が、「地方海難審判庁の支部」、「地方海難理 事所の支所 | を増設することでこの問題に対 処することとした。即ち、1954年11月横浜 地方海難審判庁に仙台支部を、神戸地方海難 審判庁に広島支部を、それぞれ設置し、横浜 と神戸の地方海難審判理事所にそれぞれ仙 台支所、広島支所を、それぞれ置いたのであ る。さらに1951年7月には門司地方海難審 判庁に長崎支部を、門司地方海難審判理事所 に長崎支所を、それぞれ設置した。これら支 部と支所は、1960年4月、それぞれ地方海難 審判庁と地方海難審判理事所に昇格したこ とで、当時の日本における海難審判機構の完 成形をみることとなった。

沖縄ではアメリカ軍統治のもとで 1952 (昭和7) 年4月に琉球船舶規則 (1952 年布令第65 号44) が施行された。同規則第6章25 項では「政府に対し、公海及び琉球列島の領海に於ける航海基準及び海上安全基準を実施するために、審判委員会を設置する権限を与える」として、海難審判制度を規定した。同規定に基づいて、同年11月、海難審判規則(規則第37号45)が施行され、第2条において各委員会の管轄区域が定め

られた。即ち、沖縄海難審判委員会(那覇 市)、奄美海難審判委員会(名瀬市·当時)、 宮古海難審判委員会(平良市・当時)、八重 山海難審判委員会(石垣市)の4委員会体 制をとった。各委員会には、行政主席が任 命する委員長と4名を下らない数の委員、 若干名の理事官などの職員を置くこととし た(第4条)。なお、各委員会は統廃合が行 われ、1953年12月に奄美海難審判委員会 が廃止され、さらに1961年8月には、3つ の委員会(沖縄、宮古、八重山)を統合し て那覇市に海難審判が設置されるに至った のである。1962 (昭和37) 年7月に沖縄で も海難審判法が制定されると、海難審判委 員会は海難審判庁に改組され、建設運輸局 (1965年年より通商産業局)の外局となっ た。なお、沖縄の海難審判庁は一審制をと り、裁決に対する訴えは、中央巡回裁判所 の管轄に属することとした。

1972 (昭和 47) 年 5 月、沖縄は日本に復帰した。それに伴って海難審判法は一部改正され、「沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁には、その事務の一部を取扱わせるため、当面の間、沖縄県の区域内に支部を設けることができる」こととし<sup>46</sup>、那覇市に門司地方海難審判庁那覇支部と門司地方海難審判理事所那覇支所を設置することとした。

## 2.4 行政機関としての「海難審判制度」の位 置付け

本章では、近現代の日本における海難審判の機構の変遷を見てきた。なぜ海難審判の機構が通常の司法システムからある種「独立」し、準司法的な性格を有しているのかについては、戦後改革において海員審判所から海難審判所への移行が行われた際に確認した「海事審判ノ特異性ニ就テ」が端的に指摘している。即ち、海難には船舶や船員にとどまらず港湾などの海運行政、そして技術的な部分が

密接に関係していること、そして海員審判が 技能的な審理を必要としていることである。 関係する技術や部署が多岐にわたり、かつ高 度な技術的視点が必要とされることから、海 難を審判するにあたっては通常の検察・裁判 所による裁判とは異なる制度が必要とされ た<sup>47</sup>。そのため、海難審判を専門的に所掌す る準司法機関とも言うべき行政機関がつく られたのである。

#### 3. 現行法令上の「海難審判制度」

#### 3.1 「海難審判所」設置の経緯

海難審判制度が我が国における海難審判に関する制度であることは論を俟たないが、海難の当事者となるのは我が国の船舶や国民のみではない。また、船舶が国際的に活動することから、海事分野の取り組みが必然的に国際的なものとなるため、海事分野のルールを各国が連携・協力して全世界的なものとして定められている。既に19世紀後半には主要な海運国を中心に各種の技術的事項や灯台業務、海難防止・海難救助等の海上安全の確保を目的とする国際条約等が取りまとめられている。そのため、海難審判を含む海難調査も国際海事機関

(International Maritime Organization: IMO) を中心とした国際的な枠組みの下で行われるようになっており、世界の主要な海運国・造船国である我が国も国際機関の場で積極的に活動を行い、世界の海事分野のルール作りに積極的に貢献している<sup>48</sup>。

IMO が主導する条約の中でも、海難審判 に係る主な条約としては海上人命安全条約 (International Convention for the Safety of Life at Sea: SOLAS) 49や海洋汚染防止条約 (MARPOL)、満載喫水線条約(LL)など がある50。本稿で注目している海難審判所 の設置に大きな影響を与えたのは、1997年 11 月に IMO 総会で採択された海難及び海 上インシデントの調査のためのコード (Code for the Investigation of Marine Casualties and Incidents) (事故調査コード) および 1999 年 11 月に IMO 総会で採択され た海難及び海上インシデントにおけるヒュ ーマンファクターの調査のための指針 (Guidelines for the Investigation of Human Factors in Marine Casualties and Incidents), そしてこれらの一部を取り込み、その義務 化を定めた改正 SOLAS が 2008 年 5 月に IMO総会で採択されたことである51。

この結果、1948年の海難審判法施行以来、海難に関する原因究明と懲戒を行ってきた海難審判庁は2008年10月に海難審判による船員に対する責任追及を行う「海難審判所」と航空、鉄道、船舶の事故等の原因究明調査を行うため、航空・鉄道事故調査委員会と合併した「運輸安全委員会」に組織改編された【図1】。また、この組織改編により、海難審判制度は二審制から一審制に改められ、東京の「海難審判所」は「重大な海難」を、「地方海難審判所」はそれ以外の海難を取り扱うこととなり、「海難審判所」では3人の審判

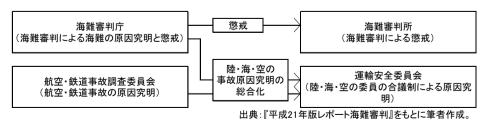


図 1:海難審判制度の変更概要

官、「地方海難審判所」では通常 1 人の審判 官で海難審判を行うこととなった<sup>52</sup>。

この組織改編により、海難審判所と運輸安 全委員会は国土交通省の特別の機関と外局 にそれぞれ位置付けられた。この組織改編の 法的根拠である国土交通省設置法の改正案 は第 169 回国会(2008年1月18日~6月21 日) で審議され、民主党の川内博史衆議院議 員が「私は、処分と原因の究明を分けたとい うのは非常に意義深いことであろうという ふうに思っております。やはり、人間は、自 分は処分されるかもしれないとか、何か罰を 受けるかもしれないと思うと、どうしても本 当のことを言うのをためらったりしがちで すけれども、懲戒処分などとは分けて、事件、 事故のバックグラウンドを、真の意味で原因 を究明していくために、運輸安全委員会とい うものが今回新たに発足をするというふう にとらえております。」と衆議院国土交通委 員会で発言するなど歓迎する意見が表明さ れた53。しかし、同じ委員会の質疑で日本共 産党の穀田恵二衆議院議員から「運輸安全委 員会については、国交省の外局に格上げし権 限強化するなど、十分ではありませんが、運 輸事故原因の科学的究明と再発防止へ一歩 前進となる内容も含まれています。しかし、 事故原因究明機能の強化を図るといいなが ら、海難審判所と合わせた新しい組織の定員 は、再編前より減らされています。運輸行政 から完全に独立し、予算や人員をさらにふや すべきです。海難審判庁の改組についても、 事故原因の科学的究明と再発防止の仕組み や、新たな海難審判のあり方について、関係 者を含めた十分な検討が必要です。観光庁の 新設とセットで拙速に決めるのは問題で す。」、社会民主党の渕上貞雄参議院議員から 「海難審判庁が海難審判所に格下げされる。 所属する調査官が削減されれば、運輸安全委 員会の事故調査報告書を海難審判の証拠と

して使わざるを得ないということになることが懸念される」や「準司法機関として地裁相当の機関にふさわしい位置付けを確保すべき」といった意見がそれぞれ寄せられるなど<sup>54</sup>、組織の構成に関する指摘が寄せられている<sup>55</sup>。

#### 3.2「外局」と「特別の機関」の違い

外局とは「内部部局(内局)に対する概念であり、内閣府の長としての内閣総理大臣または各省大臣の統括の下に置かれながら、内部部局とは異なる一定の独立性を有する組織<sup>56</sup>」であり、内閣府の外局については内閣府設置法第3条、各省の外局については国家行政組織法第49条が設置根拠となっている<sup>57</sup>。いずれの法律においても、委員会および庁が外局とされ、現在は【表1】の通りとなっている。海難審判所の前身である海難審判庁も中央省庁等改革基本法第16条において、国土交通省の主として実施に関する機能を担う庁(以下「実施庁」とする)とされていた。

この内、委員会については、第2次世界 大戦以前には例外的な存在であった合議制 機関を連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ) /SCAP)がアメリカの独立規制委員会 (independent regulatory commission) を範と する行政委員会制度の導入を積極的に進め たことが背景として挙げられる。そのため、 国家行政組織法において行政機関の1類型 とされたものの、1951年のサンフランシス コ条約締結に先立って提出された「行政制 度の改革による答申」において、「行政委員 会制度は、アメリカと異なり、日本社会の 実際に合致したものとは必ずしもいえない とし、組織が肥大化し、能動的に行政目的 を追求する事務については責任の明確性を 欠き、能率的な事務処理の目的を達し難い から、原則として廃止し、公正中立的な立

表 1:我か国における行政機関の外局(2020 年 12 月現在)						
府省	外見					
/13 🛱	委員会	庁	改造银规			
内閣府	公正取引委員会 国家公安委員会 個人情報保護委員会 カジノ管理委員会	金融庁 消費者庁	内閣府設置法第64条			
総務省	公害等調整委員会	消防庁				
法務省	公安審査委員会	出入国在留管理庁 ※公安調査庁				
外務省						
財務省		※国税庁				
文部科学省		スポーツ庁 文化庁				
厚生労働省	中央労働委員会	X16/1				
農林水産省		林野庁 水産庁	国家行政組織法第3条			
経済産業省		資源エネルギー庁 ※特許庁 中小企業庁				
国土交通省	運輸安全委員会	観光庁 ※気象庁 ※海上保安庁				
環境省	原子力規制委員会					
防衛省		防衛装備庁				
义 国宝石功	組織注第7条にむいて 2	ないのこの主ながったい。	てひなの中状になりもの			

表 1: 我が国における行政機関の外局(2020年 12 月現在)

※: 国家行政組織法第7条において、その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの(実施庁)とされた庁

筆者作成。

場において慎重な判断を要する受動的な事務を主とするものについては、整理簡素化して存置する」という方針が示された<sup>58</sup>。その後、再編統廃合が進められ、現在は【表1】にある委員会が設置されている。また、国家公安委員会は 2020 年 12 月現在、委員長に国務大臣が充てられる唯一の委員会である。

これに対して、庁を設置する理由は主に 事務量が膨大であり、しかも、全体として ある程度独立性を認めるべきものであって、 内部部局で処理させると他の部局との均衡 を失する等の困難があることである<sup>59</sup>。ま た、庁は中央省庁等改革基本法第 16 条にお いて、「法律で、国務大臣をもってその長に 充てることとされるもの」および「特段の 必要があり、主として政策の企画立案に関 する機能を担うため、内閣府又は新たな省 の外局として置かれる」ものを例外として、 主として政策の実施に関する機能を担うものとされている<sup>60</sup>。

このように一定の独立性を有する委員会 や庁、あるいはその上位に位置する府や省 には、内部部局とは異なる附属機関61とも 総称される審議会等や施設等機関、特別の 機関を設置することができる。この内、審 議会等は「(国家行政組織法) 第三条の国の 行政機関には、法律の定める所掌事務の範 囲内で、法律又は政令の定めるところによ り、重要事項に関する調査審議、不服審査 その他学識経験を有する者等の合議により 処理することが適当な事務をつかさどらせ るための合議制の機関を置くことができる」 という国家行政組織法第8条の規定に基づ き設置されるものである。また、国家行政 組織法第8条の2においては、「(国家行政 組織法)第三条の国の行政機関には、法律 の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政

令の定めるところにより、試験研究機関、 検査検定機関、文教研修施設(これらに類 する機関及び施設を含む。)、医療更生施設、 矯正収容施設及び作業施設を置くことがで きる」と規定され、いわゆる省庁大学校な どが設置されている。

そして、国家行政組織法第8条の3で「(国 家行政組織法) 第三条の国の行政機関には、 特に必要がある場合においては、前二条に 規定するもののほか、法律の定める所掌事 務の範囲内で、法律の定めるところにより、 特別の機関を置くことができる」と規定さ れているのが特別の機関である。特別の機 関は所掌事務または組織構成が特殊である ため、府、省、委員会、庁の内部部局、審 議会等、施設等機関および地方支分部局の いずれにも含まれない行政機関の総称とさ れる62。そのため、警察庁や検察庁といった 法執行機関、あるいは日本学術会議や日本 学士院、日本芸術院といった学術機関も特 別の機関とされている。この附属機関は国 家行政レベルにおける給付行政63の主要な 部分を担っているが、このこととの関連で 附属機関の中には、独立行政法人化になじ むものがあり64、実際に財務省の特別の機関 だった造幣局および印刷局は改組され、独 立行政法人造幣局および独立行政法人国立 印刷局となり、通商産業省の特別の機関だ った工業技術院は国立研究開発法人産業技 術総合研究所へ発展・改組されている。

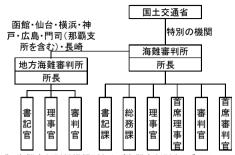
これらの検討を踏まえると、「外局」と「特別の機関」は根拠法のみならず、行政機関に置ける位置づけが大きく異なることが明らかとなる。これは換言すると、国土交通省の外局であった海難審判庁が同省の特別の機関である海難審判所へ改編されたことは名称の変更以外の何らかの変更があったということである。これを踏まえ、以下では海難審判所が設置された経緯を考察する。

#### 4. 「特別の機関」としての「海難審判制度」

# 4.1 法令における海難審判および海難審判 所の位置付け

海難審判全体に関する主な関連法令としては、法律である国土交通省設置法および海難審判法、政令である海難審判法施行令、省令である海難審判法施行規則および海難審判所組織規則が挙げられる。この内、海難審判法施行令や海難審判法施行規則が海難審判に関する詳細な規定を中心に構成されている。

一方、行政機関としての海難審判所の設 置根拠は海難審判法第7条である。また、 国土交通省設置法第27条第2項および同第 29条の3においても、海難審判所に関する 規定が設けられている。これらの法律およ び海難審判所の組織を詳細に規定している 海難審判所組織規則に基づき、海難審判所 が東京都に、海難審判所の事務の一部を取 り扱わせるために地方海難審判所が函館市、 仙台市、横浜市、神戸市、広島市、北九州 市および長崎市に、門司地方海難審判所の 支所 (門司地方海難審判所那覇支所) が那 覇市にそれぞれ置かれており【図 2】、我が 国の領海や排他的経済水域はもとより、地 球上のあらゆる海域を分轄している【表 2】。 なお、海難審判所および地方海難審判所な らびに支所の構成員は審判官25人、理事官 23人、その他の職員33人という計81人と なっている65。



出典:海難審判所組織規則および海難審判所ウェブサイト (https://www.mlit.go.jp/jmat/profile/sosiki/sosiki.htm)をもとに筆 者作成。

図2:海難審判所の組織

# 表 2: 地方海難審判所の名称、位置、管轄区域及び 海難審判法第十六条第三項の規定による事件の管轄

名称 (位置)	管轄
函館地方海難審判所 (函館市)	管轄区域 北海道 大間崎と竜飛埼とを結び東経百四十度の子午線まで延長しその交点から二百九十五度にロシア連邦の海岸まで引いた線(以下「イ線」という。)、大間埼と尻屋埼とを 結び尻屋埼から九十度に東経百七十五度の子午線まで引いた線(以下「口線」という。)及び口線の東端から零度にロシア連邦の海岸まで引いた線(以下「ハ線」という。)以内の領海 海難審判法第十六条第三項の規定による事件の管轄 イ線、自線及びい線以内の国外の水域並びにこれに接続する河川において発生する事件
仙台地方海難審判所 (仙台市)	管轄区域 青森県、岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県 イ線及び新潟県と富山県との海岸境界(北韓三十六度五十八分五十一秒東経百三十七度三十八分十九秒)から零度に五十海里引きその北端から二百九十五度に 北朝鮮の海岸まで引いた線(以下「二線」という。)以内の領海 口線及び福島県と茨城県との海岸境界(北韓三十六度五十一分三十一秒東経百四十度四十七分三十八秒)から九十度に東経百四十五度の子午線まで引きその東端 から零度に回数をで引いた線(以下「不線」という。)以内の領海 海難審判法第十六条第三項の規定による事件の管轄 イ線及び二線以内の国外の水域立位にこれに接続する河川において発生する事件 口線及び不線以内の国外の水域に近いて発生する事件
横浜地方海難審判所 (横浜市)	管轄区域 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 三重県と和歌山県との新宮川口における境界(北韓三十三度四十三分二十五秒東経百三十六度四十一秒)を通過する子午線(以下「へ線」という。)以東の領海(函 館地方海難審刊所、山台地方海難審刊所及び神戸地方海難審刊所の管轄区域を除ぐ。) 海難審刊法第十六条第三項の規定による事件の管轄 へ線以東で西経七十度の子午線(以下「・線」という。)以西の国外の水域において発生する事件(函館地方海難審判所、仙台地方海難審判所及び神戸地方海難審判 所の管轄に属する事件を除ぐ。)
神戸地方海難審判所 (神戸市)	管轄区域 富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵衛県 奈良県 和歌山県 徳島県 高知県 二線及び兵庫県と鳥取県との海岸境界(汐吹崎)から零度に二線まで引いた線(以下)子線」という。)以内の領海 へ線以西の領海(広島地方海難華刊所、門司地方海難華刊所及び長崎地方海難審判所の管轄区域を除く。) 海難審刊法第十六条第三項の規定による事件の管轄 二線及び子線以内の国外の水域において発生する事件 へ線以西では線以東の国外の水域において発生する事件 へ線以西では線以東の国外の水域ではいこれに接続する河川及び湖において発生する事件(広島地方海難審判所、門司地方海難審判所及び長崎地方海難審判所の 管轄に属する事件を除く。) ト線以西の大西洋、メキシコ湾及びカリブ海並びにこれらに接続する河川において発生する事件
広島地方海難審判所 (広島市)	管轄区域 島取県、島根県、岡山県、広島県、山口県(下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡の区域に限る。) 香川県 愛媛県 三線、手線及び島根県と山口県との海岸境界(北緯三十四度四十分五十一秒)東経百三十一度四十一分二十一秒)から零度に二線まで引いた線(以下「J線」という。) 以内の領海 岡山県と兵庫県との海岸境界(真尾鼻)から網埼に至り網埼から香川県と徳島県との海岸境界(北緯三十四度十二分三十二秒東経百三十四度二十六分三十秒)まで 引いた線(以下「J線)という。)、防府市と周南市との海岸境界(赤埼)から野島の西端及び速吸瀬戸の高島の東端を経て水/子島灯台に至り同灯台から百八十度に北 埼二十三度まで引いた線(以下「J線)という。)。並びに愛媛県と高知県との海岸境界(北緯三十二度五十五分三十二秒東経百三十二度三十九分二十一秒)から二百四十度に北をご引いた線(以下「J線)という。)以内の領海 海豊審判法第十六条第三項の規定による事件の管轄 二線、子線及びJ線以内の国外の水域において発生する事件
門司地方海難審判所(北九州市)	管轄区域 山口県(広島地方海難審判所の管轄区域を除く。) 福岡県(長崎地方海難審判所の管轄区域を除く。) 長崎県(対馬市及び壱岐市の区域に限る。) 大分県 宮崎県 歴児島県(長崎地方海難審判所の管轄区域を除く。) 沖崎県 二線、J線、J・線、J・線の南端から二百七十度に東経百二十二度三十分まで引きその西端から零度に北緯二十六度まで引いた線(以下「7線」という。)、7線の北端 から九十度に東経百二十五度まで引いた線(以下「7線」という。)、阿久根市と薩摩川内市との海岸境界(北緯二十一度五十五分二十二秒乗終日三十度一三分十二 秒) から二百七十度に三十海里引きその西端から北線二十六度東経百二十五度の点まで引いた線(以下「3線」という。)及び糸島市と唐津市との海岸境界(北緯三十 三度二十八分十二秒東経百二十度二分二十元秒) から烏帽子島灯台を経て馬羅島灯台に至り同灯台から二百七十度に中華人民共和国の海岸まで引いた線(以下「9 議」という。)以内の領海 海難審判法第十六条第三項の規定による事件の管轄 二線、J線、J線、7線、3線及び今線以内の国外の水域並びにこれに接続する河川において発生する事件
長崎地方海難審判所 (長崎市)	管轄区域 福岡県(大年田市、柳川市、大川市及びみやま市の区域に限る。) 佐賀県 長崎県(門司地方海難審判所の管轄区域を除く。) 熊本県 鹿児島県(阿久根市、出水市 及び出水部の区域に限る。) 力線、3線、夕線及び7線の北端から二百七十度に中華人民共和国の海岸まで引いた線(以下「レ線」という。)以内の領海 海難審判法第十六条第三項の規定による事件の管轄 力線、3線、夕線及びレ線以内の国外の水域並びにこれに接続する河川及び湖において発生する事件

出典:海難審判所組織規則をもとに筆者作成。

# 4.2 「外局」から「特別の機関」への改編をど のように捉えるか?

2008年の海難審判所設置から約10年が経過し、国会審議などで海難審判所が注目を集めることはあまりなく<sup>66</sup>、海難審判の申立件数も320件前後で推移している【表3】。そのため、海難審判所が設置される際の国会審議においては、同時に廃止された船員労働委員会と併せて、観光庁と運輸安全委員会を設立するために海難審判庁が廃止されたという指摘もなされたが<sup>67</sup>、海難事故が漸減傾向であることを踏まえると、現行の規模はある程度適正であると考えられる。

一方、2008 年以降も外局は増え続け、消費者庁(2009 年)や原子力規制委員会(および原子力規制庁)(2012 年)、個人情報保護委員会(設立当初は特定個人情報保護委員会)(2014 年)、スポーツ庁(2015 年)、防衛装備庁(2015 年)、出入国在留管理庁(2019 年)、カジノ管理委員会(2020 年)が設置された。これらの取り組みを踏まえると、海難審判所が国土交通省の外局から特別の機関に改編されたことは、一見すると行政機関として格下げされたように見える。

しかし、他の特別の機関を見てみると、 2017年4月に我が国における海洋政策の根 幹となる海洋基本法に基づいて設置される

総合海洋政策本部の事務局が内閣府の特別 の機関である総合海洋政策推進事務局とし て改組されたり、「科学者の国会」とも称さ れ、総理府の機関として設置された日本学 術会議が総務省を経て、2005年4月に内閣 府の特別の機関へと移管されたりと必ずし も格下げと言えない事例も存在している68。 また、我が国の安全保障を担う自衛隊の指 揮・命令系統の中核である統合幕僚監部や 各自衛隊の幕僚監部は防衛庁設置法におい ては防衛庁長官の幕僚機関として設置され たが、その後防衛省の特別の機関に改組さ れている。そのため、海事分野における主 要な行政審判である海難審判の実務を担う 存在として、海難審判所を字句通りの特別 の機関として位置づけるのは、格下げと言 うよりも行政機関としての位置づけをより 明確にしたと捉え得る。

また、我が国における海洋政策の推進という観点から見ると、現行の海洋基本計画 (以下「第3期海洋基本計画」とする)は 「総合的な海洋の安全保障(comprehensive maritime security)」を基礎とした点が強調 される傾向があるが<sup>69</sup>、第3期海洋基本計 画においては、「海洋の主要政策」として「海 洋の産業利用の促進」や「海洋環境の維持・ 保全」、「科学的知見の充実」、「北極政策の 推進」、「国際連携・国際協力」、「海洋人材

			1	χэ. πд	*************************************	071年19			
	申立	件数	申立隻数 立件件数		立件隻数		船舶事故隻数		
2008年※	1-9月	10-12月	1-9月	10-12月	1-9月	10-12月	1-9月	10-12月	2.414
2008年※	421	39	633	56	2,258	160	2,692	223	2,414
2009年	29	91	42	23	1,491		1,936		2,545
2010年	35	56	52	524		1,441		66	2,395
2011年	3	77	55	56	1,145		1,523		2,508
2012年	36	63	527		1,063		1,386		2,234
2013年	30	05	42	24	1,0	01	1,3	62	2,285
2014年	331		508		1,0	26	1,3	65	2,138
2015年	347		509		1,047		1,386		2,116
2016年	30	05	447		986		1,306		2,007
2017年	30	05	433		953		1,259		1,959
2018年	320		45	53 832		1,1	02	2,178	
2019年	3	17	47	74	90	16	1,203		2,053

表3:海難事故の推移

※2008年9月までは海難審判庁として、20008年10月からは海難審判所として集計している。

出典:『レポート海難審判』各号および『令和2年版交通安全白書』をもとに筆者作成。

の育成と国民の理解の増進」も掲げられて おり、海難審判と密接に関わる取り組みを 推進することが明示されている<sup>70</sup>。そのた め、我が国における海洋政策の推進を担う 重要な行政機関としてより積極的に海難審 判所を我が国の行政機構に位置付けること、 より具体的には海難審判所と運輸安全委員 会へ改編された背景を踏まえ、独自に海難 事故の原因究明を行うのみならず、必要に 応じた政策立案を主導し得る体制を強化す ることが適当であると結論付けられる。

#### 5. おわりに

本稿は行政機関としての海難審判所に注 目し、行政府と司法府のインターフェイス と言い得る行政機関としての特殊性や我が 国の海洋政策における位置づけを明らかに すべく、政治学、特に政治過程論および政 治史の観点から検討を進め、準司法手続を 所掌事務とする行政機関であるのみならず、 我が国における海洋政策の一端を担う行政 機関として位置づけ得ることを明らかにし た。また、IMO 決議をはじめとする国際的 な動向の強い影響を受けていることも明ら かにした。これは換言すると、海難審判所 が相当の政治性影響を受け得る行政機関で あることを意味している。この特徴は、本 稿冒頭で紹介した先行研究においてはあま り注目されてこなかったものである。

一方で、海難審判所が設置された際に提示された幾つかの懸念<sup>71</sup>を払しょくする取り組みを引き続き進めていく必要がある。この取り組みは準司法機関という行政府と司法府のインターフェイスとしての性格を帯びている海難審判所にとっては宿命とも言い得る課題であり、今後も精力的な改善を行うことが求められる。また、本稿での検討を通じて、準司法機関としての海難審判制度にも注目したが、これは「持続可能

な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

(Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels)」という 持続可能な開発目標 16 (SDG 16) の達成へ の寄与も期待されるものである。無論、特 別の機関の法的な位置づけやその解釈につ いては、行政組織法をはじめとする行政法 や国際組織法をはじめとする国際法を中心 とする関連諸分野からのより詳細な分析が 求められる。しかし、持続可能な開発目標 の達成や我が国を含む国際的な海洋政策の 推進への貢献を目指す政策研究、そして政 治学の観点からその方向性や枠組みを提示 することは意義があると考える。そのため、 我が国のみならず、世界の海洋政策をより 強力に推進するためにも今後も政治学の視 点からの調査研究を積極的に推進したい。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 内閣府編 (2020) 『令和 2 年版交通安全白書』 167 頁

<sup>(</sup>https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r02ko u\_haku/pdf/zenbun/2.pdf) (最終確認日:9月 30日)。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 海難審判以外の行政審判としては、特許法 に基づくものや国税通則法に基づくものな どが挙げられる。独占禁止法基本問題懇談 会(第10回)配布資料4「我が国における 行政審判制度」

<sup>(</sup>https://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/archive/kaisaijokyo/mtng\_10th/mtng\_10-4.pdf) (最終確認日:2020年9月30日)。

- <sup>3</sup> 藤田宙靖 (2020)『新版 行政法総論(下)』 青林書院 183-184 頁。
- 4 当時の藤井貞夫人事院総裁は定年制度の導 入について、「適正な新陳代謝を図りますと ともに、長期的な人事管理の体制を打ち出 せなくなる、それが十分でないということ から、いろいろな問題がそこに起きてまい るということがございますので、そういう 点をさらに将来を見越して考えまする場合、 民間においても大部分が定年制を実施して おるということがございますので、一種の 勤務条件についての情勢適応の原則あるい は官民との均衡というような点から申しま して、この際定年制を公務員にも導入する ということが大変意義のあることではない かということで、人事院といたしましては お答えを申し上げたということでございま す。」と答弁している。衆議院(1981)『第 94 回国会内閣委員会議録』第9号29頁。
- 5 海難審判所の審判官および理事官以外で定年が65歳とされている役職としては、「研究所、試験所等の長で人事院が定めるもの」、「迎賓館長」、「宮内庁次長」、「金融庁長官」、「国税不服審判所長」、「運輸安全委員会事務局の船舶事故及びその兆候に関する調査に従事する事故調査官で人事院が定めるもの」、「検事総長」などが挙げられるが、何れも特殊性が高い行政機関の長や構成員である。
- 6 一般的に「準司法機関」と属称されるのは 検察や警察、公正取引委員会が挙げられる ことが多い。鈴木孝之(2009)「公正取引委 員会における準司法機関の意義『白鴎大学 法科大学院紀要』第3号271-294頁、田和 俊輔(1972)「準司法機関としての検察制度 と司法警察の関係」『鳥取大学教養部紀要』 第6号51-84頁。しかし、海難審判所の所 掌事務である海難審判制度が行政審判の一 種であり、国税不服審判所の設置に関する 審議において、当時の吉國二郎国税庁長官 が「海難審判所等のような準司法機関」と いう答弁をしていることからも、海難審判 所が準司法機関として認識されていたこと が窺える。参議院(1969)『第61回国会大 蔵委員会議録』第31号25頁。
- 7 高等海難審判庁編(1964)『海難審判史』海

- 難審判研究会。
- <sup>8</sup> 高等海難審判庁監修(1997)『海難審判制度 百年史』海難審判協会。
- 9 伊藤喜市 (2013-2016)「日本近代海難調査 史話」(第1話~第8話)『ふねとうみ:そ の安全を求めて』172-175 号および 178~ 181号、海難審判・船舶事故調査協会。
- 10 大須賀英郎・安部誠治(2017)「近代日本 における海員審判の意義と限界―船舶事故 調査の視点から―」『社会安全学研究』第8 号 19-42 頁。
- 11 大須賀英郎 (2020)「日本の船舶事故調査 制度に関する一考察—海外先進諸国と比較 しつつ—」関西大学博士学位論文。
- 12 森島逸男 (1979)『海難審判制度史』成山 堂書店。
- 13 森清 (1968)『海難審判制度の研究』中央 大学出版部。
- 14 加えて、行政学の分野においても、私人の権利利益の保護に注目が集まり、行政機関の仕組みに注目する行政組織法に関する調査研究が行政作用法や行政救済法といった行政法における他分野より密度に格差があるという指摘もある。松戸浩(2017)「行政組織法の課題」『行政法研究』第 20 号 129-138 頁。
- 15 高等海難審判庁監修 (1997)『海難審判制 度百年史』海難審判協会。
- 16 大須賀英郎・安部誠治(2017)「近代日本 における海員審判の意義と限界―船舶事故 調査の視点から―」『社会安全学研究』第8 号 19-42 頁。
- 17 第2条では「臨時裁判所ノ裁判官ハ皆政府ノ 特選ヲ以テ命セラレル者トス其定員ヲ7名ト シ又其内1人ヲ特選シテ裁判長トス」とされ、 裁判長1人、裁判官6人の合議体とすること が定められていた。なお、この裁判は訴えが 取り下げられたことで開廷することはなか った。
- 18 同規則第 10 条では、「第二 其失錯又ハ不 良ノ所為ニ由テ船ヲ失ヒ」などを列挙して、 これらを「直ニ之ヲ審究或ハ審究セシムへ シ」としている。
- 19 前掲『海難審判制度百年史』19 頁。
- 20 内閣官報局 (1881) 『法令全書 明治 14 年

(国立国会図書館デジタルコレクション)』 133-138 頁。なお、同規則の施行に伴い、 1876年の規則は廃止された。

- <sup>21</sup> 船舶司検所官制・御署名原本・明治 24 年 ・勅令第 150 号、国立公文書館デジタルア ーカイブ。
- 22 大須賀英郎・安部誠治 (2017) 22 頁。
- <sup>23</sup> 1896 年 1 月 23 日、貴族院本会議。国立国 会図書館帝国議会議事録検索システム。
- 24 高等海難審判庁監修 (1997)『海難審判制度百年史』海難審判協会 52 頁。なお、前掲「近代日本における海員審判の意義と限界」 24 頁では、この記述は「正確なものではない」と指摘していることは明記しておく。
- <sup>25</sup> 1896 年 2 月 25 日、貴族院本会議。国立国会図書館帝国議会会議録検索システム。
- <sup>26</sup> 海員懲戒法・御署名原本・明治 29 年・法律第 69 号、国立公文書館デジタルアーカイブ。
- <sup>27</sup> 同法における懲戒は第2条において免状行 使の禁止、同停止、けん責の三種類とされ た。
- <sup>28</sup> 海員審判所職員定員及任用令・御署名原本・明治 30 年・勅令第 78 号、国立公文書 館デジタルアーカイブ。
- 29 地方海員審判所管轄区域・御署名原本・明 治30年・勅令第190号、国立公文書館デジ タルアーカイブ。
- 30 台湾船籍規則・台湾汽船検査規則・台湾汽 船職員規則・台湾汽船職員懲戒規則・明治 41 年律令第 12 号船舶登記取扱方廃止律令 案、国立公文書館デジタルアーカイブ。
- 31 海事諸法台湾施行令・御署名原本・昭和 6 年・勅令第 273 号、国立公文書館デジタル アーカイブ。
- 32 朝鮮総督府海員審判所官制ヲ定ム、国立公 文書館デジタルアーカイブズ。勅令案には 「朝鮮海員懲戒令ノ制定ニ伴ヒ海員審判所 職員ノ定員及任用ニ関スル規定制定ノ必要 アルヲ認ム依テ別紙勅令案ヲ提出ス」と付 されている。
- 33 関東州海員懲戒令・御署名原本・昭和 11 年・勅令第 312 号、国立公文書館デジタル アーカイブ。
- 34 海事諸法樺太施行令・五章名原本・昭和 20 年・勅令第 204 号、国立公文書館デジタル

- アーカイブ。
- 35 高等海難審判庁監修 (1997) 『海難審判制 度百年史』海難審判協会 126 頁。
- 36 同上 130-131 頁。
- 37 衆議院 (1947) 『第 1 回国会衆議院運輸及 び交通委員会議録』第 11 号 4 頁。
- 38 海難審判法・御署名原本・昭和22年・法律 第13号、国立公文書館デジタルアーカイブ。
- 39 海難審判法施行令・御署名原本・昭和 23 年・政令第54号、国立国会図書館デジタル コレクション。
- 40 大阪地方海難審判所は政令(昭和23年政令 第266号)により、神戸市に移転して神戸 地方海難審判所となった。
- 41 行政管理庁行政管理二十五年史編集委員 会編(1973)『行政管理庁二十五年史』行政 管理庁 670-679 頁。
- 42 衆議院(1949)『第 5 回国会衆議院内閣委員会運輸委員会連合審査会議録』第1号2-3頁。
- 43 高等海難審判庁監修 (1997)『海難審判制度百年史』海難審判協会 186-187 頁によると、海難審判の請求面と審判部門を分離するよう GHQ からの強い意向が出されたことから、前者を担当する理事官の業務が海上保安庁に移管されることとなった。海上保安庁の創設当初には保安局(のち保安部、海事検査部)に置かれ、さらに 1952 年 4月に海上保安庁の付属機関の一つとして設置されるに至った。
- 44 琉球船舶規則(1952年府令第65号)、高等海難審判庁監修(1997)『海難審判制度百年史』海難審判協会317頁。
- 45 民政府府令第 065 号 琉球船舶規則(請求番号:り-30)、沖縄県立公文書館。
- 46 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律・御署名原本・昭和46年・第6巻・法律第130号、国立公文書館デジタルアーカイブ。この事項は同法69条において、海難審判法第9条の2に追加された条文である。
- 47 加えて、戦前の我が国における行政機構が 大陸法あるいは大陸行政法に依拠しており、 行政庁として機能したものが会計検査院や 海難審判所など数機関のみであった。君塚

正臣(2018)「日本における憲法院的機関の憲法上の可能性一内閣法制局・再考一『司法権・憲法訴訟論』補遺(1)」『横浜法学』第26巻第3号1-62頁。そのため、戦前は例外的な行政機関であった海難審判制度が戦後一般的な行政機関として取り扱われるようになったと見るのが適当であろう。

- <sup>48</sup> 「IMO (国際海事機関)の概要」 (https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\_t k1\_000035.html) (最終確認日:2020年9月 30日)。
- 49 1974 年に採択された現行の SOLAS では安全規制の一段の強化が図られたほか、今後の技術革新等に即応するため、条約改正手続きの簡素化が図られ、頻繁に改正が行われるようになった。1974 年の海上における人命の安全のための国際条約 (SOLAS 条約) (https://www.mlit.go.jp/kaiji/imo/imo0001\_.html) (最終確認日: 2020 年 9 月 30 日)。
- 50 海難審判庁 (2007) 『海難レポート 2007』 高等海難審判庁 23 頁。
- 51 大須賀英郎・山口浩孝 (2008)「海難審判制度をめぐる再編について」『海難と審判』第159号6-16頁、海難審判協会(2008)「海難審判庁が変わりました」『海難と審判』第160号2-4頁、東京海上日動火災保険株式会社(2008)「海難事故の調査制度の抜本的な改革―海難審判と新しい「運輸安全委員会」について一」『東京海上日動マリンニュース』第182号

(https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine\_site/news/pdf/marine\_news\_080404.pdf) (最終確認日:2020年9月30日)。なお、事故調査コードが策定および採択された経緯としては、1929年に締結されたSOLAS以来念頭に置かれてきた国際的な海難調査協力の潮流に加え、1960年代以降に続発した重大海難を契機として、国際的に統一された海難調査の手法を作成する必要性が共有された結果、IMOおよび国際海難調査官会議(Marine Accident Investigators International Forum: MAIIF)において検討が行われた後、オーストラリアによってIMOの旗国小委員会(Sub-Committee on Flag State Implementation: FSI)へ事故調査

コード案が提案されている。岸本宗久(2002) 「「国際海難」について」『日本海事補佐人 会誌』第3号27-32頁。また、2008年6月 に海難審判庁が財団法人海難審判協会およ び財団法人日本財団と共催した「アジア地 域における海難調査協力推進のための専門 家会議」においては、「将来における海上事 故の再発防止及び海上の安全と海洋の環境 維持のために、海上事故調査及び海上事故 情報とそこから得られた教訓の共有化にお ける国際協力の重要性を認識し、意見が一 致した。我々は、国際協力推進のためには、

MAIFA (著者注: Marine Accident

Investigators Forum in Asia(アジア海難調査官会議))、MAIIFの活動及び二国間、多国間における取り決めが有効であることを確認した」という合意事項(Summary)が採択され、MAIIFやその地域版である MAIFAが事故調査コードの運用において、重要な役割を果たしていることが確認されている。財団法人海難審判協会(2009)『平成20年度アジア地域における海難調査推進のための専門家会議アジア地域における海難調査推進のための専門家会議アジア地域における海難調査協力体制の構築に関する調査研究報告書その2」財団法人海難審判協会137-138頁。

- 52 海難審判所 (2009)『平成 21 年版レポート 海難審判』海難審判所 1-2 頁。なお、「重大 な海難」とは、海難審判法施行規則第 5 条 で規定されている下記の海難を指す。
  - 1 旅客のうちに、死亡者若しくは行方不 明者又は2人以上の重傷者が発生した もの
  - 2 5 人以上の死亡者又は行方不明者が発 生したもの
  - 3 火災又は爆発により運航不能となっ たもの
  - 4 油等の流出により環境に重大な影響 を及ぼしたもの
  - 5 次に掲げる船舶が全損となったもの イ 人の運送をする事業の用に供する 13 人以上の旅客定員を有する船舶
    - ロ 物の運送をする事業の用に供する 総トン数 300 トン以上の船舶
    - ハ 総トン数 100 トン以上の漁船

- 6 前各号に掲げるもののほか、特に重大 な社会的影響を及ぼしたものとして 海難審判所長が認めたもの
- 53 衆議院(2008)『第 169 回国会衆議院国土 交通委員会議録』第 11 号 8 頁。
- 54 参議院 (2008) 『第 169 回国会参議院国土 交通委員会議録』第 6 号 24 頁。
- 55 衆議院 (2008) 『第 169 回国会衆議院国土 交通委員会議録』第 11 号 17 頁。
- 56 宇賀克也(2019)『行政法概説Ⅲ 行政組織 法/公務員法/公物法〔第 5 版〕』有斐閣 189 頁。
- 57 内閣府に置かれる外局は内閣府設置法第64条において列記されている。
- 58 宇賀克也(2019)『行政法概説Ⅲ 行政組織 法/公務員法/公物法〔第 5 版〕』有斐閣 190-191 頁。
- 59 田中二郎 (1976) 『新版 行政法 中巻 全訂 第2版』 弘文堂 63頁。
- 60 中央省庁等改革基本法が制定された 1998 年6月段階では、海難審判庁を含む 21 の庁 および委員会が外局として設置されていた。 なお、2020 年 12 月現在、国家行政組織法 第7条において実施庁と指定されているの は【表 1】に記載しているように、公安調 査庁、国税庁、特許庁、気象庁および海上 保安庁の5つである。
- 61 「附属機関」という用語自体は内閣府設置 法や国家行政組織法では使用されていない が、「附属機関、地方支分部局等に関する規 定の整理等に関する法律(昭和55年3月 31日法律第13号)」などにおいては、審議 会等や施設等機関、特別の機関を示す用語 として使用されている。また、1983年に行 われた国家行政組織法の改正以前は、同法 第8条において、審議会等や施設等機関、 特別の機関は一括して規定されていた。
- 62 宇賀克也 (2019)『行政法概説Ⅲ 行政組織法/公務員法/公物法[第5版]』有斐閣 235頁。
- 63 「給付行政(サービス行政)」とは、私人 に対する財や役務、情報等の給付が行政資 源取得の対価等ではなく、給付それ自体を 目的として行われる場合を指す。宇賀克也

- (2020) 『行政法概説 I 行政法総論 [第 7 版] 』 有斐閣 92 頁。
- 64 塩野宏(2012)『行政法Ⅲ[第四版]行政 組織法』有斐閣 82 頁。
- 65 海難審判所 (2020) 『令和 2 年版レポート 海難審判』海難審判所 1 頁。なお、『レポート海難審判』によると、海難審判所設置後、 その他の職員の増減はあるものの、審判官 と理事官の人数は増減なく維持されている。
- 66 ただし、2008年2月に発生した護衛艦あた ご漁船清徳丸衝突事件の海難審判やそれに 関連する刑事裁判が行われていた関係で、 その刑事裁判が結審した 2013年頃までは 国会では散発的に海難審判に関する審議が 行われていた。
- 67 衆議院(2008)『第 169 回国会衆議院国土 交通委員会議録』第 9 号 12-18 頁、衆議院 (2008)『第 169 回国会衆議院国土交通委員 会議録』第 10 号 18-20 頁。
- 68 池内了(2008)「特別講演 共同利用機関の 前史としての日本学術会議の活動と今後」 総合研究大学院大学『大学共同利用機関の 歴史とアーカイブズ 2008 葉山高等研究セ ンター研究プロジェクト「人間と科学」研 究課題「大学共同利用機関の成立に関する 歴史資料の蒐集とわが国における巨大科学 の成立史に関する研究 | 2008 年度報告』 111-133 頁。なお、1997年11月19日に開催 された行政改革会議第39回会議においても、 「日本学術会議を総務省に置くことになる と、任命者が総理大臣から総務大臣になる ので、格下げとして異論が出てくるのでは ないか、これを避けるために事務局は総務 省に設けるが、内閣総理大臣が会員を任命 する形にできないか」という指摘がなされ ており、内閣府への移管はこの懸念を払拭 するものであったと考えられる。「行政改革 会議第39回会議議事概要(集中審議第3日)」 (https://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku/1202da i39.html)(最終確認日:2020年9月30日)。
- 69 羽尾一郎 (2018)「第 3 期海洋基本計画の 下での新たな海洋政策」『Ocean Newsletter』 第 431 号 2-3 頁。
- <sup>70</sup> なお、第3期海洋基本計画の第2部(海洋 に関する施策に関し、政府が総合的かつ計

画的に講ずべき施策))の各項目(海洋の安全保障((1) 我が国の領海等における国益の確保(オ海上交通における安全の確保))、海洋の産業利用の促進((4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化(オ国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮の促進))、海洋環境の維持・保全((2) 沿岸域の総合的管理(エ沿岸域における利用調整))および国際的な連携の確保及び国際協力の推進((3)海洋に関する国際協力(工防災・海難救助支援)))には海難防止に関する取り組みが記載されている。

71 例えば、全日本海員組合が 2008 年 2 月に 刊行された『海員』では、海難審判庁の改 編に関する強い懸念が示されている。全日 本海員組合(2008)「特集 海難審判庁の組 織改編|『海員』第60巻第2号40-58頁。 また、海難審判庁から改組された運輸安全 委員会が作成する船舶事故調査報告書を裁 判官が参照することにより、事故原因究明 と懲戒処分を分けるという海難審判所が設 置された背景を否定しかねない動きに対し て懸念を示した研究も発表されている。藤 原(森田)紗衣子・藤本昌志・三好登志行 (2018)「運輸安全委員会による事故調査報 告書が及ぼす影響についての一考察-LNG 船プテリ ニラム サトゥ LPG 船サク ラ ハーモニー衝突事件の分析を中心に一」 『日本航海学会論文集』第139巻19-32頁。

付記:本稿は日本政治学会 2020 年度研究大会 で報告した内容に加筆・修正したもので ある。

# A Study on the Marine Accident Inquiry System in Japan:

# Focusing on its position as an administrative institution

Nobuyuki MATSUOKA\* and Yuta KOMORI\*\*

#### Abstract

This paper aims to clarify the character of the Marine Accident Inquiry System as an administrative institution, especially its historical and institutional aspects, and to clarify its position in Japan's administrative structure, which can be described as an interface between the executive and judicial branches of the government.

This paper clarifies that the Marine Accident Inquiry System is not only an administrative institution with quasi-judicial proceedings under its jurisdiction, but can also be positioned as an administrative institution that plays a part in Japan's ocean policy. The paper also suggests that the Marine Accident Inquiry System may contribute to the promotion of Japan's Basic Plan on Ocean Policy and the achievement of Sustainable Development Goal 16.

Key words: Japan Marine Accident Tribunal, Marine Accidents Inquiry Agency, external organs, extraordinary organs, ocean policy

<sup>\*</sup> Lecturer, School of Political Science and Economics, Meiji University

<sup>\*\*</sup> Research Fellow, Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation 2021.1.31 submitted; 2021.2.28 accepted

## 『海洋政策研究』編集委員会

#### Ocean Policy Studies Editorial Board

- ·委員長(発行者)/Chief Editor 角南 篇 (海洋政策研究所長(公益財団法人笹川平和財団理事長)) Atsushi SUNAMI, Ph.D. (President, OPRI-SPF)
- ·副委員長/Deputy Chief Editor 酒井 英次(海洋政策研究所副所長兼海洋事業企画部長) Eiji SAKAI(Vice President, OPRI-SPF)
- · 查読小委員長(編集責任者) / Senior Editor 赤松 友成(海洋政策研究所海洋政策研究部長兼上席研究員) Tomonari AKAMATSU, Ph.D. (Director, Policy Research Department, OPRI-SPF)
- · 委員(編集担当)/Editor(for Editorial Affairs) 高 翔 (海洋政策研究所海洋政策研究部研究員) Xiang GAO, Ph.D.(Research Fellow, OPRI-SPF) 五條 理保(海洋政策研究所客員研究員) Riho GOJO, Ph.D.(Visiting Fellow, OPRI-SPF) 小森 雄太(海洋政策研究所海洋政策研究部研究員) Yuta KOMORI, Ph.D.(Research Fellow, OPRI-SPF)
- ·委員(事務担当)/Editor(for Administrative affairs) 上里 理奈(海洋政策研究所海洋事業企画部海洋事業企画課) Rina UESATO(OPRI-SPF) 橋本 菜那(海洋政策研究所海洋事業企画部海洋事業企画課) Nana HASHIMOTO(OPRI-SPF)

#### お詫び

『海洋政策研究』第14号に掲載致しました下記論文につきまして、主題が誤って記載されて しまいました。謹んでお詫び申し上げます。

#### 【掲載された主題】

Hajime TANAKA and Michael C. HUANG, "Policy Simulations of 6th industrialization subsidy using rescursive general equilibrium model: Case of Hakodate city, Hokkaido", pp.73-87.

#### 【正式な主題】

Hajime TANAKA and Michael C. HUANG, "Policy simulations of 6th industrialization subsidy using recursive general equilibrium model: Case of Hakodate city, Hokkaido", pp.73-87.

#### 『海洋政策研究』第15号

2021年3月31日発行

発行者 角南 篤

発行所 公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所

〒105-8524 東京都港区虎ノ門 1-15-16 笹川平和財団ビル 6 階 TEL 03-5157-5210 FAX 03-5157-5230 https://www.spf.org/opri/

印刷所 株式会社かいせい

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-15-3 TEL 03-3580-1531

ISSN 1880-0017

本誌で示された見解は執筆者個人のものであり、笹川平和財団海洋政策研究所の見解を表すものではありません。また、本誌の無断転載、複写、複製を禁じます。

# Ocean Policy Studies

# No.15 2021

	/ド太平洋(FOIP)」の変遷と展開	
	おける脆弱海洋生態系の保全措置と	
		39
<b>一</b> モーリシャスにおり	女の民事責任制度と責任配分 けるWAKASHIO事故を契機として―	
	L. A. TW size	61
	こおける位置づけに注目して一	
松岡 信之・小森 雄太		····· 79